

新環境基本計画中間とりまとめ 目 次

前文（今後、最終案作成までに記述）	100
第 1 部 環境及び環境政策の現状と課題	101
第 1 節 環境の現状	102
1 国内外における状況はどうか	103
2 環境問題はどのように変わってきているか	112
3 社会経済が今日の環境問題にどう影響を与えたか	115
第 2 節 環境基本計画策定後における環境政策の進展	125
1 4 つの長期的目標に係る取組の進展	126
(1) 循環、共生に関する取組	127
(2) 参加に関する取組	133
(3) 国際的な取組	139
2 総合的取組の進展	140
3 政策手法の進展	145
第 3 節 21 世紀初頭の環境政策の課題	146
第 2 部 21 世紀初頭における環境政策の展開の方向	201
第 1 節 持続可能な社会を目指して	202
1 人と環境の望ましい関係	
2 持続可能な社会の構築	
(長期的目標)	211
【循環】	
【共生】	
【参加】	
【国際的取組】	
第 2 節 持続可能な社会に向けた環境政策	212
1 基本的な考え方	213
(1) 社会の諸側面を踏まえた環境政策	214
(2) 生態系の価値を踏まえた環境政策	215
(3) 環境政策の指針となる 4 つの考え方	216
(ア) 汚染者負担の原則	217
(イ) 環境効率性	218
(ウ) 予防的な方策	219
(エ) 環境リスク	220
(4) 環境上の負の遺産	221
2 あらゆる場面における環境配慮の織り込み	222
3 あらゆる政策手段の活用と適切な組み合わせ	228
(1) 社会経済のグリーン化メカニズム	229
(ア) 直接規制的手法	230
(イ) 枠組規制的手法	231

(ウ) 経済的手法	232
(エ) 自主的取組手法	240
(オ) 情報的手法	241
(カ) 手続的手法	242
(2) 環境のための投資	243
(3) 環境教育・環境学習	247
(4) 科学技術	248
4 あらゆる主体の参加	252
5 地域レベルから国際レベルまであらゆるレベルにおける取組	262
第3節 21世紀初頭における環境政策の重点分野	265
第3部 各種環境施策の具体的な展開	3001
第1章 戦略的プログラムの展開	3002
(環境問題の各分野に関する戦略的プログラム)	
第1節 地球温暖化対策の推進	3051
第2節 物質循環の確保と循環型社会の形成に向けた取組	3101
第3節 環境への負荷の少ない交通に向けた取組	3151
第4節 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組	3201
第5節 化学物質対策の推進	3251
第6節 生物多様性の保全のための取組	3301
(政策手段に係る戦略的プログラム)	
第7節 環境教育・環境学習の推進	3351
第8節 社会経済のグリーン化メカニズムの構築に向けた取組	3401
第9節 環境投資の推進	3451
(あらゆるレベルにおける取組に係る戦略的プログラム)	
第10節 地域づくりにおける取組の推進	3501
第11節 国際的寄与・参加の推進	3551
第2章 環境保全施策の体系	3601
第1節 環境問題の各分野に係る施策	3602
1 地球温暖化対策	3606
2 大気環境の保全(地球温暖化対策を除く)	3628
3 水環境及び土壌・地盤環境の保全	3660
4 廃棄物・リサイクル対策	3688
5 化学物質対策	3701
6 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進	3711
第2節 各種施策の基盤となる施策	3758
1 環境影響評価等	3759
2 調査研究、監視、観測等の充実、適正な技術の振興等	3765
3 環境情報の整備・提供	3786
4 公害防止計画	3802
5 環境保健対策、公害紛争処理、環境犯罪対策	3803
6 技術開発等に際しての環境配慮及び新たな課題への対応	3814

7	快適な環境（アメニティー）の確保	3815
第3節	各主体の自主的・積極的取組に対する支援施策	3901
1	各主体の取組	3903
2	各主体の自主的積極的行動の促進に係る施策	3909
	（1）環境教育・環境学習等の推進	3910
	（2）環境保全の具体的行動の促進	3921
	（3）情報の提供	3925
3	社会経済の主要な分野における役割	3926
	（1）物の生産・販売・消費・廃棄	3928
	（2）エネルギーの供給・消費	3939
	（3）運輸・交通	3943
	（4）その他	3950
4	行政活動への環境配慮の織り込み	3957
第4節	国際的取組に係る施策	3959
1	地球環境保全等に関する国際協力等の推進	3960
	（1）地球環境保全に関する政策の国際的な連携の確保	3961
	（2）開発途上地域の環境の保全	3966
2	調査研究、監視・観測等に係る国際的な連携の確保等	3972
	（1）戦略的な地球環境の調査研究・モニタリングの推進	3973
	（2）国際的な各主体間のネットワークの充実・強化	3974
3	地方公共団体又は民間団体等による活動の推進	3975
4	国際協力の実施等に当たっての環境配慮	3976
5	国際協力の円滑な実施のための国内基盤の整備	3977
6	地球環境保全に関する国際的枠組みの下での取組と新たな国際的枠組みづくり	3981
第4部	計画の効果的実施	401
第1節	各主体の連携と推進体制の強化	402
第2節	目標の設定	403
第3節	財政措置等	404
第4節	各種計画との連携	405
第5節	計画の進捗状況の点検及び計画の見直し	406

新環境基本計画中間とりまとめ

前文（今後、最終案作成までに記述）

101 第1部 環境及び環境政策の現状と課題
（本箇所については、前文との関係を整理した上で記述する予定）

102 第1節 環境の現状

1 国内外における状況はどうか

（環境問題の現状に関する指標値等は別途資料として作成）

103 （地球的規模の環境の状況）

石油や石炭などの化石燃料の燃焼や森林伐採等によって、大気中の二酸化炭素の濃度が産業革命以前の段階から大幅に上昇している。19世紀末以降、地球の平均気温が0.3～0.6上昇し、海面も10～25cm上昇しているが、これは人的活動による地球気候上の影響が既に現れていることを示唆している。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の中位予測によると、2100年には、1990年と比較して、地球全体の平均気温が2、海面水位が約50cm上昇すると予測されている。こうした地球温暖化の進行に伴い、世界各地における自然災害の増加、食糧生産への悪影響、生態系への打撃、地下水の塩水化等に伴う水資源への影響など様々な問題が懸念されている。

また、成層圏のオゾン層の状況を見ると、近年南極域において成層圏オゾンが著しく少なくなる「オゾンホール」が毎年発生しており、世界的にも低緯度域以外では成層圏オゾン量は減少傾向にある。一方、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」に基づく科学評価パネルによれば、オゾン層破壊物質の成層圏における濃度は、適切な対策がとられれば、2050年までには1980年以前のレベルにまで戻ると予想されている。

化石燃料の燃焼などに伴う硫酸化物や窒素酸化物によって引き起こされる酸性雨は、局地的な問題に止まらず、国境を越えた国際的な問題として、植物への悪影響、土壌の酸性化、湖沼水の酸性化を招き、湖沼の生物や周辺の森林などの生態系に悪影響を及ぼすことが懸念されている。

世界の陸地の約4分の1を占めている森林面積は、先進国における増加に対し、途上国では大幅に減少しており、世界全体でみるとその減少が引き続き進行している。特に、熱帯林の減少等に伴い、野生動植物の種の減少などが進行している。また、砂漠化問題についても、国連環境計画（UNEP）によると全陸地の25%が影響を受けており、深刻な問題となっている。

また、あらゆる生物にとって不可欠な河川や湖沼などの淡水資源については、急激な人口増加や都市化の進展などに伴い、世界各地で水不足や洪水被害を引き起こしているほか、水質汚濁や生態系への環境面においても悪影響などの問題が生じている。

104 （わが国の環境の状況）

105 （ア）大気環境

わが国の大気環境は、かつて大きな問題となった二酸化硫黄等による大気汚染については改善されたものの、自動車交通量の増加等により、都市部を中心に依然深刻な状況にある。特に大都市地域においては、二酸化窒素の環境基準の達成状況は依然低い水準で推移している。また、浮遊粒子状物質濃度の年平均値を見ると、近年ほぼ横ばいが続いているが、環境基準の達成率は、大都市地域を中心に依然として低い水準となっている。光化学オキシダント、騒音、悪臭についても大きな改善が見られない状況が続いている。

106 (イ) 水環境

水は、自然の循環過程の中にあり、その過程で汚濁物質が浄化される。また、水は、その循環過程で、水資源として様々な形で利用され、その後自然の循環に戻される。この過程で、水利用等から生じる環境負荷は、水環境に大きな影響を与えている。

公共用水域における生活環境の保全に関する環境基準の達成率は、水域ごとに大体横ばいで推移しているが、閉鎖性水域や生活排水が流入する都市内の中小河川では水質改善がなかなか進まない傾向にある。公共用水域における人の健康の保護に関する環境基準はほぼ達成されているが、ダイオキシン類等の化学物質については、環境基準を超えている地点が依然として見られる。地下水質については、環境基準を超える項目の見られる井戸があり、硝酸性窒素による地下水汚染も明らかになり始めている。なお、市街地においては、工場跡地等の再開発等にもない土壌汚染が判明する事例が増加している。

一方、水の流れの観点からは、急速な都市域拡大による不透水性域の拡大、水需要の増大、都市内河川の排水路化、過疎化・高齢化等を背景とした森林や農地の水源涵養機能の低下等に伴い、河川流量の不安定化、湧水の枯渇、水辺環境の喪失など環境保全上健全な水循環が損なわれている状況が見られる。また、渇水年における水資源賦存量は近年小さくなってきている。

107 (ウ) 廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に関する問題

わが国における物質の流れについては、近年、総物質投入量や一人当たりの総物質投入量がほぼ横ばいであり、依然として大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動が継続していると考えられる。それに伴い、廃棄物の量の増大、質の多様化、最終処分場の残余容量の逼迫などが深刻化している。一般廃棄物や産業廃棄物の総排出量は微増傾向にあり、それらの最終処分場の残余年数は、平成9年度で一般廃棄物が11.2年（首都圏：10.3年）、産業廃棄物が3.1年（首都圏：0.7年）と極めて短くなっている。

108 (エ) 化学物質

化学物質の中には、その製造、流通、使用、廃棄の各段階で適切な管理が行われなかった場合に環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものがある。

近年大きな問題となっているダイオキシン類について見ると、大気中濃度は、諸外国の都市域と比較すると高い傾向にある。また、わが国の海域、河川、湖沼の底質や水生生物からも検出されている。土壌中のダイオキシン類については、一般廃棄物焼却施設の周辺土壌における高濃度の汚染事例が報告されている。

109 (オ) 自然環境

わが国の自然環境について、昭和60年以降の状況を見ると、森林のかたまりの平均面積の減少が見られ、また、自然林、二次林は減少傾向に、市街地、造成地等は増加傾向に、干潟、藻場の面積、自然海岸の延長は、いずれも減少傾向にあった。一方、国内の野生生物種に多くの絶滅のおそれのある種があることが明らかになった。

また、国民の自然志向は、高い水準で推移する一方で、子供たちが自然とふれあう機会が減少してきている。

110 (カ) 地盤環境

かつてわが国で生じた著しい地盤沈下は、地下水採取規制等の対策の結果、鈍化あるいはほとんど停止している。しかし、渇水時の水源や消雪用地下水としての地下水利用などの新たな問題も加わり、依然として地盤沈下が生じている地域がある。

111 (キ) 環境上の「負の遺産」

環境負荷の蓄積による不可逆的なあるいは長期にわたる影響を将来世代に残してしまういわゆる「環境上の負の遺産」としては、温室効果ガスによる地球温暖化、クロロフルオロカーボン(CFC)等による成層圏オゾン層の破壊、難分解性の有害化学物質による土壌、底質、地下水の汚染及びその人や野生生物への蓄積、PCBなど廃化学物質

の保管の長期化、生物多様性の減少・喪失などの問題があげられる。また、それらの原因や影響については、程度の差はあるものの、科学的に十分に把握されているとは言い難い。

112 2 環境問題はどう変わってきているか

113 産業公害と開発に伴う自然の減少を中心とする、戦後、高度成長期までの環境問題とその後の環境問題との間には、大きな変化が見られる。

現在の環境問題の多くは、以下の例にあげるように、通常の事業活動や日常生活に起因している。

- ・大都市における交通等に起因する大気汚染問題が、我々の社会経済システムや活発な生産・消費活動と深く結びついていること
- ・閉鎖性水域の水質汚濁の原因が、わが国が食料品、肥料、飼料等の輸入に大きく依存し、これを活用した生産活動や産業活動に伴い、大量の窒素・リンが環境中に放出されていること
- ・地球温暖化の主因である二酸化炭素が我々の生産活動や消費活動のあらゆる場面で排出されていること
- ・廃棄物問題が大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式の結果であること 等

それと同時に、不特定多数の者が原因者であるケースや原因者が同時に被害者であるケースが一般化している。

114 また、地球環境問題や内分泌かく乱化学物質に対する懸念に見られるように、長期的スケールで影響をもたらすおそれがあり、また、発生メカニズムや影響の科学的解明が十分でない問題が増えている。

自然環境の保全に関しては、様々な人間活動の拡大や人と自然との関係の希薄化等の変化に伴い、森林、湿地、農村、都市等様々な生態系において種々の問題が生じている。そのような問題として、生息・生育地の縮小や分断化、また、それらの質の低下による野生生物種の個体群の絶滅の危機の進行、本来の分布域でない地域へ生物が導入されたことによる影響（移入種問題）の顕在化、中山間地域等での野生鳥獣による農林業被害の発生などがある。

環境保全上健全な水循環に関しても、人間活動の都市への集中と都市域拡大による不透水性域の拡大、都市内河川の排水路化、生活用水の利用や排出の増加、過疎化・高齢化等に伴う農地や森林の管理水準の低下、などにより水質、水量、水辺環境に係る問題が生じている。

地球温暖化問題やオゾン層の破壊問題に見られるように、地球規模の広がりを持った環境問題が発生してきている。これらの問題は、例えば熱帯雨林の破壊が大気中の二酸化炭素の増減にも影響を及ぼしうるように、大気、水、生態系を通じて相互に複雑に絡み合っており、個々の問題の悪化によっても地球環境全体の安定性が損なわれるおそれがある。このような環境問題については、人間活動の拡大に伴う、相互に関連する一連の問題群として捉え、取り組む必要がある。

115 3 社会経済が今日の環境問題にどう影響を与えたか

116 （国際的な動向）

117 世界人口は、国連の中位推計によれば、アジア、アフリカ地域を中心に増大を続け、2050年には約89億人を超え、都市人口比率が増大することが予測されている。世界経済については、世界銀行の2006年までの推計によると、中進国及び開発途上地域では、特に

アジア地域を中心に高い経済成長が見込まれるものの、一人当たりのGDPの水準は依然低い状態であり、貧困の問題も引き続き深刻であると見込まれている。国連食糧農業機関（FAO）の2010年までの見通しによれば、開発途上地域の栄養不足人口は減少が見込まれるが、依然として一部の地域における人口の多くに栄養不足の状態が続くことが予想される。また、人口の増大に伴い、一部の人口密集地を中心に水不足の問題が生じており、水資源問題も引き続き深刻であると見込まれている。

また、国際エネルギー機関（IEA）によれば、世界のエネルギー消費量は開発途上国の経済成長などを背景に増加傾向にあり、2020年には1995年の約1.6倍になることが見込まれている。その消費構造を見ると、先進国によって世界の半分以上の一次エネルギーが消費されている。

世界人口の増加や世界規模での活発な経済活動に伴う人類の活動の拡大は、次第に地球規模の環境問題や資源、エネルギー利用の環境面からの制約を顕在化させている。このような地球の容量の制約の中で、地球環境が人類共有のかけがえのない財産であるとの認識の下、いかにして人類社会の持続可能な発展を図るかが国際的に共通の優先的政策課題になっている。

- 118 わが国は、世界経済に大きな比重を占め、国内での活発な経済活動を通じ、地球環境に環境負荷を生じさせるとともに、国際的な取引を通じ、海外における環境負荷に密接な関連を有している。よって、わが国は、人類社会の持続可能な発展に向けて、国内において他の社会のモデルとなりうる持続可能な社会を構築し、その経験と能力を生かして、地球環境への「共通だが差異のある責任」の考えの下、進んで先進国としての責務を引き受けていくことが必要である。

また、世界経済のグローバル化はますます深化しており、地球規模の市場が生まれ、貿易・資本移動の増大、国際的な企業連携の増加などが進んでいる。これらの変化は地球環境に対しても多様な影響を与えると考えられる。開発途上国における環境問題の激化、不正な廃棄物の越境移動に伴う環境汚染、世界的な自然環境の減少や生物多様性の減少など懸念される事態も数多く見られることもその影響の現れであると考えられる。このように世界経済のグローバル化が進む中においては、各国との協調なくしては、一国のみで政策を進めようとしても十分な効果は期待できなくなりつつある。

このような状況の中で、わが国は、人類社会の持続可能な発展に向けて国際社会でイニシアティブを発揮し、環境分野の国際的な枠組みやルール形成に積極的に取り組んでいくことが必要である。

- 119 （国内的な動向）

- 120 （ア）人口の動向

わが国の総人口は、2010年頃をピークとして減少に向かい、2050年頃には1億人になり、少子高齢化が進むと予想されている。

人口の減少は、一般的には消費する資源の総量の減少をもたらす、開発圧力を低下させることにより環境負荷低減の効果を持つと予想される。しかしながら、現在、一人当たりのエネルギー消費量はおおむね増加傾向を続けており、このような環境負荷の大きさの推移の傾向が持続する場合には、その効果が減殺される可能性も考えられる。

人口の動態を見ると、近年、人口移動の沈静化が進む中、東京圏における東京23区地域への人口回帰のようなこれまでとは異なる動きも見られる一方、過疎地域の人口減少は続いている。このような人口の動きを背景に、従来から深刻になっている大都市及び大都市近郊における大気汚染、水質と水量の両面にわたる水環境の問題、地盤沈下、廃棄物処理問題などが依然として環境政策の重要な課題となっている。他方、過疎地域では森林、農地の管理水準の低下の問題による二次的自然環境の劣化等が進行している。

- 121 （イ）ライフスタイル

国民のライフスタイルの傾向としては、生活水準の上昇、生活の利便性の追求に伴う大量消費・大量廃棄型の生活様式が定着しており、自家用車の保有台数の増加、家電製

品の世帯当たりの所有台数の増加などに見られる機器の個人所有化、生活の24時間化など環境負荷の増大を招く可能性のある動きも見られる。このような日常生活に起因する環境負荷を減らしていくことが、環境政策の大きな課題となっている。その一方において、労働時間の減少、余暇時間の増大を背景として、自然とのふれあいへの志向やボランティア活動などへの参加志向が強まる傾向が見られ、世論調査によれば、地球環境問題に対する意識もかなり高くなっている。

122 (ウ) 情報通信技術 (IT)

情報通信技術 (IT) の革新が、社会の在り方自体に様々な影響を与えている中で、環境に対する影響も予想される。

物流、人流に関しては、情報通信による情報データの伝達により人の移動や物の輸送が代替されることに伴う交通量の削減や、情報通信技術を利用した高度道路交通システム (ITS) の推進、交通安全施設等の高度化による交通流の円滑化、流通システムの効率化等によって、二酸化炭素や大気汚染物質の排出量の削減、騒音の減少等が期待される。

企業の業務形態に関しては、情報技術の活用により、生産工程の効率化に伴う資源やエネルギーの利用の効率化、企業の管理部門などの間接部門におけるエネルギー管理の徹底、廃棄物等の情報交換によるリサイクルの進展、消費者の需要の質・量に適合した生産、テレワーク・S O H O の普及による交通量の減少などによる環境負荷の減少が期待される。

国民の日常生活に関しては、新しい情報伝達手法の導入によるエネルギー使用の合理化、モニタリングシステムの活用によるエネルギー使用者のコスト意識の高揚、環境への取組の参加やネットワークづくりを促進する上で重要な役割を果たす適切な環境情報の普及の進展などが期待される。

他方、情報化の進展は、消費選択の多様性の拡大、利便性の向上、消費者ニーズの高度化などをもたらすと考えられる。この場合、それにより代替された時間や所得が振り向けられる経済活動のあり方や、情報機器の生産、運用、廃棄の状況によっては新たな環境負荷が発生しうることに留意する必要がある。

情報通信技術の革新は、環境に対して正負両面の影響を与える可能性があるが、適切な活用を図れば、環境保全上極めて大きな役割を果たし得るものである。したがって、環境面への情報通信技術の活用については、これを持続可能な社会に至るための大きなツールとして位置付け、負の側面を抑制しながら、情報通信技術の持つ可能性を発展させていくための技術開発を進めていくことが重要である。

123 (エ) 環境に関する技術等

環境に関する技術については、情報処理技術の急速な進展によるシステム全体の制御に係る技術の発展とともに、既存の技術の改善・向上、燃料電池やコジェネレーションなどの新技術や応用技術の開発と普及、新たな技術の組み合わせなどが進みつつある。これらは、初期段階においては十分な需要が存在しないことや価格も高価であるなど需要面での課題が存在すること等により、政策的な推進を必要とする場合も多い。

また、汚水処理施設、公園等の環境保全に係る社会資本整備については、欧米諸国と比較して未だ整備水準の低いものも見られる。

124 (オ) 産業構造の転換等

今後、労働力人口が平成17年 (2005年) 頃を頂点に減少し、経済成長に対する労働の寄与が見込めなくなる等、中長期的にはこれまでのような高い経済成長率は想定されない。こうした中、産業構造面ではサービス経済化や第三次産業の比重の増大の趨勢が続くと予想されており、このような産業構造の動きは、一般的に環境負荷の低減に寄与すると考えられている。

また、循環型社会を構築するための取組を行っていく過程においては、様々な分野における環境保全に関する事業活動 (エコビジネス) の成長や、事業者が持続可能な産業

活動を目指し、その環境保全への配慮を段階的に組み込んでいく動きが生ずると考えられる。これらを通じて、より環境負荷の少ない方向に産業構造や生産プロセスが変化することが期待される。

125 第2節 環境基本計画策定後における環境政策の進展

平成6年12月に作成された環境基本計画は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会を構築していくことを環境政策の基本とした。そして、このような社会を構築するため、「循環」、「共生」、「参加」、「国際的取組」の4点を長期的な目標として環境保全に関する施策の総合的かつ計画的展開を図ることとした。計画策定後、今日までの間に、計画の目指す環境政策の方向性を大きく前進させることになる幾つかの進展が見られた。

また、計画期間中に、循環、共生、参加、国際的取組の考え方が社会に浸透した。しかしながら、この計画については、これらの考え方を社会に浸透させる実効性ある手段あるいは浸透状況を点検評価しうる手段を十分に提示しえなかったことが指摘されている。

126 1 4つの長期的目標に係る取組の進展

127 (1) 循環、共生に関する取組

(ア) 地球温暖化対策

環境基本計画の策定後、国際的な枠組みの構築が着実に進展している。主な動きとしては、平成9年(1997年)12月の気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において「京都議定書」が採択され、先進国と市場経済移行国に温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、目標達成のための手段として排出量取引、共同実施及びクリーン開発メカニズム(いわゆる京都メカニズム)の導入が合意された。その後、平成10年(1998年)11月にCOP4が、また平成11年(1999年)10~11月にCOP5が開催された。COP5において、わが国及び多くの欧州諸国が、2002年(平成14年)までの京都議定書発効の必要性を訴えた。

これらの国際的な枠組みづくりと並行して、わが国は積極的に国内における地球温暖化対策の推進を図ってきた。主な動きとしては、まず、政府は、平成9年12月に地球温暖化対策推進本部を設置した。同推進本部は、平成10年6月に「地球温暖化対策推進大綱」を決定し、平成11年7月に同大綱の第1回フォローアップを実施した。一方、中央環境審議会は、平成9年12月に「今後の地球温暖化防止対策のあり方」について環境庁より諮問を受け、平成10年3月に中間答申を行った。これをもとに平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が成立し、平成11年4月に「地球温暖化対策に関する基本方針」を閣議決定した。さらに、経団連等の自主的行動計画等の取組も進められている。

京都議定書の2002年(平成14年)までの発効を目指すことが政府の基本的方針であり、各国による京都議定書の締結が可能となるよう、わが国は国際的な枠組みづくりに引き続き取り組む。また、今後の国際交渉の進展や現行施策の評価も踏まえつつ、京都議定書の目標を遵守するために必要な国内制度の整備・構築を図る。<COP6後に必要に応じて見直し>

128 (イ) 大気環境

大都市を中心とする自動車による大気汚染については、排出ガス規制の強化、自動車NOx法による総合的取組を進めているものの、自動車交通量の増加、車両の大型化、ディーゼル化もあり、改善が進んでいない。このため、自動車NOx法に基づく総量削減計画の目標である平成12年度末までの二酸化窒素に係る環境基準の概ね達成は厳しい

状況にあり、一層の対策の強化が必要となっている。さらにSPMについても、環境基準の達成状況は低いレベルで推移している。特に、近年には、国際的な研究等にもあるように、特に粒径が小さな微小粒子状物質（PM2.5）やディーゼル排気粒子（DEP）による健康影響が懸念されている。光化学オキシダントについても環境基準の達成状況は極めて低い。また、騒音に係る環境基準の達成状況も厳しく、環境基準の達成に向けて一層の対策の推進が必要である。悪臭に関しては、苦情件数が近年急激に増加しており、また悪臭発生源の多様化も進んでいることから、さらなる対策を進める必要がある。

有害大気汚染物質対策については、平成9年4月に施行された改正大気汚染防止法に基づき、地方公共団体において大気環境モニタリングの実施、発生源対策の推進を図っている。また、事業者においても自主管理計画の削減目標達成に向けた取組を進めている。今後は、有害大気汚染物質の環境濃度等の現状を踏まえ、さらなる知見の集積を図り、必要な場合には、さらなる対策を検討することが重要である。

129 (ウ) 水環境・土壌環境・地盤環境

工場・事業場に対する排水規制に比べ、生活排水対策が不十分であり、また、過剰施肥等による汚染、さらには市街地等の非特定汚染源に係る対策も課題となっている。また、湖沼、内湾、内海等の閉鎖性水域における、窒素、リン等の流入による富栄養化の進行への対策も必要である。

平成5年1月の中央環境審議会答申を受け平成6年度以降要監視項目の化学物質についてモニタリングを実施してきたところであるが、これら化学物質の水環境中の存在状況を踏まえ、今後さらなる知見の集積を図り、必要に応じ対策を検討することが重要である。また、水生生物への影響にも留意した環境基準等の目標について調査検討を推進する必要がある。

さらに、水環境の保全については、水質に加え、水量、水生生物、水辺地も視野に入れた「水循環」の視点が重要であり、「環境保全上健全な水循環の確保」に向けた施策の展開が求められている。この施策の展開は、地盤環境の保全の観点からも重要である。

土壌汚染に係る制度の構築が課題であるが、全国の土壌汚染状況の把握、土壌汚染による健康リスクの評価、土地に係る私権制限の妥当性等、様々な角度からの検討が必要である。

130 (エ) 物質循環

廃棄物・リサイクル問題を始めとする物質循環の適正化については、環境基本計画の策定後、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の制定（平成7年）、「特定家庭用機器再商品化法」の制定（平成10年）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正（平成9年他）など法制度が整備されてきた。また、事業者の自主的・主体的な取組の促進が図られてきた。

他方、廃棄物の大量発生、リサイクルの一層の推進、廃棄物処理施設の新規立地の減少、不法投棄の増加など早急に解決すべき課題が存在することから、政府は、平成12年度を「循環型社会元年」と位置づけ対策の強化を図ることとした。

平成12年には、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる「循環型社会形成推進基本法」が制定された。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等及び「再生資源利用促進法」が改正されるとともに、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」が制定されるなど法制度の充実が図られてきた。

今後、廃棄物・リサイクル問題の早急な解決に向けて、「循環型社会形成推進基本法」に基づき策定される「循環型社会形成推進基本計画」の内容を踏まえ、関連する個別法等に基づく施策を総合的かつ計画的に講じていくことが必要となっている。

131 (オ) 化学物質

環境基本計画の策定後、化学物質対策に関して注目すべき展開が図られている。「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の制定は、PTR制度をわが国に導入することにより、化学物質の排出量等に関する情報の社会的な共

有と環境リスク（環境の保全上の支障を生じさせるおそれ）の適正な管理に向けて大きな一歩を記した。また、ダイオキシン類による人の健康や生態系に対する影響や内分泌かく乱化学物質に対する懸念に関しては、「ダイオキシン類対策特別措置法」が制定されるとともに、内分泌かく乱化学物質問題への総合的な取組の基礎づくり、国際的な連携の下における化学物質のスクリーニングへの本格的取組等が推進された。

しかしながら、化学物質対策については、なお、知見や情報の集積が必ずしも十分でなく、一層の取組が求められている。

132 (カ) 自然環境

環境基本計画策定後、平成7年に、生態系の健全性を維持・回復し、自然と人間との共生を確保する基本的な枠組みとなる、生物多様性の保全及び持続可能な利用を目的とした「生物多様性国家戦略」が策定された。

保全に係る個別施策としては、絶滅のおそれのある野生動植物種のリスト、いわゆるレッドデータブックの基礎となるレッドリストが作成・改訂され、わが国の野生生物種の現状が明らかになるとともに、鳥獣の個体群に着目した保護管理制度が新たに導入され、データを基礎とした合意形成による保護管理手法の展開が見られた。

また、生物多様性に関する情報の収集、管理、提供を行う生物多様性情報システムの整備が進み、自然環境の保全と整備に関する施策の情報基盤の整備が進んだ。

これら保全に係る個別施策を含め、今後、生物多様性国家戦略に基づく施策の一層の実効性の確保等を目的として、現行の生物多様性国家戦略の見直しを進めること等が必要である。

なお、国土の約7割を占める森林は、わが国の自然環境の主要な構成要素であり、地球温暖化の防止、水環境の保全、大気環境の保全、アメニティーの確保など様々な面で、環境の保全に極めて重要な役割を有している。しかしながら、近年、林業の採算性の悪化等を背景とした人工林の管理水準の低下などにより、森林の持つ多面的な環境保全機能が損なわれる懸念が生じており、わが国の環境に重大な影響が生じる恐れがある。このため、森林の重要性を環境面からも適切に位置付けこれを維持、保全、整備を行っていくことが重要である。

133 (2) 参加に関する取組

各主体の参加の面においても、新たな前進が見られた。

134 (ア) 国民の取組

環境影響評価法が制定され、環境影響評価手続への国民の参加の方途が拡大されたことは国民の環境政策への参画に向けて大きな前進となるものである。

135 (イ) 事業者の取組

経済団体連合会を中心として、地球温暖化対策に関して業種単位で二酸化炭素、HFC等の自主的な数値目標を掲げた取組が行われているほか、廃棄物対策等についても自主的な取組が行われており、成果を上げている。また、事業者の環境に対する意識の高まりを反映して、ISO14001の認証の取得数が急伸したほか、環境会計や環境報告書の導入の進展など、企業行動に自ら環境配慮を織り込んでいく動きが本格化する兆しが見られる。

136 (ウ) 民間団体等の取組

NPO法の制定により環境NGOの活動基盤の整備が行われたところである。また、わが国の環境NGOは、諸外国の環境NGOとの連携の下に、気候変動枠組条約締約国会議をはじめとする環境を巡る国際会議への積極的参画の動きが見られる。

137 (エ) 地方公共団体の取組

地方分権の推進に伴い権限の委譲が進められており、地域づくりを総合的に推進する環境が整いつつある。このような中で、地域の環境政策の基本を定める条例の制定や地域の環境に関する総合的な計画の策定が進みつつある。また、事業者、消費者としての行動への環境配慮の織り込みや環境に配慮した物品の購入への率先的な取組、環境マネジメントシステムの導入を行う団体が増加している。

138 (オ) 国の取組

国の自らの行動への環境配慮の織り込みに関しては、環境基本計画の定めるところに従い、国の事業者・消費者としての側面に着目した率先実行計画が平成7年に策定され、数値的目標を掲げて政府全体による取組が行われている。そのうち、政府調達の分野に関しては、平成12年に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」が制定され、取組主体を国会、裁判所、特殊法人等に広げるとともに、各主体が責任を持ってその推進に当たる体制が整備されることとなった。また、幾つかの行政機関においては、自らの所掌事務全体を対象にした環境配慮のための方針が策定されている。

また、行政の国民に対するアカウンタビリティの考え方の広まりなどを背景として、情報公開法の制定やパブリック・コメントの導入、行政手続法の制定等が行われた。これらは、環境政策の透明化を促すことになり、環境政策の枠組みと事業者や国民等の取組に大きな影響を与えるものと考えられる。

このように、各主体の環境問題に対する意識や関心は高まってきており、取組の基盤も整えられつつあるものの、環境問題に対する意識や関心が必ずしも環境保全に向けた行動への展開に結びついていない状況もなお随所に見られる。

139 (3) 国際的な取組

わが国は、気候変動枠組条約第3回締約国会議において「京都議定書」の採択に主導的役割を果たすなど、国際的な枠組みの充実・強化に積極的に参加・貢献した。

また、国際機関における、経済政策と環境政策の統合に向けた経済的手法等の在り方やP R T R制度、拡大された生産者責任の検討など、持続的発展が可能な社会を構築するための環境政策のルール作りのための検討に参画し、それらの考え方の導入を図ってきた。

一方、平成4年に閣議決定された政府開発援助大綱や平成11年に策定された政府開発援助に関する中期政策において示された環境O D A重視という考え方に従い、わが国の環境O D Aは、質量共に充実しつつあり、O D A全体の中でも大きな柱に成長している。

今後、国際社会において一層のイニシアティブを発揮し、国際的な取組を一層進展させていくためには、その裏付けとなる国内での体制の強化や対策の一層の充実・強化を図っていく必要がある。

140 2 総合的取組の進展

次のような分野において環境保全への総合的取組のための枠組みの整備が進み、環境と経済の統合の基礎が整えられつつある。

- ・地球温暖化対策については、平成9年12月に地球温暖化対策推進本部が設置され、平成10年6月に「地球温暖化対策推進大綱」が決定され、平成11年より進捗状況のフォローアップが行われている。また、温暖化対策の重要な柱の一つに、エネルギー需給の両面の対策を中心としたCO₂排出抑制対策があげられるが、エネルギー需要面の対策として、平成10年「エネルギー使用の合理化に関する法律」の改正が行われ、エネルギー消費効率の改善や省エネルギー基準の強化等の対策が推進されている。また、エネルギー供給面の対策としては、新エネルギーについて、同9年「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」が制定され、新エネルギーの開発・導入が積極的に推進

されているほか、原子力の開発利用については、同11年「原子炉等規制法」の改正、同12年6月に「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」の制定が行われるなど、放射性廃棄物の処理処分対策等を充実させつつ、安全性の確保を前提として、国民的議論を行い、国民の理解を得つつ進められている。

- 141 ・廃棄物・リサイクル対策については、先ず容器包装や家電のような緊急性の高い分野において、平成7年度に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」、平成10年度には、「特定家庭用機器再商品化法」が成立するなど、法制度の整備が進んだ。また、その間、平成9年度には、廃棄物の減量化及び再生利用の推進等を柱とする総合的な対策として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が一部改正された。

さらに、平成12年度に至り、廃棄物・リサイクル対策について施策の総合的・計画的な推進の基盤を確立するための基本的枠組みとなる「循環型社会形成推進基本法」が制定された。それとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「再生資源の利用の促進に関する法律」の改正が行われ、加えて「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」及び「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」等が制定されることにより廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための体制が整備されつつある。

- 142 ・化学物質対策については、従来の規制的手法に加え、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止するための新たな制度として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が制定され、化学物質の排出量等の把握と環境リスクの評価・管理に資する枠組みが定められた。

- 143 ・生物多様性の保全については、平成7年に、生態系の健全性を維持・回復し、自然と人間との共生を確保する基本的な枠組みとなる、生物多様性の保全及び持続可能な利用を目的とした「生物多様性国家戦略」が策定された。

- 144 しかしながら、以下の点において、今後とも現行の施策の評価を行いつつ、必要な施策の総合的推進を一層図っていく必要がある。

・地球温暖化対策に関しては、今後の国際交渉の進展や現行施策の評価も踏まえつつ、京都議定書の目標を確実に達成するために必要な国内制度の整備・構築を図る。〈COP6後に必要に応じて見直し〉

・廃棄物・リサイクル対策の推進の枠組みについては、その実施のための計画を策定することが必要とされており、総合的取組は始まったばかりである。

・化学物質対策に関しては、従来の施策の中心であった人の健康の保護の視点に加えて、化学物質の生態系に対する影響の適切な評価と管理の推進が必要である。

・生物多様性国家戦略に基づく個別施策については、毎年、進捗状況の点検が行われているが、その点検結果を踏まえ、今後、同国家戦略に基づく施策の一層の実効性の確保等を目的として、現行の同国家戦略の見直しを進めることが必要である。

このように、環境政策の総合的枠組みの整備が進捗した分野においても、なお課題があるものも多く、その一層の充実が必要とされている。

一方、交通に起因する大気汚染問題や環境保全上健全な水循環など、これら以外の分野においても、従来から総合的な取組の枠組みが作られており、また、新たな総合的枠組みの整備に向けての動きも見られるものの、その成果はなお十分ではなく、必要な施策の総合的推進を一層図っていく必要がある。

また、地域レベルにおける動きとして、地方分権推進一括法の成立に伴う地方公共団体への権限委譲が行われ、地方公共団体が地域における総合的行政主体として環境政策とその他の様々な政策を統合的に実施できるようになったことは、環境政策の総合的展開のための重要な基盤を提供することになった。

145 3 政策手法の進展

環境政策の政策手法面においては、自主的取組手法、情報的手法、手続的手法の分野を中心に新たな手法の開発や普及が進んだ。

- ・自主的取組手法に関しては、事業者の環境に対する意識の高まりを背景として、新たなタイプの環境問題や事業者の専門的知識と創意工夫なしには改善が図れない環境問題への対応を図るための手法として注目されている。例えば、経済団体連合会の地球温暖化に対する取組をはじめ、化学物質問題、廃棄物問題等への幅広い適用が試みられている。
- ・情報的手法については、環境報告書や環境ラベリングの普及と充実が進みつつあるのをはじめとして、ガイドラインの策定等環境会計の普及の促進に向けての検討やライフサイクル・アセスメントの調査・研究の活発化等が見られる。
- ・手続的手法に関しては、環境影響評価法の制定により環境アセスメントの法的基盤が確立されたことや、ISO14001の認証取得をはじめとする環境マネジメントシステムの事業者への導入の活発化など注目すべき前進が見られた。

また、枠組規制的手法に関しては、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の成立などの動きがある。さらに経済的手法に関しては、措置を講じた場合の環境保全上の効果、国民経済に与える影響等についての調査研究が行われている。環境コストの経済への内部化を通じた環境と経済の統合については、このような政策手法間の連携や複数の手法の適切な組み合わせが重要であるが、そのような政策パッケージの形成については必ずしも十分な検討が行われていない状況である。

146 第3節 21世紀初頭の環境政策の課題

147 このように、わが国においては、平成6年の環境基本計画の策定以降、持続的発展が可能な社会の構築に向け、国際社会との連帯の下に、各主体が連携しつつ、それぞれの立場から取組を展開し、一定の前進を見ている。また、環境基本計画に掲げた4つの長期的目標もわが国の社会に浸透、定着し、本格的にその具体的展開が図られようとする段階に至っている。

しかしながら、今日、環境を巡る状況は、都市交通問題や閉鎖性水域の水質問題のような在来型の環境問題がなお深刻であることに加え、人間活動の拡大に伴い、環境負荷が大幅に増加し、また、観測データの充実や科学的知見の深まりにつれてこれまで明らかでなかった環境問題の存在が次々と明らかになるなど、総じて環境政策の進展を上回る速度と広がり度で困難さを増している。このまま推移すれば、持続的発展が可能な社会の構築に大きな障害が生ずることが懸念される。また、環境基本計画の点検等において、環境基本計画に対しては、個別具体的な施策を統一的な方針に基づき総合的かつ体系的に推進するという点で必ずしも十分に機能しておらず、その実効性を確保していくことが重要であることが指摘されている。

21世紀初頭は、持続可能な社会への転換を最大の課題とし、社会経済のあらゆる分野においてそのための取組を強化すべき重要な時期として位置づけられる。このような時に当たり、わが国の環境政策は、環境問題の動向とこれまでの取組の成果を踏まえ、持続可能な社会の構築の戦略を示し、経済的側面、社会的側面、環境の側面の各側面を視野に置き、環境が直面する数多くの問題の根本的解決を図り得るものへとさらなる展開を図っていく

必要がある。

このような観点から見た場合、21世紀初頭における環境政策の展開のため本計画において対応を図るべき中心的な課題は、次の2点である。

148

持続可能な社会の構築に向けた合意を形成し、各主体の取組の基盤を強化し、取組全体の新たな段階への展開を図ること。そのため、社会経済活動のあらゆる場面に環境配慮を織り込み、あらゆる政策手段を活用し、あらゆる主体の参加を確保し、地域レベルから国際レベルまであらゆるレベルにおける取組を推進することにより、国民や事業者の環境に対する意識の高まりが、環境保全に向けた行動につながっていくような環境を整えること。

環境問題が国民の日常生活や通常社会経済活動と深く結びついているという環境問題の構造を踏まえ、社会経済活動のあり方やライフスタイルの転換など、環境問題の根源に遡った対応を図るよう、統合的視点に立ち、環境政策の総合的展開を強化すること。このため、環境政策の基本的な考え方を明らかにしつつ、政策展開の総合的な枠組みの形成や施策のパッケージ化を図りつつ、優先順位を明らかにした重点的、効率的な政策展開を図ること。

本計画においては、このような課題を環境政策に展開していくため、第2部において持続可能な社会を目指して環境政策の総合的な展開を図っていくための考え方を示すとともに、第3部において、これを重点的、効果的に達成するため、計画期間中において戦略的に取り組むべき重要な取組を示すこととした。

なお、このような取組に際しては、次のような点に特に留意することとした。

- 149 ・わが国の社会経済の趨勢や国際社会の動向を踏まえ、エネルギー政策等との連携等も含め、長期的・大局的視点に立った政策展開を図ること。
- 150 ・科学的知見の充実を図りつつ、先見性豊かな、予防的方策を含む政策展開を図ること。
- 151 ・国民の日常生活や通常社会経済活動に起因する不特定多数の者が関与する環境問題の増加やダイオキシン類による人の健康や生態系に対する影響や内分泌かく乱物質に対する懸念への対応など、環境問題の構造の変化に対応した政策手法を開発するとともに、それらの適切な組み合わせを図りつつ展開すること。
- 152 ・環境汚染負荷削減のための技術をはじめ環境保全に資する科学技術の推進を図ることなどにより、科学技術の環境に寄与する側面を助長すること。
- 153 ・情報公開や行政手続の公正の確保と透明性の向上、国民に対するアカウンタビリティの重視、政策評価の導入、地方分権の推進、規制緩和の推進など、わが国の行政を巡る基本的潮流を踏まえた政策展開を図ること。

201 第2部 21世紀初頭における環境政策の展開の方向

202 第1節 持続可能な社会を目指して

1 人と環境の望ましい関係

203 環境基本法は、環境政策の基本理念として「環境の恵沢の享受と継承等(第3条)」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築(第4条)」、「国際的協調による地球環境保全の積極的推進(第5条)」をあげている。環境基本計画は、このような環境基本法の基本理念を具体化していくための戦略を明らかにする。

204 大気、水、土壌及び生物等の間を物質が循環し、生態系が微妙な均衡を保つことによってはじめて成り立っている環境は、決して無限のものではない。環境は、人類を含む地球上の全ての生物の存続の基盤であり、その活動の前提であるとともに、その恵沢は、現在世代と将来世代が共有すべきものである。

このような環境をその構成要素が良好な状態に保持され、また、その全体を自然の系として健全に維持していくことは、我々の環境に対する責任であるとともに、将来世代に対する責任でもある。この責任を果たすため、我々は、環境への負荷が環境の復元能力を超えて重大な、あるいは取り返しのつかない影響を及ぼすことがないように、先見性を持って我々の行動に環境配慮を織り込み、生産活動等において自然の物質循環を活用しつつ、人間が多様な自然・生物と共に生きることを目指す。それによって、我々は、我々の社会を持続可能なものへと転換し、人と環境の望ましい関係を築き上げていく。

2 持続可能な社会の構築

205 持続可能な社会は、このような観点に立ち、国民に対し、経済的な側面、社会的な側面、環境の側面の3つの側面のいずれから見ても、質の高い生活を保障する社会でなければならない。すなわち、それら3つの側面から社会経済の成長や生活の質が評価され、それら3つの側面を統合的に視野に入れて政策の展開が図られる社会でなければならない。

206 持続可能な社会は、社会全体が環境の側面から見た健全性を保っていることが必要である。そのためには、フローとしては、社会経済活動からの環境負荷が環境の許容範囲内に止まり、国民の健康等に悪影響を与えないことが必要である。また、ストックとしては、可能な限り環境上の「負の遺産」を解消し、将来世代により良好なものとして環境を継承していく社会でなければならない。

207 そのような社会は、環境を構成する大気、水、土壌、生物間の相互関係により形成される諸システムとの間に健全な関係を保ち、それらのシステムに悪影響を与えないことが必要である。このような状態を保っていくためには、社会経済活動を可能な限り、次のような方向に沿って行っていくことが必要であり、政策の展開に当たっては、常に、このような方向性に留意するものとする。

- ・長期的再生産が可能な範囲で、再生可能な資源が利用されること
- ・他の物質やエネルギー源でその機能を代替できる範囲内で「再生不可能な資源」の利用が行われること
- ・人間活動からの環境への排出が環境の自浄能力の範囲内にとどめられること
- ・生態系が、その機能を維持できる範囲内で人間活動が行われていること
- ・種や地域個体群の絶滅など不可逆的な生物多様性の減少を回避すること

208 持続可能な社会は、可能な限り、環境負荷を生み出す資源・エネルギーの使用が効率化され、生産、消費活動の単位当たりの環境負荷が低減された社会、すなわち、資源・エネルギー効率性と環境効率性の両面において高い効率性が達成された社会でなければならない

い。このような社会は、わが国の経済の成熟化に伴い、大量生産・大量消費・大量廃棄型の生産と消費のパターンから脱却し、資源とエネルギーの大量消費に依存しない新しい段階に移行していく社会としてイメージされる。

209 持続可能な社会においては、循環を基調として社会経済のシステムや社会基盤が形成されなければならない。

また、人間活動は、国土の多様な生態系が健全に維持されるとともに、人と自然との豊かなふれあいが確保されるよう、人と自然との関係性を考慮しつつ、生態系から享受している様々な恵みを減ずることのないように行われなければならない。

210 持続可能な社会の構築のためには、各主体が自らの行動に十分な環境配慮を織り込んでいく必要がある。そのためには、環境を大切にしようとする考え方が社会全体に広まり、社会の中で環境配慮に関するルールや社会基盤が用意され、各主体が自然で、容易に取り組むことができる必要がある。また、人間活動の規模の巨大化と国境を越えた展開に伴い、環境問題が地球規模の広がりを見せ、環境分野での国際的な枠組み形成の動きが進む中において、我々の目指す社会は、それらの動きに適合するだけでなく、わが国固有の能力と経験を活かし、よりよい地球環境の形成に向けてリーダーシップを発揮することを可能とする社会でなければならない。

211 (長期的目標)

環境基本法の環境政策の理念を実現し、現在の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から持続可能な社会への転換を図っていくために、次の4つの長期的目標を置く。我々は、現世代及び将来世代が環境の恵沢を享受しうるよう、「循環」と「共生」の考え方に基づき、社会経済システムや社会基盤を形成していくことを目指す。「循環」と「共生」を実現していくため、「参加」を進めていく。また、国際的な相互依存が深まる中、持続可能な社会を形成するためには、地球環境問題への地球規模での取組が必要であり、「国際的取組」を進めていく。

【循環】

大気環境、水環境、土壌環境等への負荷が自然の物質循環を損なうことによる環境の悪化を防止する。このため、資源採取、生産、流通、消費、廃棄等の社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギーの利用の面でより一層の循環・効率化、再生可能な資源の利用の推進、廃棄物等の発生抑制や循環資源の循環的な利用及び適正処分を図るなど、社会経済システムにおける物質循環をできる限り確保することによって、環境への負荷をできる限り少なくし、循環を基調とする社会経済システムを実現する。

【共生】

大気、水、土壌及び多様な生物等と人間の営みとの相互作用により形成される環境の特性に応じて、かけがえのない貴重な自然の保全、二次的自然環境の維持管理、自然的環境の回復及び野生生物の保護管理など、保護あるいは整備等の形で環境に適切に働きかけ、社会経済活動を自然環境に調和したものとしつつ、その賢明な利用を図るとともに、様々な自然とのふれあいの場や機会の確保を図るなど自然と人との間に豊かな交流を保つ。これらによって、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との共生を確保する。

【参加】

「循環」と「共生」を実現するため、各主体が、人間と環境との関わりについて理解し、汚染者負担の原則等を踏まえ、環境へ与える負荷、環境から得る恵み及び環境保全に寄与し得る能力等それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下に、社会の高度情報化に伴い形成されつつある各主体間の情報ネットワークも積極的に活用して、相互に協力・連携しながら、長期的視野に立って総合的かつ計画的に環境保全のための取組を進め

る。特に、浪費的な使い捨ての生活様式を見直す等日常生活や事業活動における価値観と行動様式を変革し、あらゆる主体の社会経済活動に環境への配慮を組み込んでいく。

これらによって、あらゆる主体が、環境への負荷の低減や環境の特性に応じた賢明な利用等に自主的積極的に取り組み環境保全に関する行動に主体的に参加する社会を実現する。

【国際的取組】

地球環境の保全は、ひとりわが国のみでは解決ができない人類共通の課題であり、各国が協力して取り組むべき問題である。わが国の社会経済活動は、世界と密接な相互依存関係にあるとともに世界の中で大きな位置を占めており、地球環境から様々な恵沢を享受する一方、大きな影響を及ぼしている。

わが国は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を率先して構築する。そして、地球環境の保全のため、このような取組の成果や深刻な公害問題の克服に向けた努力の結果顕著な成果を挙げてきた経験や技術等、その持てる能力を活用し、地球環境を共有する各国との国際的協調の下に、わが国が国際社会に占める地位にふさわしい国際的イニシアティブを発揮して、国際的取組を推進する。そのため、あらゆる主体が積極的に行動する。

212 第2節 持続可能な社会に向けた環境政策

213 1 基本的な考え方

214 (1) 社会の諸側面を踏まえた環境政策

持続可能な社会を構築していくためには、環境問題の根本にある社会の在り方そのものを転換していくことが不可欠である。そのような転換を行っていくため、社会を経済的側面、社会的側面、環境の側面の各側面を統合的にとらえ、環境政策を展開していく「統合的アプローチ」を環境政策の基本的な考え方として採用し、社会経済活動のあらゆる場面において、様々なレベル、様々な手法による環境配慮の織り込みを推進する。

なお、経済的側面、社会的側面、環境の側面の各側面の関係については、環境が人類の生存基盤であり、社会経済活動は良好な環境があって初めて持続的に行うことができることを踏まえて対処する必要がある。この場合、現在、資源効率やエネルギー効率の向上等経済効率性の向上が環境パフォーマンスの向上に資する余地があると考えられることから、環境と経済の双方の側面から見て望ましいアプローチは、優先的に採用されるべきである。

215 (2) 生態系の価値を踏まえた環境政策

すべての社会経済活動は、人類の存続の基盤となっている生態系のもたらす様々な恵みなしには成り立たない。自然資源を利用する社会経済活動を行うに当たっては、人間がその構成要素となっている生態系が複雑で動的なこと及び生態系が健全な状態で存在していることそれ自体に価値があることを十分認識し、このことを前提として行わなければならない。また、それらの活動は、生態系の構造と機能を維持できるような範囲内で、また、その価値を将来にわたって減ずることのないよう、順応的に行われる必要がある。こうした考え方を環境政策の基本的な考え方として用いることとする。

216 (3) 環境政策の指針となる4つの考え方

環境政策は、今日の環境問題の課題を踏まえて展開される必要がある。このため、次のような観点から、汚染者負担の原則、環境効率性、予防的な方策及び環境リスクの考え方を環境政策の指針となる基本的な考え方として用いる。

217 (ア) 汚染者負担の原則

社会経済に環境配慮を織り込み、希少な環境資源の合理的利用を促進するための最も基本的な方策は、生産と消費の過程における環境の汚染のコストを市場価格に内部化することである。そのような観点から、汚染者負担の原則を環境保全のための措置に関する費用の配分の基準として活用する。

218 (イ) 環境効率性

持続可能な方向で社会経済活動を行っていくためには、経済と環境に共通する視点を持つことが必要である。このため、技術の向上や経済効率性の向上を通じて環境負荷の低減を図ることを目指す環境効率性の考え方を社会全体から生産現場に至る各レベルにおいて目標設定あるいはパフォーマンスの評価のための考え方として活用する。環境効率性は経済と環境の双方に利益をもたらすアプローチを具体化する際の指標としての役割を担う。

219 (ウ) 予防的な方策

環境政策においても、費用対効果の観点は重要である。しかしながら、環境問題の中には、科学的知見が十分に蓄積されていないことなどから、発生メカニズムの解明や影響の予測が必ずしも十分に行われていないものの、長期間にわたる極めて深刻な影響あるいは不可逆的な影響をもたらすおそれが指摘されている問題がある。このような問題については、完全な科学的証拠が欠如していることを対策を延期する理由とはせず、科学的知見の充実に努めつつ、必要に応じ、予防的な方策を講じる。

220 (エ) 環境リスク

内分泌かく乱化学物質などの化学物質による人の健康や生態系への影響をはじめとする不確実性を伴う環境問題への対処が今日の環境政策の重要な課題である。このような環境問題について、科学的知見に基づき影響を予測、評価し、判断の根拠を示すための考え方として、環境リスクの考え方を活用する。環境リスクの考え方については、多数の要因を考慮した政策と取組の優先順位の提示や、環境媒体あるいは各分野を横断した効果的、総合的な対策の推進のための考え方としても活用する。

221 (4) 環境上の負の遺産

土壌や地下水への有害物質の汚染、難分解性有害物質の処理、地球温暖化問題やオゾン層の破壊問題など、環境上の負の遺産については、現在世代の責務として、これまで蓄積された分も含め、将来世代に環境影響を可能な限り残さないことを目指す。このため、負の遺産の状況の把握、原因となる環境負荷の排出の抑制、難分解性の有害物質の管理、処理などを進める。このような取組が進むように社会経済システムの転換、調査研究・対策技術の開発、環境投資の推進、環境教育・環境学習等による各主体の意識の向上などを図る。

222 2 あらゆる場面における環境配慮の織り込み

223 持続可能な社会を構築していくためには、国民及び事業者等の意識や行動が持続可能な経済社会を目指す方向性に沿ったものとなり、各主体の行動に自ずから環境配慮が織り込まれていくことが不可欠である。

一方、このような各主体が持続可能性の方向に沿ったライフスタイルを選択し、行動に環境配慮を織り込んでいこうとする場合に、これを容易にする社会環境が整っていることが必要である。

224 したがって、国民及び事業者等の意識や行動の転換と社会の在り方の転換を同時並行的に推進していく。

また、社会の在り方の転換に当たっては、社会経済が営まれる各段階・各局面において

環境配慮を織り込んでいく必要があるが、その際、国民及び事業者等の社会経済活動の前提となっている社会経済システム及び国土の利用を十分な環境配慮が行われたものにしていくことが重要である。このため、可能な限り、それらの在り方を決定する際意思決定過程に、自律的に環境配慮を織り込むメカニズムを導入していくこと等を目指す。

このような考え方を踏まえ、次のとおり、国民及び事業者等の意識・行動への環境配慮の織り込みを推進する。

- 225 国民及び事業者等の意識や行動については、環境に対する責任意識に裏打ちされ、資源・エネルギーの循環的あるいは効率的利用が徹底した、より環境への負荷の少ない洗練された生産・流通・消費・廃棄のパターンを前提としたものに転換していくことを目指す。

このため、そのような社会を構築するための道筋を提示し、条件整備を図る。

また、汚染者負担の原則の普及を通じ、環境の利用のコストについては、環境を利用する者がまず支払うことが当然であるという考え方の浸透を図る。

さらに、国民及び事業者や行政等の各主体間のパートナーシップの確立や環境に関する情報の収集・提供、幅広い実践的な環境教育・環境学習の展開を図る。さらに、社会が持続可能な方向にあるかどうかを測定しうる新たな指標や国民及び事業者等が自らの行動を環境保全の観点から自主的に点検しうる方策の開発等を推進する。

- 226 社会経済システムについては、環境負荷に直結する生産・流通・消費・廃棄に関連するシステムについて、環境配慮をより確実なものとするため、関係主体が環境配慮を行う機会を事業等の企画や立案などの意思決定過程に適切に組み込んでいくことを促進する。また、社会全体の方向性に大きな影響力を持つ税財政のシステムや金融システムについて、環境施策全体の中での位置付けを踏まえながら、環境保全の観点にも配慮した検討を行うものとする。

- 227 国土の利用については、各施策を展開するに当たって、環境配慮の在り方を必要に応じて見直すことを通じ、環境配慮の織り込みを推進する。また、地域づくり等においても環境配慮の織り込みを推進する。さらに、国土の開発整備や土地利用に関する各種計画と、環境保全に関する計画との相互の連携を図る。

特に、社会基盤の整備については、それらが持続可能な社会の構築のための基本的方向性に沿ったものとなるよう必要な環境配慮を織り込むとともに、環境負荷の低減や処理、環境の維持・復元・創造、環境に関する技術開発・モニタリング等のために必要な投資について、一層の推進を図る。また、社会基盤の整備に関する事業の実施に際して必要な環境配慮が行われるよう環境配慮の機会をそれらの意思決定過程に適切に組み込んでいくための必要な検討を行っていくものとする。

さらに、国土の7割を占め、わが国の環境の重要な構成要素である森林については、その生態的な健全性を確保し、その有する多様な機能を持続的に発揮させていくことが重要であることから、森林を保全し、適正に管理していくための取り組みを積極的に推進していくことが必要である。

228 3 あらゆる政策手段の活用と適切な組み合わせ

環境問題の構造変化に適切に対応し、持続可能な社会への転換を図るため、新たな政策手段の開発や既存の政策手段の改良、適用範囲の拡大などを含め、社会経済のグリーン化メカニズム、環境投資、環境教育・環境学習、情報提供及び科学技術など、あらゆる政策手段を念頭に置き、その適切な活用を図る。同時に、ポリシー・ミックスの観点からそれらを適切に組み合わせ、政策パッケージを形成し、相乗的な効果を発揮させることに努める。

そのような施策の展開に当たっては、自主的な環境保全のための行動の促進、環境コストの内部化、意思決定過程等へ環境配慮を組み込むメカニズムの構築に特に留意する。

229 (1) 社会経済のグリーン化メカニズム

社会経済システムに環境配慮を内在化させるための仕組み、すなわち社会経済のグリーン化メカニズムは、主として社会経済システムの構築に当たって政策手法として用いられるものであり、開発途上にある手法も含め、極めて多様性に富んでいる。グリーン化メカニズムについては、それぞれの手法の適性分野や射程を踏まえ、次のような考え方の下に適用していく。なお、その適用に当たっては、以降に示す政策手法のベスト・ミックスの考え方の下に、その分野に最も適性を有する政策手法を中心として、複数の政策手法を組み合わせた政策パッケージを形成し、個々の手法の短所を補い、政策効果を最大限に高めることに留意する。

230 (ア) 直接規制的手法

直接規制的手法は、社会全体として達成すべき一定の目標と最低限の遵守事項を示し、これを法令に基づく統制的手段を用いて達成しようとする手法である。この手法については、生命や健康の維持のような社会全体として一定の水準を確保する必要があるナショナル・ミニマム的な性格を有する事項を中心に引き続き活用するものとする。しかしながら、社会的に見てより低い費用で柔軟かつ効率的に政策目的を達成しうる政策手法がある場合には、必要に応じ、そのような政策手法への移行を検討する。また、直接規制的手法は他の政策手法との適切な組み合わせによって大きな効果を発揮する場合も多いので、他の政策手法との効果的組み合わせを検討する。

231 (イ) 枠組規制的手法

枠組規制的手法は、具体的行為の禁止・制限や義務づけを行わず、目標を提示してその達成を義務付け、あるいは一定の手順・手続きを踏むことを義務づけることなどによって規制の目的を達成しようとする手法である。この手法は、人の生命や健康などへの被害が及ぶおそれがある環境問題への対処が必要な場合において、未だ原因となる行為や物質などが特定できないために汚染物質と被害の因果関係の面などから直ちに直接規制的手法を用いることができない場合であっても、規制を受ける者の創意工夫を活かしつつ、効果的に予防的・先行的な措置を行い得るという特徴を有している。今後、その特徴を活かした幅広い活用を検討する。

232 (ウ) 経済的手法

237 経済的手法は、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して各主体の経済合理性に沿った行動を誘導することによって政策目的を達成しようとする手法であり、持続可能な社会の構築のために必要とされる環境と経済の統合の考え方に寄与し得る。

特に、製品・サービスの取引価格に環境コストを適切に反映させるために経済的負担を課す環境に関する税・課徴金や預託払戻制度(デポジット・リファンド・システム)、排出量取引制度等は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出や都市・生活型の公害や廃棄物問題に見られるような不特定多数の者の日常的な社会経済活動から生ずる環境負荷を低減させる点で有効性が期待されるとともに、資源の効率的配分にも資するものと考えられる。

238 これらの経済的手法については、他の手法との比較を行いつつ、環境保全上の効果、国民経済に与える影響、技術的変革の促進の効果、適用の行政コスト等を総合的に勘案しつつ、その適切な活用について検討する。この場合、新たな負担を広く国民に求めるような経済的手法の導入に際しては、これまで支払われてこなかった新たな負担を国民に求める

可能性もあることから、国民の理解と協力を得るよう努力する。また、既存の制度についても、その制度の目的を踏まえつつ、環境負荷との関係について分析し、より環境負荷の削減に資するものとなるよう必要に応じ検討する。なお、このような経済的負担を課す措置が地球環境保全のための施策に係るものであるときには、その効果が適切に確保されるようにするため国際的な連携に配慮する。

239 なお、廃棄物の発生抑制及びリサイクル推進のための経済的措置に関しては、家庭系の廃棄物についても従量制による処理手数料の徴収の推進など適切な負担を求めることにより、廃棄物の発生抑制を図る。また、発生者の責任を明確にし、廃棄物の適正処理やリサイクルなどのコストが社会的に適切に負担される仕組みづくりのため、預託払戻制度（デポジット・リファンド・システム）などの経済的措置の活用についても幅広く検討する。

一方、環境政策における補助金については、環境への負荷の低減のための施設整備等を効果的に推進する目的で事業者の公害防止投資等に対し経済的助成を行う場合には、助成を受ける者の経済的な状況や財政支出が最終的には国民の負担となることを勘案するとともに、国際貿易、国際投資に重大な歪みを与えることとならないよう、OECDの汚染者負担の原則を踏まえ、必要かつ適正な措置を活用する。

また、補助金全般に関しても、環境改善を促す補助金の役割に留意しつつ、環境への負荷の減少に資する方向への移行に努めていくものとする。

240 (エ) 自主的取組手法

自主的取組は、事業者等が自らの行動に一定の努力目標を設けて実施する自主的な環境保全のための取組であり、技術革新への誘因となり、関係者の環境意識の高揚や環境教育・環境学習にもつながるといった利点がある。自主的な取組については、地球環境問題や産業廃棄物問題、化学物質問題など、事業者の専門的知識と創意工夫なしには十分な改善が図れない複雑な環境問題に対する迅速かつ柔軟な対処を図るための主要な政策手法として活用していく。なお、これを政策手法として活用していくに当たっては、実施状況の公表と行政当局等による関与等のチェック手段の確保等を図り、政策手法として明確な位置付けを行うことが望ましい。

241 (オ) 情報的手法

情報的手法は、消費者、投資家を始めとする様々な利害関係者が、生産・流通・消費・廃棄の各段階において環境保全活動に積極的な事業者や環境負荷の少ない製品等を評価し選択できるよう、事業活動や製品・サービスに関して、環境負荷等に関する情報の開示と提供を進めることにより、事業活動や製品・サービスの生産活動における環境配慮の取組を促進しようとする手法である。その適用に当たっては、この手法は、開示・提供される情報が事業活動等による環境負荷等を正しく反映するものであることによつて効果を発揮するものであることを踏まえ、情報開示・提供の手法と合わせ、事業活動や製品等の環境面からの評価の手法の開発を進め、その普及を図る。

242 (カ) 手続的手法

手続的手法は、各主体の意思決定過程の要所要所に環境配慮のための判断が行われる機会と環境配慮に際しての判断基準を組み込んでいく手法であり、各主体の自らの行動への環境配慮の織り込みに大きな効果を発揮する。手続的手法に関しては、環境影響評価制度の適切な運営、国、地方公共団体、事業者への環境マネジメントシステムの導入の促進、戦略的環境アセスメントの制度化に向けた検討などを進める。また、手続的手法の適切な運用を確保するため、環境への負荷の状況等を評価する手法の開発を進める。

243 (2) 環境のための投資

持続可能な社会を構築していくためには、投資全体に環境配慮を織り込んでいくとともに、そうした社会の構築に先導的役割を果たすものとして、次のような環境投資の積極的な推進を図る。

- ・環境負荷の低減、処理のための投資
- ・環境の維持、復元、創造及び健全な利用のための投資
- ・資源・エネルギーの使用の削減、効率化、再生可能なものへの転換等のための投資
- ・持続可能な社会に関する技術開発、モニタリングのための投資

244 こうした考えの下、本計画に盛り込まれ、各種整備計画等に基づいて行われる、環境保全上の支障を防止し、またはこれに資する公共的施設の整備等の事業を行い、また、自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を行う。環境保全経費の見積もり方針の調整を活用するとともに、その利用面をはじめ、これらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるための必要な措置を併せて行うことも含め、事業を総合的かつ重点的に推進する。その際、公共部門における投資が環境に及ぼす影響については、計画段階から調査予測等を行い、その結果に基づき十分な環境保全対策等を講ずることを基本とする。

245 また、投資の効率化に努めるとともに、新たな環境負荷の発生抑制の観点から、可能な限り既存の社会資本のストックの有効活用を図る。なお、今後、社会資本の更新の必要が生じた場合には、更新により生じる廃棄物の有効利用に留意するとともに、積極的に環境配慮型のものを整備する。特にその際、循環型社会の実現のために必要とされる社会資本の整備については特段の配慮を行う。さらに、環境の恵沢を次世代に継承していくため、過去の社会経済活動に起因する環境負荷の累積、すなわち環境上の「負の遺産」についても、その解消を図るための取組を進める。

なお、PFI（Private Finance Initiative、民間主導の公共サービス提供）等による社会資本整備への民間活力の導入に当たっては、環境面に十分配慮した運営に努める。

また、公共部門の投資に関し、環境保全上の効果についても適切な評価を行うための取組を進める。

246 一方、民間投資に関しては、行政の関与、特に規制を必要最小限度に止めることを前提とする。その上で、環境保全に係る外部不経済性が強い場合等において市場価格に環境コストや環境容量の制約条件を適切に織り込む。民間における環境投資の促進と一体となった社会インフラの整備、需要面からの環境投資の促進、環境投資のための資金調達の円滑化、環境投資のための支援の枠組みの検討を行い、民間における環境投資のための環境整備に努める。特に、循環型社会の形成を図るため、廃棄物等の発生抑制（リデュース）、部品等の再使用（リユース）、原材料としての再利用（リサイクル）に関する投資の促進に資する制度の着実な実施を図る。また、必要に応じて適切な制度の整備を行う。なお、公共部門において行われる環境投資のうち、民間部門に委ねることが可能であり、かつ、それが適切な場合には、公共性を担保する措置を講じつつ、その実現を図ることを検討する。

なお、森林については、森林が環境の保全に果たしている多面的な機能の重要性を踏まえ、積極的な維持、保全、整備に努めるとともに、木材資源の有効利用を推進する。

247 (3) 環境教育・環境学習

環境教育・環境学習は、各主体の環境に対する共通の理解の深化、意識の向上、問題解決能力の育成を通じ、各主体の取組の基礎と動機を形成することで、各主体の行動への環境配慮の織り込みを促進するものである。

このような観点から、環境教育・環境学習は、各主体の行動の特性を踏まえつつ、広く国民全体を対象として、一般的・基礎的なものから専門的なものまでを、効果的に実施す

べきものである。しかしながらその中でも、特に、環境保全のための取組に重要な役割を担う者や次世代を担う年齢層を重点的な対象として実施するものとする。

また、環境教育・環境学習の内容について、従前から行われている環境汚染や自然保護のみならず、消費、歴史、文化、食、居住、エネルギー、人口等、自然系、都市・生活系等の多岐にわたる要素を含めた持続可能な社会実現のためのものへと幅を広げるとともに、知識蓄積型ではない、「体験を通じて、自ら考え、調べ、学び、そして行動する」というプロセスを重視した教育及び学習への拡大を推進していく。

さらに、国民一人一人を中心に位置付けて、地域の行政が、学校、民間団体、事業者等のパートナーシップによる連携の下で環境教育・環境学習施策を展開できるよう、国は、環境教育・環境学習の基盤となる施策を推進する。

248 (4) 科学技術

249 正確なデータ等に基づき環境の変化とそれが社会に与える影響を予測することは、環境政策の基礎となる。

また、持続可能な社会を構築するため、環境保全に関する技術の開発・普及を図ることが必要不可欠である。

環境に関する調査研究、監視・観測等や環境保全に関する技術は、このような意味において、環境を保全していくために欠くことができない知的基盤として強い公共的性格を有する。また、これらは、エコビジネスなど新たな事業の源泉ともなる。

250 このような観点から、科学技術基本計画等を踏まえ、幅広い分野において、環境に関する調査研究、監視・観測等の充実と環境保全に関する技術の振興を図るとともに、その基盤整備を推進する。特に地球環境問題や化学物質問題については、その解決に向け、適切な研究体制の整備を図りつつ、十分な科学的知見を蓄積し、解明を進める。また、国際的な連携・協力や地方公共団体、民間団体等における取組の支援等を実施する。

この場合、民間の取組に対する行政の関与は、比較的市場に乗りやすいものについては必要最小限度に止め、市場に任せただけの場合には十分な実施が期待できないものについて支援の枠組みなどを検討する。また、民間の研究・技術開発を促進するため、環境政策の方向性や目標を明確にした上で、技術を適用した場合の効果、環境への影響等に十分配慮しつつ、産業界との連携の下に国家産業技術戦略等の着実な実施を図る。

251 一方、公的部門においては、環境研究及び環境技術開発は、わが国の研究・技術開発の重点分野の1つとして位置づけられており、多くの機関が、様々な観点から多くの取組を行っている。それらの事業の効果を高めるため、全体を通じた明確な戦略の樹立や各種観測データの円滑な利用のための体制の整備等を通じ、機関相互の連携を図っていく。

なお、環境技術の開発・普及に関しては、新技術の開発のみならず、既存技術の普及や新たな組み合わせの検討、地域の自然的、社会的、経済的な状況に適した技術についても、その蓄積を含め、十分な取組を行う。

また、地域におけるニーズに適切に対応するためには、地域において各主体間の連携・調整の下に環境研究・技術開発が行われる必要があるが、その際、地方公共団体の環境・公害研究機関については、こうした取組の中核的機能を果たすことが期待される。

252 4 あらゆる主体の参加

253 (基本的な方向)

254 社会を構成するあらゆる主体が、環境に対する責任を自覚するとともに、環境保全に関して担うべき役割と環境保全に関する行動の有する意義を理解し、それぞれの立場に応じ

た公平な役割分担の下で、自主的積極的に自らの行動から生ずる環境負荷を可能な限り低減していく。また、相互に他の主体の環境配慮に資する行動を助長していく。このような取組の相互の連携を図ることによって、あらゆる主体が、持続可能な社会の構築に参加する社会を実現するため、各主体の自主的な環境保全のための行動を促進することを環境政策の基本に据え、各種の政策手段によってこれを促進する。

255 また、各主体の行動が環境に対してどのような影響を与えており、環境を保全していくためどのような行動を行うことが期待されているかということについて、各主体が具体的に認識することが重要である。行政はこのための情報提供等を行う。

さらに、国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国の担うべき役割を、本計画において明らかにする。これを踏まえ、環境教育・環境学習の推進や積極的な情報の提供、各主体間の対話の促進、各主体の取組のネットワーク化やパートナーシップの構築等を通じ、各主体相互の協力・連携を図りつつ、各主体の自主的積極的取組を促進する。

256 このような各主体の役割の分担を公平なものにするためには、汚染等による環境資源の利用のコストを価格に織り込むことにより環境保全のための各種措置の実施費用を汚染者が負担することを求めたOECD等の「汚染者負担の原則」や、生産者が自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大された生産者責任」の考え方を踏まえ、各主体が責任ある行動をとることが重要である。同様に、自然の恵沢の享受と保全に関し、受益と負担の両面にわたって社会的公正が確保されることが重要である。環境政策の展開に当たっては、このような考え方を基本とするものとする。

257 (ア) 国民

今日、国民の日常生活に起因する環境負荷が増大する中であって、国民のライフスタイルを持続可能なものに転換していくことが必要である。特に、地球温暖化問題、廃棄物・リサイクル問題や、閉鎖性水域の富栄養化問題、交通公害問題、近隣騒音問題等のように個人の行動が直接に環境負荷の削減に結びつく分野においては、個人の行動による即効的な効果が期待される。

このため、国民は、人間と環境との関わりについての理解を深め、自己の行動への環境配慮の織り込みに努め、日常生活に起因する環境への負荷の低減を図ることが必要であり、また、身近な環境をよりよいものにしていくための行動を自主的、積極的に進めることが重要である。

また、環境保全に関する女性の高い関心、豊かな知識や経験がより広く活かされるよう、女性の地位向上等に係る施策とあいまって、環境の分野において男女の共同参画を進めることや、次世代を担う子どもや青年が環境保全について理解を深め、これに取り組むことが重要である。

さらに、環境に配慮した製品を優先的に購入する「グリーン購入」や、環境保全への取組を促進する金融商品の利用などは、個人が、消費者、投資者、労働者の立場で事業者に積極的に働きかけ、事業者の環境保全への取組を促す効果がある。国民は、こうした他の主体の環境配慮を促す行動を自主的積極的にとることが期待される。

258 (イ) 事業者

今日、通常の事業活動に起因する環境への負荷が増大している中であって、経済活動の大きな部分を占める事業者の取組が極めて重要である。様々な事業活動に際して、公害防止のための取組はもとより、資源・エネルギーの効率的利用や廃棄物の削減、生産工程や流通過程からの環境負荷の削減など、製品・サービスのライフサイクル全体を見渡した取組を自主的積極的に進めることが必要である。

特に、環境保全のための新たな技術の開発や、環境に配慮した製品設計の実施、製品の流通方式における工夫等により、消費や廃棄の段階における環境負荷の低減にも寄与し得る立場にあり、このような面において、その能力を活かした積極的な取組を行うことが必要である。

また、環境保全に資する製品・サービスを提供する、環境保全に関する事業活動（エコビジネス）は、各主体の環境保全のための取組の基盤整備に資するものとして、環境への負荷の少ない持続可能な社会の形成に重要な役割を担うものであり、積極的な展開が期待される。

さらに、事業者の行動への環境配慮の織り込みをより普遍的なものにしていくため、事業者が環境マネジメントシステムなど適切な環境管理のための仕組みを導入して環境に配慮した事業活動を行うことが期待される。また、その成果が、環境会計、環境パフォーマンス評価、ライフサイクルアセスメント（LCA）などを活用して適切に評価され、環境報告書や環境ラベルなどによって適切に情報開示され、これが消費者や投資家等の環境配慮型の行動と呼応することにより、環境配慮型の行動が拡大・助長されていく社会的なサイクルが形成されていくことが期待される。

こうした個別的な事業者の取組に加え、事業者が集団的に環境保全のための取組を行う事例が増加しており、このような取組が社会全体の環境保全の取組の目標設定に寄与していくことが期待される。

259 （ウ）民間団体

国民や事業者により組織され、緑化活動、リサイクル活動、ナショナルトラスト運動、啓発活動、調査研究その他の環境保全に関する活動を行う非営利的な民間団体は、自律的・組織的に幅広い活動を行うことにより環境保全に関する基盤を形成するなど、大きな役割を果たすものである。特に、草の根の活動や民間国際協力などきめ細かな活動への期待は大きい。

また、このような民間団体のみならず、生産者団体、消費者団体、労働組合など、幅広い民間団体の参加が重要となってきた。

民間団体の役割としては、自ら具体的な環境保全活動を行うほか、行政、事業者、個人等各主体の取組を評価すること、専門的な情報を国民に分かりやすく伝達することが考えられる。民間団体にはこうした各主体の情報や関心の橋渡しを行うこと、自らの専門的能力を活かした提言を行うことなどが期待される。

260 （エ）地方公共団体

地方公共団体は、持続可能な社会の構築の基礎をなす地域の環境保全に関し、主要な推進者としての役割を担うとともに、地域の取組のコーディネーターとしての役割を担う。このため、地方公共団体は、地域の自然的社会的条件に応じて、地域における取組の目標や方向性等の提示、各種制度の設定や社会資本整備等の基盤づくり、各主体の行動の促進など、国、事業者、住民等と協力・連携しつつ、地域における環境保全施策を総合的に展開する。

また、自らの行動に関し、事業者・消費者としての活動について環境保全に資する行動を率先して実行するとともに、それ以外の活動についても、環境配慮を幅広く積極的に織り込んでいくことが重要である。

261 （オ）国

国は、各主体の参加により社会全体としての取組が総合的に進められ、環境が保全されるよう、各主体の参加を促進する枠組みを構築し、国民、事業者、民間団体、地方公共団体と協力・連携しつつ、総合的に環境保全対策を推進する役割を担う。このため、環境保全の取組の目標や方向性、役割分担等を提示するとともに、社会経済システムの転換や国土の利用における環境配慮の織り込み等を通じ、各主体の行動の基盤づくりを行う。

また、各主体の自主的積極的行動を促進するため、環境教育・環境学習の推進、民間活動の支援、情報の提供等を行うとともに、各主体間の対話を促進し、取組相互のネットワーク化とパートナーシップの構築を推進する。

さらに、自らの行動に関し、引き続き、事業者・消費者としての活動について環境保全に資する行動を率先して実行するとともに、それ以外の活動についても、環境配慮を幅広く積極的に織り込んでいく。

262 5 地域レベルから国際レベルまであらゆるレベルにおける取組

263 人間活動の地球規模への拡大に伴い、次第に、酸性雨、不正な廃棄物の越境移動に伴う環境汚染などの国境を越える広がりを持つ環境問題や、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球規模で影響が生じる環境問題の存在が明らかになってきた。

そして、社会的、経済的に相互依存関係を深めつつある諸国家が協力してこのような問題の解決にあたらなければ、人類の生存と発展の基盤が失われてしまうという懸念が国際的に共有されるに至り、地球全体の持続可能な発展を目指した多くの国際的な枠組みづくりが進展している。

このような中において、世界経済に大きな比重を占め、地球環境に大きな環境負荷を与えているわが国は、高い水準の科学技術の集積と産業公害問題の克服を通じて得た経験や知見、対策のノウハウの蓄積を活用し、他国の範となるよう、率先して社会を持続可能なものに転換していく必要がある。また、その成果を踏まえ、環境分野での国際的な枠組みづくりへの積極的な貢献や開発途上国への技術的、情動的、経済的支援を通じ、国際社会に対する責務を果たしていく必要がある。

264 一方、国境を越え、あるいは地球規模にまで至る環境問題もその原因をたどれば、いずれも地域における人間活動に還元される。すなわち、アジェンダ21が示すように、地球全体の持続可能な発展を目指す取組は、地域の持続的発展を目指す取組によって、はじめて成り立つものである。

したがって、わが国の21世紀における環境政策は、国際レベル（地球規模からわが国周辺までの様々なレベルを含む）から国内の地域レベルまであらゆるレベルを視野に納め、問題の解決に適したレベルでの取組を中心に、それぞれのレベルにおける取組を有機的に連携させつつ、展開を図ることとする。この場合、アジア地域とわが国の環境は相互に特に密接な関係を有することを認識し、地域の環境管理は同じ地域に属する国々が協働推進すべきとの考え方の下に、アジア地域の諸国との間に、アジア地域に共通する環境問題に関する共通の理解と密接かつ重層的なパートナーシップの構築に努めるものとする。

265 第3節 21世紀初頭における環境政策の重点分野

266 今日の環境問題は、極めて多岐にわたるとともに、相互に複雑に絡み合っており、これに対応するための施策も広汎にわたる。持続可能な社会を構築していくためには、個別の環境問題に即して展開されている各般の施策を、問題相互の関連を明らかにしつつ、総合的な観点から推進する必要がある。その際、限られた財源を無駄なく活用するために、問題の緊急性、重要性に応じて、優先的に取り上げるべき施策に重点的に取り組む必要がある。

本計画においては、このような考え方にに基づき、国民のニーズや対応の緊急性、環境

政策全般の効果的実施のための必要性、統合的アプローチに立脚した環境政策の総合化の必要性等の観点を踏まえ、計画期間中において優先的に取り組むべき重点分野を定めた。そして、このような重点分野に即し、持続可能な社会を構築していくための戦略を示すため、問題の性質や構造を分析し、当該問題の課題を摘示した上で、課題を解決するために重点的に取り組むべき施策の道筋を提示することとした。第3部第1章は、このような観点から、重点的に取り組むべき施策を戦略的プログラムと名付けて、検討している。

本計画においては、11の分野を重点分野としているが、重点分野のうち、第1節から第6節は、政策課題に関する分野、第7節から第9節は政策手段に関する分野、第10節及び第11節は、領域横断的な取組の必要性に着目して選定した。これらの重点分野は、次のような考え方に基づいて選定した。

- 267 環境問題は、極めて広範多岐にわたるが、「地球温暖化対策」(第1節)は、地球環境保全のための最も喫緊の課題であり、また、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」(第2節)は、生産と消費のパターンを持続可能なものに変えることによって、環境負荷を低減し、環境問題の抜本的な解決を図っていくために基本となる重要な取組である。本計画においては、これらの2つの問題を中心に、一部に国民の生活環境への影響をもたらしている「交通に起因する環境問題」(第3節)、水質の悪化等様々な水環境に関する問題の背景にある「環境保全上健全な水循環に関する問題」(第4節)、健康や生態系への影響に対して国民の懸念が高まっている「化学物質問題」(第5節)、近年における種の絶滅の加速化などに伴って人類の存続の基盤である環境に非可逆的な影響を生ずることが懸念される「生物多様性の保全の問題」(第6節)という6つの課題領域について、特に重点的に取り組む。
- 267 また、このような取組を効果的に進めて持続可能な社会を構築していくために、多様な政策手段について整備を急ぐ必要がある。このような観点から、「環境教育」(第7節)、「社会経済のグリーン化メカニズム」(第8節)、「環境投資」(第9節)の3つの政策手段について、その充実を図るための方向性を明らかにして、重点的に取り組む。
- 268 さらに、持続可能な社会の構築のためには、地域レベルの取組から国際的レベルに至る様々なレベルで、領域横断的な取組が相互に有機的に連携しつつ進められる必要がある。このため、「地域づくり」(第10節)及び「国際的寄与・参加」(第11節)の2つのレベルで総合的な取組を推進するための考え方を明らかにし、重点的に取り組む。
- 269 今後、環境政策の総合的な推進を図っていくためには、環境保全施策の全体像を明らかにした上で、環境保全のための施策の相互、さらには他の政策分野の施策と環境保全のための施策との間の十分な連携を確保し、全体として、すべての施策が持続可能な社会という大きな方向性に沿ったものとなることが重要である。第3部では、上に述べた戦略的プログラムを第1章で展開しているが、さらに第2章において、現在実施されている施策を中心に環境保全施策の全体像を体系的に記述した。第2章は、環境保全施策の全体像について関係主体の共通認識を深め、政策のベスト・ミックスなど今後の環境政策の総合的展開に資することを目的としたものである。

3001 第3部 各種環境施策の具体的な展開

第3部は、第2部に示された環境政策の方向性に沿って、今後計画期間中に具体的に展開される各種環境政策について述べている。第1章においては、第2部第3節で選定された重点分野に即して、持続可能な社会の構築に向けた戦略を示す「戦略的プログラム」を定め、第2章においては、環境保全施策の全体像を体系的に示している。

3002 第1章 戦略的プログラムの展開

3003

限られた人的・物的資源を有効に活用して政策を展開するため、総合的な観点から諸施策についての選択肢を検討し、優先的施策を選択して、持続可能な社会の構築を戦略的な観点から進める必要がある。このため、国民のニーズや対応の緊急性、環境政策全般の効果的実施のための必要性、統合的アプローチに立脚した環境政策の総合化の必要性等の観点から見て、本計画期間中に前進を図る必要性が高い次の11の分野に関して、問題の現状と課題を踏まえ、課題解決に必要な施策の基本的方向性と重点的取組事項を明らかにする「戦略的プログラム」を定める。

(環境問題の各分野に関する戦略的プログラム)

3051 第 1 節 地球温暖化対策の推進

3052 1 現状と課題

3053 地球温暖化問題は、人間活動に伴う温室効果ガスの排出量の増加及び二酸化炭素の吸収量の減少により、大気中の温室効果ガスの濃度が高まり、地球の気候システムに危険な攪乱を生じさせるものであり、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、まさに人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。

19世紀末以降、地球の平均気温が0.3～0.6 上昇し、海面も10～25cm上昇しているが、これは人的活動による地球気候上の影響が既に現れていることを示唆している。二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量は近年急激に増加しており、このままでは21世紀末に平均気温が約2 、海面が約50cm上昇すると予測されている。また、産業活動の活発化に伴い、産業革命以前の段階では280ppmv程度であったCO2濃度が、石油や石炭などの燃焼や森林伐採等によって、1999年には約368ppmvにまで上昇している。

このように、地球温暖化問題は自然生態系に大きな影響を与えるおそれがあり、人間生活についても、干ばつの激化、地下水の塩水化等に伴う水資源への影響、食料生産への影響、洪水・高潮の頻発、熱帯病などの発生率の増加等の健康影響の可能性がある。

3054 このような現状を受け、国際社会においては、地球温暖化問題に対処するため、「気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「気候変動枠組条約」という。）」が1992年（平成4年）5月に採択され、1994年（平成6年）3月に発効した。わが国も1992年（平成4年）6月に署名し、1993年（平成5年）5月に受諾している。

本条約では、その第2条で「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガス濃度を安定化させることを究極的な目的とする」ことを掲げている。

3055 地球温暖化問題に関する国際的な動きとしては、平成9年（1997年）12月に京都で開催されたC O P 3（気候変動枠組条約第3回締約国会議）において、先進国及び市場経済移行国各国の排出量について法的拘束力のある数値目標を盛り込んだ「京都議定書」が採択された。また、目標達成のための一つ的手段として京都メカニズムの導入が合意された。

平成10年（1998年）11月に開催されたC O P 4においては、「ブエノスアイレス行動計画」が採択され、その中で京都メカニズムの具体的なルールや遵守等の問題についてC O P 6での決定を目指して検討を進めることが合意された。

さらに、平成11年（1999年）10月から11月にかけて、ボンで行われたC O P 5においては、わが国及び多くの欧州諸国が2002年（平成14年）までの京都議定書発効の必要性を訴えた。

3056 一方、国内的な動きとしては、温室効果ガスを大量に排出してきた先進国の一員として、わが国は積極的に対策を推進するよう努めてきた。

C O P 3 終了直後の平成9年12月には、内閣総理大臣を本部長とする地球温暖化対策推進本部が設置され、同推進本部は平成10年6月に「地球温暖化対策推進大綱」を決定した。

「地球温暖化対策推進大綱」では、京都議定書の目標を達成するための当面の地球温暖化対策が示されており、平成11年7月には第1回目のフォローアップを実施した。

平成10年10月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」が成立し、平成11年4月には「地球温暖化対策に関する基本方針」が閣議決定された。本法律及び基本方針に基づき、わが国のすべての主体が地球温暖化対策の推進に取り組むこととなった。

また、温暖化対策の重要な柱の一つに、エネルギー需給の両面の対策を中心としたC O 2排出抑制対策があげられるが、エネルギー需要面の対策として、平成10年「エネルギー

使用の合理化に関する法律」の改正が行われ、エネルギー消費効率の改善や省エネルギー基準の強化等の対策が推進されている。また、エネルギー供給面の対策としては、新エネルギーについて、同9年「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」が制定され、新エネルギーの開発・導入が積極的に推進されているほか、原子力の開発利用については、同11年「原子炉等規制法」の改正、同12年6月に「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」の制定が行われるなど、放射性廃棄物の処理処分対策等を充実させつつ、安全性の確保を前提として、国民的議論を行い、国民の理解を得つつ進められている。

3057 わが国では比較的狭い国土で高密度な経済活動が行われており、二度の石油ショックを経て産業部門を中心に省エネ対策が進められてきたことから、GDP当たりのエネルギー消費量及び二酸化炭素排出量は主要先進国中最も低い水準となっている。また、1998年度（平成10年度）のわが国の二酸化炭素の排出量は、対前年度比では %減となっているものの、1990年度（平成2年度）比では %増となっている。エネルギー起源の二酸化炭素の排出量を部門別にみると、排出量の4割を占める産業部門については、1990年度（平成2年度）比で %の減少となっており、運輸部門からの排出は年々増加しており、1990年度（平成2年度）比 %増となっている。一方、民生部門（家庭）部門は、1990年度（平成2年度）比 %の増加となっているが1995年度（平成7年度）以降減少傾向にある。民生（業務）部門は、1990年度（平成2年度）比で %の増加となっているが1994年度（平成6年度）以降ほぼ横ばい傾向にある。こうした状況の下にあるわが国が、6%削減目標を達成することは困難な課題であり、その達成のためには、今後一層の取組が必要である。具体的な数値は最新データ（1998年度（平成10年度））に基づいて挿入する予定。

3058 2 目標

3059 (1) 究極の目標

気候変動問題が地球規模の問題であり、一部の国のみによる取組では不十分であることにかんがみ、国際的な連携の下に、究極的には、「気候変動に関する国際連合枠組条約」が目的に掲げる「気候系に対する危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を目指す。この場合「そのような水準は生態系が気候変動に自然に適応し、食糧の生産が脅かされず、かつ、経済開発が持続可能な様態で進行できるような期間内に達成されるべきである」との規定に配慮する。

3060 (2) 中長期的目標

中長期的には、21世紀のわが国の社会経済動向を踏まえ、各分野の政策全体の整合性を図りつつ、温室効果ガスの排出削減が組み込まれた社会の構築を目指す。そのため、京都議定書の第一約束期間（2008～2012年（平成20～24年））における6%削減目標を達成した後も、更なる長期的・継続的な排出削減へと導く。

3061 (3) 京都議定書における目標

COP3において策定された京都議定書に基づき、わが国では、第一約束期間において、基準年（1990年（平成2年））HFC、PFC、SF6については1995年（平成7年）を基準年とし得る）に比して、6%の温室効果ガス削減を達成する。

3062 3 施策展開の基本的方向

3063 (1) 地球温暖化対策の目指すべき方向

今後の地球温暖化対策に当たっては、まず、増加基調にある温室効果ガスの総排出量を早期に減少基調に転換し、その減少基調を京都議定書の目標の達成、更なる長期的・継続

的な排出削減へと導くことを目指す。

3064 京都議定書の目標の達成

3065 ア 6%削減目標については、当面、地球温暖化推進大綱に位置づけられた対策により達成していくこととする。これらの対策が遅れば遅れるほど、京都議定書の目標達成のために短期間で大幅な削減を達成しなければならなくなることから、今日の段階で実施可能な地球温暖化対策は直ちに実施し、早期に減少基調への転換を図る。

3066 イ 京都議定書の2002年（平成14年）までの発効を目指すことが政府の基本的方針であり、各国による京都議定書の締結が可能となるよう、わが国は国際的な枠組みづくりに引き続き取り組む。また、今後の国際交渉の進展や現行施策の評価も踏まえつつ、京都議定書の目標を遵守するために必要な国内制度の整備・構築を図る。＜COP6後に必要に応じて見直し＞

3067 ウ 京都議定書において、先進国及び市場経済移行国は2005年（平成17年）までに京都議定書の削減目標達成について、明らかな前進を示すと規定されており、国内対策の着実な進展に向けて準備を進める。

3068 エ 京都議定書に定められた温室効果ガスの発生源による人為的な排出量及び吸収源による吸収量の算定に係るデータの信頼性を向上させるため、品質保証、品質管理のための取組を引き続き進める。

3069 温室効果ガスの更なる長期的・継続的な排出削減

3070 ア 京都議定書の目標の達成を図り、更なる長期的・継続的な排出削減へと導く。このためには、個々の対策を計画的に実施していくと同時に、21世紀のわが国の社会経済動向を踏まえ、各分野の政策の整合性を図りつつ、温室効果ガスの排出削減が組み込まれた社会を構築する。

3071 イ 京都議定書において附属書Iの締約国のその後の期間に係る約束については、一回目の約束期間が満了する7年前までに当該約束の検討を開始するとされており、これに従い、わが国としても第2約束期間における約束に関する検討を開始するとともに、国際的な議論にも積極的に参画する。

3072 ウ 究極の目標である大気中の温室効果ガス濃度の安定化に向けて、気候系に対する危険な人為的影響を及ぼすこととしない水準の研究など地球温暖化に係る科学的知見の一層の充実を図る。また、長期的な視点に立って、温室効果ガス削減のための革新的な技術開発を進めるとともに、長期に継続して温室効果ガスを削減し得る社会経済システムの在り方について検討を進める。

3073 (2) 京都議定書の目標を遵守するための国内制度の整備・構築に当たっての指針となる事項

今後の国際交渉の進展や現行施策の評価も踏まえつつ、京都議定書の目標を遵守するために必要な国内制度の整備・構築を図る。＜COP6後に必要に応じて見直し＞その際、以下の事項を指針として取り組む。

3074 目標の確実な遵守と持続可能な社会づくりの促進

京都議定書の約束を確実に遵守することが可能な制度であるとともに、温室効果ガスの

中長期的な削減を推進する効果を有する制度とする。併せて、21世紀の持続可能な経済社会づくりを促進するため、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式の見直し、太陽光や風力などの自然エネルギーの積極的な導入、木材等の再生可能な資源の育成と利用、環境産業の振興及び環境に配慮した企業の取組を促す。

3075 国内対策の着実な推進と全地球的な削減への貢献

地球規模の課題である地球温暖化への対応は、先進国のみならず、開発途上国の参加が不可欠であるが、これを促すためには、先進国が京都議定書上の目標を確実に達成する具体的道筋を明らかにしておくことが極めて重要である。

また、京都議定書で定められたわが国の排出削減目標の達成に当たっては、国内対策を基本としつつ、併せて、補足的に京都メカニズムの活用を図る。その際には、クリーン開発メカニズム、共同実施の活用を通じわが国の優れた技術力と環境保全の経験を生かして諸外国における温室効果ガスの削減に対しても積極的に貢献する。

3076 ポリシーミックスの活用とすべての主体の参画

温室効果ガスは社会経済活動のあらゆる局面から排出されることに鑑み、その効果的・効率的な削減のために、規制的手法、経済的手法、自主的取組などあらゆる政策措置の特徴を生かして、有機的に組み合わせ（ポリシーミックス）を活用するとともに、温室効果ガスの発生源は多種多様であることから、幅広い排出抑制効果を確保するために、技術開発・排出抑制・対策導入を誘導し、多くの経済主体が対策に参加するよう、各種の政策手段について検討する。

特に、経済的負担を課す措置については、i)その有効性についての国民の理解の進展、ii)措置を講じた場合の環境保全上の効果、国民経済に与える影響等についての調査研究結果、iii)諸外国における取組の現状等、措置を取り巻く状況の進展を踏まえ、幅広い観点からの検討が必要である。

3077 4 今後の重点的取組事項

3078 気候変動枠組条約に基づく国際的な取組の一層の進展を目指して、条約締約国会議（COP）、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）等に引き続き積極的に参画し、貢献を行う。

3079 今後の国際交渉の進展や現行施策の評価も踏まえつつ、京都議定書の目標を遵守するために必要な国内制度の整備・構築を図る。＜COP6後に必要に応じて見直し＞具体的には規制的手法、税・排出量取引などの経済的手法、自主的取組等の有効と考えられるあらゆる政策措置を適切に組み合わせたポリシーミックスによる政策パッケージを形成するとともに、こうした政策パッケージを適切に実施していくための基盤の整備に向け準備を進める。

3080 政策パッケージを適切に実施していくための基盤の要素としては、例えば、排出量の削減と吸収量の増大を着実にを行うための計画、計画の進捗状況をモニタリングするためのメカニズム、モニタリング結果を踏まえた対策強化の3つが一連のフィードバックとして働く仕組みとともに、最終的に目標の達成を確保するための京都議定書に沿った何らかのメカニズムが挙げられる。

これらの基盤となる仕組みの検討に当たっては、京都議定書の目標を確実に達成できる仕組みとすることは当然であるが、日本が京都議定書に基づき負う義務に照らして、経済的・社会的に過度のコストをもたらさず、自由主義経済の原則を尊重しつつ合理的に行わ

れるよう十分配慮を行うとともに、経済状況に応じた臨機応変な対応が可能となるよう柔軟性を持たせながら義務の遵守を図ることが必要である。＜C O P 6 後に必要に応じて見直し＞

3081 このような取組を通じて、「エネルギー需給両面の対策を中心としたC O 2 排出削減対策の推進」、「その他の温室効果ガスの排出抑制対策の推進」、「植林等のC O 2 吸収源対策の推進」、「革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の強化」、「地球観測体制の強化」、「国際協力の推進」といった地球温暖化対策を積極的に推進する。

3101 第2節 物質循環の確保と循環型社会の形成に向けた取組

3102 1 現状と課題

現代の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動により、社会経済システムから生ずる大気・水・土壌環境等への負荷が自然の浄化能力を超えて増大し、自然の物質循環を阻害し、公害や自然破壊を始めとする環境問題を生じさせている。

このような環境問題の解決のためには、自然の物質循環を健全な状態に回復させるとともに、その状態を維持することが必要であり、このためには、特に、自然の物質循環に大きな負荷を与えている社会経済システムにおいて、いかにして物質循環を確保していくかが喫緊の課題となっている。

平成10年度におけるわが国の物質収支を概観すると、約20.2億トンの総物質投入量に対し、全体の4割強（約8.5億トン）がエネルギー消費や廃棄物という形態で環境中に排出されている。他方、再生利用量は約2億トンと全体の一割に過ぎない。

今後、総物質投入量の抑制、資源採取量の抑制、廃棄物等の発生量の抑制、エネルギー消費の抑制及びリユース・リサイクルの適切な推進を図り、環境負荷の低減と天然資源の消費の抑制を目指した取組を進める必要がある。

特に、廃棄物・リサイクルを巡っては、近年、廃棄物の排出量の高水準での推移、リユース・リサイクルの停滞、最終処分場の残余年数のひっ迫、不法投棄件数の増大、枯渇性資源の使用量の増大といった問題が顕在化しており、早急な対策が必要な喫緊の課題となっている。

このような状況に対応するため、第147回国会（平成12年5月）において、循環型社会形成推進基本法が成立した。また、同法と一体的に、改正廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）、資源の有効な利用の促進に関する法律（再生資源の利用の促進に関する法律の改正）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）、

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）等が成立した。

既制定の容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）等と併せて、循環型社会の形成に向けた取組を推進できる基盤が整備されつつある。

今後は、循環型社会形成推進基本法で示された基本的な考え方に沿って、個別法の適切な運用を確保していくことが重要となる。その際は、各省庁間の連携を十分に確保するとともに、各種施策の有機的な連携を確保し、政府一体となって対応していく必要がある。

3103 2 目標

3104 (1) 循環を基調とする社会経済システムの実現

社会経済システムから生ずる大気環境、水環境、土壌環境等への負荷が自然の物質循環を損なうことによる環境の悪化を防止する必要がある。このため、資源採取、生産、流通、消費、廃棄等の社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギーの利用の面でもより一層の循環・効率化を進め、再生可能な資源の育成や利用を推進するとともに、廃棄物等の発生抑制や循環資源の循環的な利用及び適正処分を図るなど、社会経済システムにおける物質循環をできる限り確保することによって、環境への負荷をできる限り少なくし、循環を基調とする社会経済システムを実現する。

特に、喫緊の課題である廃棄物を巡る問題の解決のため、第一に廃棄物等の発生の抑制、第二に循環資源の循環的な利用の促進、第三に適正な処分の確保によって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を目指す。

3105 (2) 数値目標

循環型社会形成の推進に向けて、循環型社会形成推進基本計画に、施策の具体的な目標として、数値目標を盛り込み、その効果を客観的に把握できるようにすることが必要である。

その目標については、廃棄物処理法上の廃棄物だけでなく、循環型社会形成推進基本法の趣旨を踏まえ、発生抑制の観点から有価・無価を問わず廃棄物等を、また、循環的な利用の観点から循環資源を、それぞれ視野に入れたものとしていく必要がある。

3106 3 施策展開の基本的方向

3107 (1) 自然の物質循環と社会経済システムの物質循環とは相互に密接な関係にあり、その双方の適正な循環が確保されることが重要である。

このため、その両方を視野に入れ、自然環境の保全や環境保全上適切な農林水産業の生産活動など自然界における物質の適正な循環を維持・増進する施策を講じる。また、社会経済システムにおいて発生する環境への負荷を低減させていく施策及び廃棄物等の発生の抑制を基本としつつ、適切なリユース・リサイクルの促進を図るなど社会経済システムにおける循環機能を高める施策を講じていく。

3108 (2) 廃棄物・リサイクル問題については、施策を講ずるに当たり、それら施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画を策定し、これに基づき各種の施策を有機的に講じていく必要がある。

このため、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会形成推進基本計画を策定し、同計画に基づき、各主体の積極的な参加の下で、循環型社会の形成に向けて施策を講じていくこととされたところであり、この規定の趣旨をよく踏まえ、適正な運用を図る。

3109 (3) 平成12年5月、循環型社会形成推進基本法と一体的に各種の個別法が制定され、既存の法律と併せて、循環型社会の形成に向けた取組の推進基盤が整備されつつある。今後は、各省庁間の連携を十分に確保するとともに、政府一体となって、個別法の適切な運用を確保する。

3110 (4) 循環型社会の形成に際しては、一国のみにとらわれないグローバルな視点や地域の視点、都市の設計段階での配慮、動脈産業と静脈産業が適切に結びついた経済構造の実現など、様々な観点から物質循環を捉え、対策を講じることとする。

3111 (5) 真に循環型社会を志向していくためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に慣れた国民や事業者の価値観、意識及び行動を、循環型社会を指向したものへと変革していく必要がある。このため、教育・学習の振興、あるいは民間団体等による自発的な活動の促進のための施策を幅広く、きめ細かく、継続的に行うこととする。

3112 (6) 循環型社会の形成に向けて個々の実態を踏まえた適切な行政は、廃棄物等に関するデータの迅速かつ的確な把握・分析と公表の上に成り立つとの認識に立ち、近年におけるIT化の進展も踏まえ、物質収支(マテリアル・バランス)並びに循環資源の発生、循環的な利用及び処分の実態の迅速かつ的確な把握と分析等のため、ミレニアム・プロジェクトの活用を図りつつ、大局的かつきめ細かな統計情報の整備を図る。

3113 4 今後の重点的取組事項

3114 (1) 自然界における物質の適正な循環の確保のため、自然環境の保全のための施策を講

ずるとともに、環境保全に適合した農林水産業の持続的な発展を推進するための施策を講ずる。

3115 (2) 循環型社会の形成を確実に進めていくため、実効ある循環型社会形成推進基本計画を策定する。その際の基本的考え方や方向は次のとおりである。

3116 対策の優先順位

循環型社会形成推進基本法では、廃棄物・リサイクル対策の優先順位を明示している。すなわち、第1に廃棄物等の発生抑制が図られるべきこと、第2に発生した循環資源は製品や部品としての再使用が図られるべきこと、第3に再使用されない循環資源は原材料としての再生利用が図られるべきこと、第4に再使用及び再生利用がされない循環資源は熱回収が図られるべきこと、第5に循環的な利用が行われない循環資源は適正に処分されるべきことという優先順位である。ただし、この順位によらない方が環境への負荷を低減できる場合には、この優先順位にこだわることなくより適切な方法を選択しなければならない。

3117 排出者責任の考え方

廃棄物の処理に伴う環境への負荷の低減に関しては、その一義的な責任を排出者が負うことが適当である。この排出者責任の考え方については、今後とも、その徹底を図る。また、国民も排出者としての責務を免れるものではなく、その役割を積極的に果たしていく必要がある。

3118 拡大生産者責任の考え方

拡大生産者責任(EPR: Extended Producer Responsibility)とは、製品の製造者等が物理的又は財政的に製品の使用後の段階で一定の責任を果たすという考え方であり、廃棄物・リサイクル対策を推進する上で極めて重要な基本的考え方である。

今後とも、製品ごとの特性に応じて、拡大生産者責任の考え方の有する意義や法律上の措置の実態にかんがみて、その考え方に基づく具体的措置の一層の推進を図る。

3119 経済的手法の在り方

不特定多数の者の日常的な活動によって引き起こされている廃棄物問題については、大規模発生源や特定行為の規制を中心とする従来の規制的手法による対応ではその実効性に限界がある面もある。このため、その対策に当たっては、規制的手法、経済的手法、自主的取組などの多様な政策手段を組み合わせ、適切な活用を図っていくことが必要である。このような観点から、ごみ処理手数料、税・課徴金、デポジット制度等の経済的手法の活用の在り方について、循環型社会形成推進基本法第23条第2項に基づき、その効果等を適切に調査・研究し、その措置を講ずる必要がある場合には国民の理解と協力を得るように努めることとし、国内外における議論の進展を注視しつつ、汚染者負担の原則等を踏まえ、幅広い観点から、その在り方の検討に早急に着手する。

3120 適正な再生利用・処理施設の整備の推進

循環資源の循環的な利用や処分のための施設は循環型社会の形成を図る上で不可欠であり、技術開発の支援や経済的な助成措置、PFI(Private Finance Initiative)手法等様々な手法を活用して、十分な再生利用能力の確保や施設の適正配置に留意しつつ、その整備を促進していく必要がある。また、産業廃棄物の最終処分場については、産業廃棄物の適正処理を十分に確保するために必要がある場合には、排出事業者責任を原則としつつ、公共関与による施設整備の促進等により、安全かつ適正な最終処分場を確保する。

3121 環境の保全上の支障の除去等

循環資源の循環的な利用又は処分により環境保全上の支障が生ずる場合、当該支障を確実に除去できるような仕組みが必要である。このため、産業廃棄物適正処理推進セン

ターにおける基金制度等が設けられており、今後、これらの制度の適切な運用を図るとともに、さらに環境の保全上の支障の除去等を徹底するための検討を進める。

3122 再生品の使用の促進

国、地方公共団体、事業者、国民すべての主体が再生品を積極的に利用することなどにより、再生品の利用・市場の育成等を推進する。特に、国、地方公共団体等の公的機関は、調達等において率先して再生品を利用することにより、再生品の需要を増進する。

3123 教育・学習の振興

循環型社会の形成を着実に推進するためには、事業者や国民が、その日常的な活動に伴って問題が生じていることを正しく認識するとともに、それぞれが担うべき責任と果たし得る役割について理解を深めることを通じ、これらの者の自発的活動を促進する。

このため、環境教育・環境学習等を、子供から高齢者までのすべての年齢層を対象として、学校、地域、家庭、職場、野外活動の場等多様な場において互いに連携を図りつつ、総合的に推進する。

3124 民間団体等の自発的な活動の促進

循環型社会の形成を着実に推進するため、事業者、国民又は民間団体による循環資源の回収活動、フリーマーケットの開催、グリーン製品の表示・購入等の自発的な活動が促進されるよう、必要な情報の提供や資金援助等を実施する。

3125 人材の育成

循環型社会の形成に向け、国、地方公共団体、公益法人、大学、民間研究機関等において、ITの活用も図りつつ、廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用や適正処分に関する人材交流や情報交換等を促進し、人材の質的・量的充実を図る。また、国及び地方公共団体の職員に対する研修制度の充実により、その資質の向上を図る。

3126 調査の実施

循環型社会の形成のための施策を適切に立案し実施するためには、循環資源の発生、循環的な利用及び処分の状況、これらの将来の見通し、循環資源の処分による環境への影響等について正確な情報を把握し的確な分析を実施することが不可欠である。

このため、必要な情報が迅速・的確に把握・利用できるような体制を関係省庁が一体となって構築するとともに、必要な調査を適切に実施する。

3127 科学技術の振興

製品の生産工程における副産物の発生の抑制、回収された循環資源の循環的な利用等を促進するためには、調査研究や技術開発の果たす役割は大きい。このため、素材開発等の循環型社会の形成に資する科学技術の振興を図ることが必要であり、試験研究体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成等の措置をバランスよく適切に講ずる。

3128 国際的協調

現代の国際社会が、経済活動のグローバル化により日常生活の様々な分野に至るまで相互依存が極めて高くなっていることにかんがみ、国際的に連携をとり、国際社会が協力し合いながら循環型社会の形成を図る。

3129 地方公共団体の施策

循環型社会形成のためには、地域における取組が重要であることにかんがみ、地方公共団体の果たす役割は大きい。地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、物質循環の促進のための目標の設定とその実現のための施策の策定など、健全な物質循環の促進のための取組を、国、事業者、住民及び周辺地方公共団体と連携して、自主的かつ積極的に推進することが必要である。

また、国は、地方公共団体が講ずる施策に対し、必要な財政的・技術的支援を講ずることが必要である。

- 3129 (3) このほか、個別・具体的な課題については、それぞれの実態に応じた対策の推進方が循環型社会形成推進基本計画において明らかにされる必要がある。その際、循環資源の循環的な利用によって作られた原材料・製品等の受け皿対策が大きな課題となることに留意し、適当な需要が継続的に生じることとなるような施策を講じていく。また、容器包装等については、その法制度の施行状況につき不断の検討を行い、必要な見直しを行うこととする。

3151 第3節 環境への負荷の少ない交通に向けた取組

3152 1 現状と課題

3153 (1) 交通の現状

3154 これまで、自動車交通量は着実に増加してきた。自動車保有台数、走行距離及び燃料消費量は一貫して増加傾向にあり、輸送機関別の分担率についても、貨物輸送(トンキロベース)で見ると、自動車が鉄道や海運を抜き、主要な交通手段となっている。

さらに、都市への人口や経済活動の集中等により、交通インフラの整備の進展を越える交通量の増加、集中が進み、自動車交通量が道路の交通容量を超え、恒常的な交通渋滞が発生している。

3155 (2) 交通に起因する環境問題

わが国の交通に起因する環境問題を概観すると、特に大都市地域、幹線道路沿道で深刻な状況にある。さらに、この傾向は、地方中枢都市圏にも広がりつつある。

大都市を中心とする自動車による大気汚染については、排出ガス規制の強化、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法による総合的対策を進めている。しかしながら、自動車交通量の増加により、同法に基づく総量削減計画の目標である平成12年度末までの二酸化窒素に係る環境基準の概ね達成は厳しい状況にある。

さらに、SPMについても、環境基準の達成状況は低いレベルで推移している。近年には、国際的な研究等にもあるように、特にディーゼル排気粒子(DEP)による健康影響が懸念されている。なお、光化学オキシダントについても、全国ほとんど全ての測定局で環境基準が達成されていない。

また、自動車から排出される二酸化炭素による地球温暖化も大きな問題である。わが国における二酸化炭素の排出源を見ると、運輸部門が全体の約20%を占めているが、近年その伸びが大きい。さらに、輸送機関別の二酸化炭素排出量を見ると、自動車が全体の約9割を占めている。

騒音についても、環境基準達成状況を見ると、依然として低い達成率となっており、改善は見られていない。

以上のように、交通に起因する環境問題の大宗は、自動車交通によるものである。

3156 2 目標

大気汚染及び騒音・振動については、環境基準等の達成とその維持が目標となる。

温室効果ガスについては、1990年(平成2年)の排出量と比べて2008~2012年(平成20~24年)の期間において、6%の削減を行うことが京都議定書で定められている。

自動車交通量の増加等により、自動車から排出される窒素酸化物や粒子状物質等による大気汚染は深刻である。また、運輸部門における二酸化炭素排出量については、1997年(平成9年)時点で1990年(平成2年)に比べて既に21%増となっている。このように厳しい現状を打開するために、単体対策の強化、自動車交通需要の調整・低減も含めた総合的な対策を講じることにより、抜本的な対策強化を推進していく。

3157 3 施策展開の基本的方向

3158 (1) 自動車環境対策全体の方向性

自動車交通に伴う環境問題を改善するため、様々な施策が実施されているが、自動車走

行距離の増加や自動車の輸送分担率の上昇等によって、その効果が減殺されており、環境の状況は依然として深刻である。今後環境負荷の少ない交通を実現するためには、燃料対策を含む単体対策の一層の強化や交通流の円滑化に加え、物流、人流の効率化や、公共交通機関の利用促進など自動車交通需要を低減する対策を総合的に推進する。

また、都市政策において環境保全を主目的の一つとして位置づけ、環境への負荷の少ない都市構造を作る。さらに、自動車への過度な依存を低減するような事業活動、ライフスタイルの変革に取り組む。

3159 (2) 対策別の方向性

3160 自動車単体対策の推進

自動車からの窒素酸化物、粒子状物質等の排出ガスの削減のため、単体規制を今後とも強化するとともに、現在、未規制の特殊自動車（建設機械、産業車両、農業機械）に対する排出ガス規制の早期実施の可能性について検討する。また、開発・実用化が進んでいる低公害車等の一層の普及を支援する。さらに、燃料電池自動車等の環境負荷の少ない自動車の開発を促進する。こうした環境負荷が少ない自動車の普及を供給側、需要側に渡る様々な対策により推進する。

また、自動車技術開発の進展に対応して、環境負荷の少ない自動車の普及を可能とするため、軽油の低硫黄化を推進する。

3161 事業活動、ライフスタイルの変革

自動車への依存をどのように低めるかについて社会的合意を形成し、マルチモーダル施策や環境教育を始めとする幅広い施策により、輸送における鉄道、内航海運の活用や輸送効率の向上、自転車や徒歩での移動への転換等環境負荷の少ない事業活動、ライフスタイルの普及に取り組む。

3162 交通による環境負荷の少ない都市、交通システムの整備

交通需要を調整・低減させたり、公共交通機関の利用を促すことなどに配慮した計画的な都市の形成を進める。

都市部において、円滑な交通流を確保するための環状道路やバイパスの整備、交差点改良などの道路構造の改善を環境負荷が増大しないよう配慮しつつ行う。さらに、交差点における信号システムの改善、混雑交通情報のよりきめ細やかな提供等の高度道路交通システム（ITS）により、自動車交通の円滑化を図るとともに、自動車交通需要の調整・低減策である交通需要マネジメントに関する手法についても積極的な活用を図る。また、幹線道路の沿道で騒音等が著しい地域について非住居系の用途地域の指定を行うなどの環境負荷低減にも配慮した土地利用の適切な誘導等を行う。

3163 経済的措置の活用

自動車利用による環境への負荷に伴い社会に生じる費用を市場を通じて内部化するための仕組みとして、汚染者負担の原則を踏まえた経済的措置の活用により環境負荷の少ない交通手段への転換を促進する方策を検討する。

3164 4 今後の重点的取組事項

3165 (1) 国民、NGOの取組

日常生活における自動車交通需要が高まるにつれ、国民の日常生活に起因する交通がもたらす環境への負荷は大きくなっている。国民は日常使用している交通手段が環境に大きな負荷を与えていることを認識し、環境負荷の少ない交通手段を利用するよう、国や地方の施策に協力するとともに、自ら積極的な取組を行うことが必要である。また、NGOは、国民、事業者、地方公共団体、国の取組が進むよう提言や普及啓発を行うことが望まれる。

3166 (2) 事業者の取組

事業者は経済活動及び交通活動の中で大きな部分を占めており、環境負荷の少ない交通を実現する上でその取組が重要である。事業者（運輸事業者、自動車生産者、燃料生産者、その他の一般事業者）は、それぞれの事業と交通・環境との関わりに応じ、国や地方の施策に協力するとともに、規制の順守に止まらず、環境負荷を積極的に低減するよう自主的な取組を行うことが必要である。

3167 （ 3 ） 地方公共団体の取組

大都市を中心として、大気汚染が深刻な地域においては、単体規制を始めとする全国的な対策だけでなく、それぞれの地域レベルで一層の対策を進めることが必要である。

地域において環境基準等の目的を達成するためには、様々な主体の参加の下、自然的社会的条件に応じて、目標削減総量を設定し、規制措置等の各種制度の設定、社会資本整備等の基盤づくり等の様々な施策の体系を適切に組み合わせた地域交通環境に関する総合的な計画を策定、実施することが有効である。その際には、計画の実施状況をモニタリングすることにより、適切に対策の推進を図ることが必要である。

3168 （ 4 ） 国の取組

国は、各主体の参加により社会全体として環境への負荷の少ない交通が確保されるよう、必要な枠組みを構築するとともに、全国的観点及び都府県域を超える大都市圏の観点から取り組むべき規制等の対策を実施する。

このため、自動車排出ガスの単体規制等の規制措置を強化し、軽油の低硫黄化を促進するとともに、低排出ガス・低燃費の自動車の普及を一層促進するため、経済的措置を含め、幅広い観点から効果的な措置について検討する。また、ITSの推進、貨物輸送や旅客輸送の効率化、マルチモーダルの促進及び公共交通機関の利用促進を図ることによる自動車交通需要の調整・低減、交通流の円滑化を一層推進するとともに、環境負荷低減に資するよう沿道対策を推進する。さらに、地方公共団体、事業者、国民、NGOへの情報提供や普及啓発、自動車排出ガスに関するリスク評価、健康影響等の調査研究を行う。なお、国自身が大きな事業者、消費者であることから、率先して環境負荷の少ない自動車を積極的に導入する。

3201 第4節 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組

3202 1 現状と課題

自然の水循環は、一般に、森林、農地、宅地等への降雨が土壌に保水されつつ、地表水及び地下水として相互にやりとりしながら徐々に流下し、河川、湖沼及び海域に流入し、また、それぞれの過程で大気中に蒸発して再び降水となる連続した水の流れである。

このような自然の水循環は、人の生活や自然の営みに必要な水量の確保、水質の浄化、多様な生態系の維持、バランスのとれた地下水流動による地盤の支持など様々な機能を有している。また、洪水や渇水の発生など、人間活動に障害をもたらすこともある。

わが国においては、急峻な地形や狭小な国土という地理的特徴があるため、河川の流量の変動が大きい等厳しい条件下において水利用が行われてきた。

現在の水循環は、古来、水田耕作、水害防止、生活用水などのために、様々な工夫を加えつつ、人間が長時間かけて造りあげてきたものであり、人為的な水循環系と自然の水循環系とが有機的に結びついたものになっている。この過程は、基本的には自然の水循環がもたらす災害などの負の要素を減少させ、あるいは、水の安定的供給など正の要素を引き出すことを目指して行われてきたものの、自然の水循環に支えられた健全な生態系などに影響を与える場合があったことも否定できない。

わが国においては戦後、高度経済成長期を通じ、都市への急激な人口・産業の集中と都市域の拡大、産業構造の変化、過疎化の進行等の経済・社会の変化を背景として、水循環系が急激に変化し、生態系への悪影響、湧水の枯渇、河川流量の減少、地盤沈下、都市における水害や渇水、水質汚濁、親水機能の低下、水文化の喪失などの問題が発生している。

このような中であって、水循環の変化がもたらした諸問題を解決していくため、水循環の全体を通じて、人間社会の営みと環境の保全に果たす水の機能が適切なバランスの下にともに確保され、自然の水循環の恩恵を享受し、継承しうるような政策の枠組みを構築し、環境保全上健全な水循環の確保という視点に立った施策展開を図ることが重要な課題となっている。

3203 2 施策展開の基本的方向

3204 (1) 水・地盤環境政策の方向性

水環境の保全を推進するため、水質汚濁に係る環境基準が定められている。この基準に照らしてみると、公共用水域の水質は、人の健康の保護に係る項目については達成率は次第に高まっているが、有機汚濁等の生活環境の保全に係る項目については、特に湖沼や内湾・内海といった閉鎖性水域において改善が進んでいない状況にある。また、地下水については、有機塩素系化合物や硝酸性窒素等による汚染が見られる。

一方、地盤環境については、長期的には地盤沈下が沈静化する方向に向かっているが、一部地域では依然として沈下が続いており、また、渇水時等の急激な地下水の汲み上げによって地盤沈下が発生する潜在的な恐れも存在している。

良好な水環境の保全のため、汚濁負荷のコントロールを中心とした対策が講じられている。また、地盤沈下の防止のため、地下水採取の規制、表流水への転換を含めた代替水対策が行われている。

これらの、水環境や地盤環境をいわば「場の視点」で捉えた取組は、有害物質による水質汚濁問題の改善等に関して大きな成果を上げてきており、今後とも、ダイオキシン類等の化学物質による水環境の汚染問題への対応、閉鎖性水域の水質改善、水生生物への影響にも留意した環境基準の検討等に関して、各般の取組を進める必要がある。

また、上流での負荷が下流、ひいては湖沼、内湾、内海の汚濁につながることを認識しつつ、各主体の取組を進める必要がある。

しかしながら、水循環の変化により水環境や地盤環境に種々の障害が発生してきてい

る状況になっており、今後は、「流れの視点」からの対策も併せて講じることが必要である。

このため、本計画期間中の水・地盤環境に関する環境政策においては、人間社会の営みと環境の保全に果たす水の機能が適切なバランスの下にともに確保され、自然の水循環の恩恵を享受し、継承しうるような政策の枠組みを構築することを重点事項として位置づけ、環境保全上の健全な水循環の確保の視点に立った施策の展開を図る。

3205 (2) 対象地域別施策の方向性

3206 山間部

森林の水源涵養機能を維持・向上するため、森林の公益的な機能を評価して、その保全、育成や適切な管理を図る。このため、水源地対策を進めつつ、保安林による土地利用の規制措置や水源涵養保安林の指定拡大など法制度の活用により森林を保全するとともに、各種補助制度による森林整備や公有林化の推進を図る。また、森林公社等公的主体による森林管理や水源林整備のための基金造成、森林整備協定による森林の維持管理の推進などの措置を充実していく。さらに、森林の公益的な機能の評価に基づく受益者と森林の管理者との間の森林の保全・整備のための適切な費用分担などについて具体的な取組を推進する。

3207 農村・都市郊外部

農村・都市郊外部における川の流れの保全・回復と流域の貯留浸透・涵養能力の保全・向上を図る。このため、都市計画制度の活用や地方公共団体の条例等による緑地の保全を推進し、特に保全が必要な緑地については公有化を進める。また、公共施設の緑化を積極的に推進するとともに、民有地の緑化施策の推進を図る。さらに、宅地に比べて雨水の浸透能力が大きいなど水源涵養能力を有する水田、畑地の保全を進める。地下水涵養の促進に配慮した農業排水路等の整備、休耕田の活用等を図るとともに、地下水利用の適正化や表流水への転換を含めた代替水対策を進める。併せて、良好な景観の形成や生態系の保全、親水空間の形成等の環境との調和に配慮した農業水利施設の整備を推進する。

3208 都市部

水循環の変化による問題が現れやすい都市部においては、可能な限り自然の水循環の恩恵を増加させる方向で関連施策の展開を図る。このため、整備、開発及び保全の方針等都市計画制度の活用により、地下水涵養機能の増進や、都市における貴重な貯留・涵養能力を有する空間である公園緑地の保全を図る。また、公共施設等においては緑化を推進するとともに、民有地についても緑地協定の締結等により、住民参加による緑化活動を支援する。さらに、地下水涵養を促進するため、雨水浸透施設の整備、流出抑制型下水道の整備等を進める。また、貯水池の弾力的運用や下水の高度処理水等の河川還元などによる流量の確保などの取り組みを進める。河川護岸等の整備に際しては、表流水と地下水の連携を確保するとともに、多自然型川づくりなど自然に配慮した河川整備を進めることなどにより水辺の自然環境を改善し、生物の良好な生息・生育の場となる水の流れを確保する。また、地下水使用の抑制のために、地表水への転換を含めた代替水対策や地下水未規制地域での地下水使用の合理化、新規の井戸の設置規制、既存井戸利用者の節水指導等を進める。

3209 その他流域全体

環境の保全に果たす水の機能と利水・排水等の人間社会の営みとがともに確保されるよう、流域全体を総合的に捉え、効率的かつ持続的な水利用を推進していく。このため、農業用水の循環利用の促進等による効率的利用、工業用水の循環利用の促進等による使用の合理化、節水器具の普及や下水処理水の再利用等による生活用水の効率的利用、雨水の生活用水としての利用などを進め、水源への負担を軽減するとともに、必要に応じて流量確保のための様々な施策を行う。また、河川水を取水・利用した後の排水につい

ては、可能な限り下流での水利用に活かせる形で河川に戻すことを基本とし、河川水の流下にしたかった反復利用の推進を図る。

3210 3 目標

「環境保全上健全な水循環」については、流域ごとに、現在及び将来の経済・社会の状況、技術レベル、生活の質の維持を考慮しながら、災害や健康リスクを最小限にしつつ、自然の水循環の持つ恩恵を最大限享受できるような新しい水循環の形を構築することを目指す。この場合、自然の水循環の持つ恩恵に関して目標とする姿は、それぞれの流域の特性を踏まえて設定することが適当であるが、経済・社会の変化に伴い高度経済成長期以降に水循環が大きく変化したことを踏まえるならば、高度経済成長始動時の昭和30年頃の水循環が持っていた恩恵が参考になる。

環境保全上健全な水循環の目標の設定に当たっては、各流域において、水収支(地下水と地表水との間の移動の状況、降雨の地下浸透等)の変化を可能な限り定量的に把握した上で、関係主体の意見を集約し、それぞれの流域の状況に応じた目標を設定する。

3211 4 今後の重点的取組事項

3212 環境保全上健全な水循環の構築に向けた計画の策定

環境保全上健全な水循環を構築するため、流域の都道府県、国の出先機関等の所轄行政機関が、流域を単位とし、流域の水循環系の現状について診断し、その問題点を認識して、環境保全上健全な水循環計画を作成し、実行することが重要である。

同計画は、治水や利水との整合を図りつつ、環境保全の観点から、現状の水循環の診断、流域全体及び地区特性単位の望ましい水循環像とその実現に向けた施策体系、対象地区の保全や施設整備等に関する具体的な目標の設定、その目標の実現のため実施すべき施策・プロジェクト等によって構成する。

計画の作成に当たって、水循環保全の目標と取組の多様性を計画に活かせるよう、関係行政機関、流域住民等から構成される流域協議会を設置し、流域住民等の意見を積極的に取り入れていく仕組みを検討するとともに、施策の展開に当たって、住民、利水者、企業、学識経験者、N G O等の流域における関係者の協力体制を確立することが望まれる。

3213 国の取組

国は、流域における水循環の現状の診断や水循環保全計画の策定など流域単位の取り組みを支援するとともに、関連する各種施策を実施する。

また、関係省庁が連携して、森林、緑地、農地等及び雨水貯留・浸透施設が持つ地下水涵養機能を定量的に把握する手法などの水循環の診断・評価手法を確立するとともに、流域の保水浸透機能の増強、水の循環利用等の促進を図るための制度や情報提供のシステムを整え、環境保全上健全な水循環構築のための地方公共団体の施策を支援する。

さらに、水循環に関する技術開発を進め、また、民間による開発について支援するとともに、各種の施策の費用対効果、浸透効果、効果の継続性に係る研究を行い、その成果の関係主体間における共有化を推進する。

3251 第5節 化学物質対策の推進

3252 1 現状と課題

3253 現在の社会経済は、多様な化学物質の利用を前提としており、その成長は化学物質に支えられてきた部分が多い。その反面で、化学物質の開発・普及は20世紀に入って急速に進んだものであることから、極めて多くの化学物質に人や生態系が複合的に長期間暴露されるというこれまでの長い歴史に例を見ない状況が生じている。

今後、将来にわたって持続可能な社会を構築していくためには、一方で生活や経済活動において用いられる化学物質の有用性を基盤としつつ、他方でそれらの有害性による悪影響が生じないようにすることが必要である。そのため、今後も引き続き、化学物質による環境リスクを科学的に正しく、可能な限り定量的に評価し、持続可能な社会とするために許容し得ない環境リスクを回避する必要がある。

現在における化学物質を巡る環境問題の主な課題は、次のとおりである。

3254 (ア) 環境中には、物の製造、使用、廃棄の過程で環境中に排出された様々な化学物質、それらの過程において非意図的に生成された化学物質、環境中において他の物質が化学的に変化して生成した化学物質等が混在していることもあり、何らかの化学物質に暴露されたことによる影響が疑われても、その原因の特定が困難であるという問題が生じている。このような多様な化学物質に暴露されることにより生じるおそれがある影響の監視や評価のあり方について早急に検討しなければならない。

3255 (イ) 環境リスクの定量的な評価や検討を進めるためには極めて多くの時間と費用を要するが、このことを理由として手をこまねていることは許されない。このため、産業界・事業者及び行政が協力し、かつ、国際的な連携を図りつつ対応することが特に必要となってくる。加えて、1992年(平成4年)の国連環境開発会議において採択された、環境を保護するための予防的方策を広く適用すべきであるという原則に則り、定量的な環境リスク評価ができていない段階であっても、国民、産業界・事業者及び行政が化学物質に関する情報を共有しながら、全ての者が各々の立場でより環境リスクを低減できるようにしていこうという流れが国際的に定着しつつある。

3256 (ウ) 近年、わが国においては、特に、内分泌かく乱化学物質とダイオキシン類に関して国民の関心が高まっている。

生体内に取り込まれた場合に正常なホルモン作用に影響を与える内分泌かく乱化学物質については、試験方法及び評価方法が確立していないことなど、科学的に未解明な点が多い。しかしながら、次世代への影響が疑われている物質の中には日常生活において身近に使用している製品に含まれているものもあり、国民の不安が高まっており、行政及び産業界・事業者が科学的な解明を図るための科学的知見や関連情報の収集・蓄積に努めるとともに、これらの情報をわかりやすく提供することが求められている。

ダイオキシン類については、従来の環境保全対策技術よりも格段に高度な対策技術レベルが必要であり、今後とも排出削減対策や既に生じた汚染土壌の浄化対策等を進めるとともに、調査研究や技術開発の一層の推進を図ることが必要となっている。

ダイオキシン類以外の有害な物質を視野に入れた汚染土壌の浄化対策や、既に原則として使用が禁止され保管されているPCB等の廃化学物質の処理についても、それらの対策に要する費用や処理・処分の方法を含めて、研究・技術開発の推進、社会的な合意の形成等の取組が求められている。

3257 (エ) 化学物質による影響とそのメカニズムは多くの人々にとって極めて難解である一方、化学物質そのものやそれらを含む製品自体は私たちの日常生活の中では非常に身近なもの

である。このような中で、国民の安全と安心の確保が喫緊の課題となっている。

このような観点から、リスクコミュニケーションを推進することにより、化学物質に関する情報を共有化して広く共通理解を促進するとともに、政策決定の社会的な合意のための基盤を形成することが極めて重要となっている。このような考え方は、国際的にも定着してきている。

3258 (オ) 化学物質と生態系の関係については、既に諸外国の化学物質関連法制度において人の健康に加えて環境の保護が目的とされ、また、野生生物に対し、化学物質の内分泌かく乱作用ではないかと疑われる影響が注目されるなど、人の健康だけでなく、生態系を構成する生物に対する影響を含む生態系への化学物質の影響の重要性が認識されつつある。このため、化学物質対策において農薬などの化学物質による生態系に対する影響の適切な評価と管理を推進することが必要である。

3259 (カ) 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく対象物質の排出量等の把握は平成13年度から開始され、その結果が14年度から集計・公表される予定であり、これによりわが国におけるPRT R制度が本格的に始動する。また、事業者間での化学物質の取扱いに関する情報を提供するための化学物質等安全データシート(MSDS)の交付が平成13年から義務付けられる予定となっている。さらに、同法に基づき、対象物質やそれを含む製品を取扱う事業者には自主的な化学物質管理の改善の促進や国民の理解の増進を行う責務が課せられている。

欧米においても、高生産量の化学物質等についてはそれを製造する事業者自身がハザード情報を調査し、開示しなければならないという考えが広がってきており、環境保全のための化学物質対策において、今後ますます事業者自身による様々な取組が重要になってくることが予想される。

3260 (キ) 現在、PCB、DDT、ダイオキシン類など、残留性が高い有機汚染物質(POPs)による地球規模の汚染を防止するため、このような物質の製造・使用の禁止、使用の制限、排出の削減、保管されているPCB等の処理、汚染土壌の浄化等を盛り込んだ条約(POPs条約)の検討が進められており、2001年(平成13年)に採択される見込みである。また、使用が禁止又は厳しく規制されている化学物質の貿易時における情報交換の手続き及び輸出先国への事前通報・同意(PIC)手続きを定めたロッテルダム条約が1998年(平成10年)に採択されている。このように、国際的な取組として、地球規模の汚染対策という視点からも化学物質対策の実施が求められており、その推進が重要な課題となっている。

3261 2 施策展開の基本的方向

3262 今後の化学物質対策の検討に際しては、1992年(平成4年)の国連環境開発会議において採択された、環境を保護するための予防的方策を広く適用すべきであるという原則を踏まえつつ、以下に示す事項を施策展開の基本的方向として取り組む。

3263 人や生態系に対する影響を早期に発見する手法の開発を含め、化学物質対策に資する研究や技術開発を一層推進し、科学的知見の集積に努める。この科学的知見に基づき、環境リスクの定量的評価を推進し、それと併行して行うリスク低減のための様々な取組を促進する。

このような取組に際しては、生態系への化学物質の影響の重要性を踏まえ、人の健康の保護という従来からの観点に加え、生態系に対する影響の適切な評価と管理を推進する。

3264 国民が化学物質の有する有用性及び有害性並びに環境リスクの意味を正しく認識し、行政、事業者等が環境リスクの管理を適正に行うことが出来るよう、環境リスク等に関する必要な情報を提供し、国民等の理解の増進を図るとともに、国民、産業界・事業者及び

行政における化学物質に関する情報の共有化を進める。これを踏まえて、環境リスクの低減に資する政策決定のため、行政、事業者、住民等、関係者間の合意形成を推進し、さらに、事業者における自主的な化学物質の管理の改善を促進するなど、各々の主体が理解・協力しつつ化学物質対策を推進する。

3265 POPs対策等、国際的な協調の下で地球規模での化学物質対策を推進する。

3266 3 今後の重点的取組事項

3267 基礎的データの整備及び人材の育成

人の健康を損なうおそれまたは動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのある化学物質、分解性が良く環境中での残留性が小さいと考えられるものも含め、生産量が大きく環境中に排出される可能性の高い化学物質等について、人の健康や生態系に対する影響等有害性に関するデータや排出量等の暴露に関するデータを整備する。また、これらの化学物質の環境中における存在実態の把握（環境モニタリング）及び挙動の解明、人や生態系に対する影響の実態の把握（疫学調査、生態学調査等）の充実を図る。化学物質の分析、環境リスクの評価、管理等を行う科学者、技術者を養成する。

3268 環境リスクの評価等の推進

環境リスクの評価については、人の健康に関するリスク評価の一層の充実に加え、生態系に関する環境リスクの評価を充実する。

産業界・事業者の協力の下で、環境リスクの評価に必要なデータ等を効率的に収集し、高生産量化学物質、PRTTR対象物質等の環境リスク評価を加速化する。

内分泌かく乱作用を評価するための手法の開発や内分泌かく乱作用があると疑われている化学物質の有害性の評価等を国際的な協力の下で推進する。

環境リスクの評価や管理を促進するため、人の健康や生態系に対する影響を早期に見出す手法の開発を含め、化学物質対策に資する研究や技術開発の一層の推進を図り、QSAR（定量的構造活性相関）や暴露予測モデル等による評価手法や、化学物質を用いた製品のライフサイクルアセスメント（LCA）等の研究開発を推進する。また、環境試料や食材の長期継続的保管・活用（環境保全のためのspecimen bank等）の推進等を検討する。

3269 多様な手法による環境リスクの管理の推進

環境リスク評価の結果等については、事業所周辺、地域レベル、及び国レベルにおける環境リスクの管理に適切に活用する。

個々の問題に即し、化学物質対策に資する研究や技術開発の推進、PRTTR制度やMSDSの活用、レスポンシブルケア等による自主的な取組の促進、規制的手法の活用等の様々な手法を用いて、環境リスクを低減させるための措置を講じ、より効率的・効果的に環境リスクの管理を進める。

化学物質の安全性等に関連した情報を正確かつわかりやすく公開することや技術開発等により、より安全な化学物質への代替や、安全性の高い製造プロセスへの転換を促進する。

3270 化学物質関連情報の適正な提供による国民等の理解の増進と合意形成

有害性や暴露に関する情報を充実するとともに、データベースを整備し、その利用を促進することにより、化学物質関連情報を国民に提供する。

国民や事業者等様々な主体の意見を取り入れつつ、環境リスクの低減に資する政策を

決定するための手法を検討し、推進を図る。

化学物質のリスクコミュニケーションを推進するため、環境リスクに関して国民にわかりやすく説明したり、話し合いの仲介をしたりできる人材の養成を進めつつ、P R T R制度に基づく排出量データ等の関連情報を国民に正確でわかりやすい形で公表するとともに、広報活動や環境教育・環境学習等を推進する。

3271 ダイオキシン類等の排出削減対策、P C Bの処理及び化学物質による汚染土壌対策等の推進

ダイオキシン類の排出削減対策、P C B及びP C B汚染物の処理技術の開発・普及及び処理、化学物質による汚染土壌・地下水処理技術開発等を、平成12年度から実施されているミレニアム・プロジェクト等も活用しつつ推進する。

3272 国際協調・協力の推進

地球規模での化学物質対策を進めるため、P O P s条約、ロッテルダム条約の国内対応の整備、推進を図る。

O E C DやI F C S（化学物質の安全に関する政府間フォーラム）の国際的枠組みの中での国内対応や国際的な連携の強化を図るとともに、重要なプロジェクトについてわが国が積極的にリードし、国際会議の開催などによりプロジェクトの進展を図る。

化学物質対策に関する先進国間での研究協力を推進する。

わが国の研究機関がアジア地域においてリファランス・ラボラトリーとなるなど、アジア地域での調査・研究の拠点となるとともに、開発された簡易分析手法、排出抑制技術、環境リスク管理手法等について、アジア地域等の途上国に対して、それぞれの実状に応じた支援が可能となる技術移転等を図る。

3301 第6節 生物多様性の保全のための取組

3302 1 現状と課題

(1) 問題の現状

これまで地球上の生物は、誕生から約40億年の進化の歴史を経て様々な環境に適応しており、生物の長い歴史の所産としての多様性は、それ自体として尊重すべき価値を持っている。

多様な生物はそれぞれ生態系の中で役割を担って相互に影響しあい、人間の生存にとっても欠かすことのできない生態系のバランスを維持している。また、多様な生物とそれを中心として構成される多様な生態系は、様々な恵みを人間にもたらしているとともに、すべての生物が生存できる基盤となっている。

今後、いかに科学技術が発展しようとも、このような生物多様性のもたらす様々な恵みなしに人間が生き続けることはできない。健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との共生を確保するという本計画の目標を達成するためには、生物多様性を将来にわたって損なうことのないよう、持続的に利用し、継承していかなければならない。そのため、人間が生態系の一員であることを自覚して、生態系の健全性が損われることがないことを基本に様々な活動を行うべきとの認識に立たなければならない。

このような認識を踏まえ、1992年(平成4年)に生物多様性条約が採択され、国際的に重要な課題として生物多様性の保全に関する取組が進められることとなった。わが国では、平成7年(1995年)に「生物多様性国家戦略」を策定し、生物多様性保全の取組を進めている。

3303 (生物多様性の現状と推移)

わが国の主要な生態系の変化について、主として第3回自然環境保全基礎調査(昭和58~62年度(1983~1987年度))と第4回基礎調査(昭和63~平成4年度(1988~1992年度))の比較により、また、一部第5回基礎調査(平成5~10年度(1993~98年度))の結果を含めて、植生、藻場、干潟等の変化を見ると次の通りである。

陸域では、植生の量的な改変は近年減少傾向にあるが、人間の活動域周辺での二次林の改変は続いている。沿岸域では、1970年代末から1990年代初めまでの変化として、藻場の面積の変化はマイナス3.1%、自然海岸の延長はマイナス4.5%、干潟の面積の変化はマイナス7%となっている。

また、森林の連続性について、第3回基礎調査と第4回基礎調査のデータから解析した場合、全国で森林のかたまりの平均面積が3%弱減少しており、生息地の減少、分断が進行した指標ととらえることができる。

一方、種レベルでの絶滅の危険性を、平成12年(2000年)4月までにまとまったレッドデータブック・リストで見ると、絶滅のおそれのある種(絶滅危惧類及び類)としてランクされている種が、動物で668種、植物等で1,726種あげられている。汽水・淡水魚類などでは、絶滅のおそれがあるというランクにあげられた種が全体の種数の4分の1以上を占め、また、メダカに代表されるように、身近に存在すると考えられていた種にも、絶滅の危険が生じてきていることが明らかとなった。

また、すべての種は種内に遺伝的多様性を保持しており、同一の種と分類される中にもあっても、島嶼や山地等、地理的に隔離された地域個体群の間では、一般に地域ごとに適応した異なる遺伝子を持ち、種内における遺伝的多様性を保持している。種内の遺伝的多様性を保全するためにはこうした地域個体群を保全することが重要であるが、現在、さまざまな人為的な影響により、地域個体群の消滅が進行している。

3304 (2) 生物多様性の保全に係る課題

生物多様性の減少をもたらす要因としては、一般に、生息地の減少や劣化、移入種に

よる攪乱、動植物の過剰な捕獲採取、土壌、水質、大気汚染等が主たる要因といわれている。わが国の生物多様性の減少要因としては、生息地の減少や分断、さらに、二次的自然環境に見られる生息地としての質の変化、移入種による影響が大きいと考えられる。

3305

生息地の減少、分断、劣化にともなう生物多様性の減少については、生物多様性の保全上重要な地域を保護地域として適切に保全するとともに、保護地域間の連携に関して連携の意義、手法についての具体的な検討を進め、積極的に推進していく必要がある。

二次的自然環境の保全のような、これまでの保護地域化という手法でカバーできなかった課題に関しては、様々な主体が取り組むべき施策の方向性を示すことが急務である。

野生生物の種に着目した施策として、絶滅のおそれのある種について、その保全施策を着実に展開する必要があるが、一方で、多数の生物種を絶滅の危機に追い込んでいる現状をどのように改善するのかについての具体的な取組が必要である。

国外あるいは地域外からの生物種の移入は、他の種を捕食することや生息場所を奪うことにより在来種を圧迫すること、在来の近縁な種と交雑すること等によって生態系を攪乱し、生物多様性の減少をもたらすこととなる。わが国では、南西諸島のマングース、小笠原諸島のノヤギ等、各地で生物多様性への影響が指摘されている。

3306 2 今後の重点的取組事項

3307 (基本的な方向)

自然資源の管理、利用に関しては、人類の存続の基盤である環境は、自然の物質循環と生物多様性を基礎とする生態系が健全に維持されることによって成り立っているという認識に立って、生態系のもたらす恵みを次世代に継承することが必要である。

このためには、生物多様性条約締約国会議で合意されたエコシステムアプローチの原則が有効である。エコシステムアプローチの原則は、自然資源の管理・利用を行う場合に、人間がその構成要素となっている生態系が複雑で動的なことを認識し、また、生態系が健全な状態で存在していること自体の価値を充分認識した上で、自然資源の管理・利用を、生態系の構造と機能を維持できるような範囲内で、また、その価値を将来にわたって減らすことのないよう、順応的に行おうとするものである。

また、自然資源の管理は、科学的な知見に基づき、関係者すべてが広く自然的、社会的情報を共有し、社会的な選択としてその方向性が決められる必要がある。

なお、森林、都市、農村等を対象とする各種計画で、生物多様性の保全に影響を及ぼすおそれのあるものは、生物多様性国家戦略の基本的な方向に沿ったものとなる必要がある。

3308 (生息地の減少、分断、劣化の防止)

生息地の減少、分断、劣化による生物多様性の減少に関しては、生物多様性保全上重要な地域の特定とその保護地域化を図る。また、保護地域間の連携化の検討を進め、これを積極的に推進する。

このため、自然環境保全基礎調査等各種調査の結果を基に一定の基準を設け、生物多様性保全上重要な地域を特定し、それがどれだけ保護地域とされているのか、また、その管理方法は適当であるのかという観点から、国土レベルでの現行の保護地域の再点検を行うことを検討する。

また、このような保護地域での保全を進めるほか、森林、湿地、農地、都市等様々な生態系において、各種手法による保全の取組を推進する。特に二次的自然環境については、稀薄化した人と自然との関係の再構築という観点に立った保全の取組を推進する。

さらに、生息地として減少傾向が大きい環境タイプ(生息地のタイプ)については、その面積の減少により生物の多様性が損なわれる可能性が高いという観点から、全国的、あるいは一定の地域ごとに量的な減少をとどめ、回復していくための方策を早急に検討する。

3309 (生物多様性保全の条件整備)

生物多様性の保全は、国の行政機関のみならず地方公共団体、土地所有者、NGO、NPO、国民といった、土地資源、生物資源を利用・管理する立場にある様々な主体が、わが国の自然的社会的特性を踏まえつつ、生態系のもたらす様々な価値を損なうことなく管理・利用することによって初めて達成されると考えられる。このような取組の基礎とするため、エコシステムアプローチの原則を、実際の自然資源の管理・利用の上でどう具体化していくかについて検討を行い、関係主体の共通認識を形成する。

また、特に二次的自然環境など人間の働きかけが生態系の中で重要な要素となっている場合にあっては、経済的な奨励措置が保全に有効であることから、各主体による奨励措置に関する積極的な取り組みが求められる。

さらに、生息地の復元、回復のための事業の社会的な投資としての意味づけを明確にし、その推進を図る。

3310 (移入種問題)

移入種問題に関しては、生物多様性条約締約国会議で横断的な検討事項として検討が進められ、生態系、生息地、種を脅かす外来種に関する決議がなされ、「外来種の予防、導入、影響緩和のための中間的原則指針」に沿った取り組みが求められている。

移入種による生物多様性への影響への対応については、この指針も踏まえ、在来の種や生態系を脅かす種に関し、その定着の段階に応じて、侵入の予防、初期の撲滅による定着と拡散の防止、抑制や長期的制御措置、の3段階のアプローチをとることとする。そして、関係省庁が連携を図りながら、とりうる対策を早急に検討し、侵入の段階に応じた効果的な対応を図る。

3311 (生物多様性情報の整備)

このような生物多様性の保全と持続可能な利用のための施策の基盤として、生物多様性の現状の的確な把握、遺伝的な多様性に関する調査・研究等を推進する。

また、関係するすべての主体が生物多様性の保全のための基礎情報として利用できるよう、生物種に関する情報を体系的に整理し、広く提供する。このため、国内の生物多様性に関する一体的な情報データベースを確立・強化するとともに、国際的な情報のネットワーク化に積極的な役割を果たす。

さらに、動植物の分類、標本の収集・整理のような基礎的な活動とこのような基礎的な調査研究を行う人材の養成が長期的に保全施策を展開するための基盤として重要であり、そのために必要な取組を推進する。

(政策手段に係る戦略的プログラム)

3351 第 7 節 環境教育・環境学習の推進

3352 1 現状と課題

今日の環境問題を解決するためには、社会経済システムの在り方や国民のライフスタイルそのものを環境への負荷の少ないものに転換する必要があり、そのためには、各主体が自らの行動に環境配慮を織り込んでいくことが不可欠である。

環境教育・環境学習は、各主体の環境に対する共通の理解の深化、意識の向上、問題解決能力の育成を通じ、各主体の取組の基礎と動機を形成することにより、各主体の行動への環境配慮の織り込みを促進するものである。また、環境教育・環境学習は、個別政策分野においても政策推進のための有効な政策手法となるものである。

このような観点から、これまで学校における指導の充実、学習拠点の整備、学習機会の提供、人材の育成・確保、教材・手法の提供、広報の充実等の環境教育・環境学習が推進されるとともに、地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策等の個別政策分野において、政策推進のための有効な政策手法として活用されてきた。

今日の環境教育・環境学習を巡る状況を見ると、学校以外の教育・学習施設数の増加等を背景とした環境教育・環境学習の場の多様化や環境教育・環境学習を行う民間団体や事業者の増大等に伴う環境教育・環境学習の担い手の変化等の注目すべき変化が生じている。このようなことから、今後、学校以外の公的施設、自然のフィールド等が、環境教育・環境学習の場として重要な役割を担うことや環境教育・環境学習の担い手として民間団体、事業者等の役割の重要性が増すことが予想される。

また、環境教育・環境学習は、就学年齢層のみならず、青壮年層、シルバー層まで含め広く国民全体を対象として実施すべきものであるが、政策目的達成のために限られた資源を戦略的に分配するという視点に立つと、対象を絞って教育・学習を推進することも必要となる。

さらに、環境教育・環境学習に関する施策により、いかなる行動が導かれたかという観点、あるいは、いかなる環境改善効果がもたらされたかという観点に立って、施策を評価する手法は未開発である。このため、具体的な効果把握事例を継続的にモニターすることによって、学習効果を的確に把握することのできる適切な評価手法の検討を行う必要がある。

3353 2 施策展開の基本的方向

3354 (1) 今後の環境政策における環境教育・環境学習の位置付け

環境教育・環境学習の重要性の高まりや社会の変化を的確に踏まえ、人材の育成や各主体の連携による取組の推進など総合的な基盤の充実を図る。また、地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策をはじめとするすべての個別政策分野において、環境教育・環境学習を有効な政策手法として政策立案段階から位置付け、国民の関心や理解、参画を得て政策実施のための措置を検討する。

3355 (2) 環境教育・環境学習に関する施策の展開

環境教育・環境学習は、関心の喚起、理解の深化及び参加する態度・問題解決能力の育成を通じて国民一人一人の具体的な行動を促すものである。このような考え方に立ち、環境教育・環境学習に関する施策を、国民、民間団体、事業者等の各主体が、日々の活動の場であるそれぞれの地域において、自発的に環境に配慮した行動を行うことを中心に構成し直していく。

また、今後の環境教育・環境学習では、国民一人一人を中心に位置付けて、地域の行

政が、それぞれの地域において学校、民間団体、事業者等のパートナーシップによる連携の下で環境教育・環境学習施策を展開できるよう、国は、人材の育成、プログラムの整備等、環境教育・環境学習の基盤となる施策を推進する。

3356 (3) 環境教育・環境学習の対象の重点化

環境教育・環境学習は、広く国民全体を対象として実施するものであるが、特に、環境保全のための取組に重要な役割を担う者や次世代を担う年齢層に対して重点的に実施する。

3357 (4) 環境教育・環境学習の範囲の拡大

今後の環境教育・環境学習は、「持続可能な社会の実現のための教育・学習」という幅広い文脈で実施していくべきものであり、その内容についても、環境汚染や自然保護のみならず、消費、歴史、文化、食、居住、エネルギー、人口等、自然系、都市・生活系等の様々な要素を含めたものとしていく。

3358 (5) 多面的な学習による問題解決能力の育成

今日の多様化、複雑化する環境問題を理解し、解決に向けて行動するためには、問題を全体的に捉える必要があり、環境に関する知識に加え、多面的に物事を考え自ら課題を見つける能力、問題を多角的に分析する能力、様々な主体間の調整を行うためのコミュニケーション能力等の育成が必要である。このため、「体験を通じて、自ら考え、調べ、学び、行動する」というプロセスを重視した学習を推進する。

3359 3 今後の重点的取組事項

3360 (1) 人材の育成

環境教育・環境学習を推進するためには、地域における自主的、自発的な活動を支える人材が必要である。このため、環境教育・環境学習の具体的な企画を行う役割を担う人(プランナー)、活動の場で参加者の自発的行動を上手に引き出したり促進したりする役割を担う人(ファシリテーター)、様々な人、組織やネットワーク作りを調整する役割を担う人(コーディネーター)の育成を推進する。

これらの人材の育成に当たっては、教育施設や行政、企業等からの人間に加え、地域における環境保全活動の実践リーダーを、環境に関する知識と倫理を有し豊かな感受性を持った存在に育成していくことが重要である。このため、国の研修施設におけるプログラムの充実等を図りつつ、地方公共団体の学習ネットワークを支える人材や自然の仕組みの学習に関する指導者、環境教育を職業とする専門家等を育成するとともに、技術士等の公的資格を持つ者や環境カウンセラー制度等を通じて民間の環境専門家の活用を図る。

3361 (2) プログラムの整備

環境教育・環境学習のプログラムについては、都市・生活系のプログラム等、充実が求められている分野について、体系的な整備を図る。また、プログラムの整備に当たっては、全体の枠組みの中での様々なプログラムの有機的な連携を図る。特に、「関心の喚起 理解の深化 参加する態度・問題解決能力の育成」を通じて具体的な行動を促すという一連の流れを踏まえたプログラム相互間の連携を重視する。

このため、地方公共団体におけるモデル的な環境教育・環境学習プログラム整備の促進、国の施設における先進的なプログラムの整備、理科や社会科、技術・家庭科等の各教科や総合的な学習の時間などにおいて活用可能な教材等の支援等を推進する。

3362 (3) 情報の提供

主体的な環境学習や実践行動の促進のためには、環境に関する正確な情報を、必要な

ときに必要な形で入手することができる情報基盤の整備が必要である。また、幅広く意識啓発を進めるため、各種の集中的なキャンペーンの実施、マスメディアを含む様々なメディアの活用が必要である。

このため、環境教育・環境学習を進める上で基盤となる情報の収集及び提供の推進、環境ラベリング、グリーン購入関連情報等の消費者や事業者の製品選択に必要な情報の提供等を推進する。

3363 (4) 環境教育・環境学習の場や機会の拡大

地域の人々が気軽に訪れることのできる範囲内に、環境学習や実践活動の多様な場や機会が存在することが必要である。また、全国的なイベントやキャンペーン等、環境学習が広範囲に連携した形で効果的に実施される機会を提供することも重要である。

このため、地域の各種施設の環境教育・環境学習の拠点としての活用を図る。また、先進的な各主体の交流事例を国の施設において紹介し、その促進を図る。さらに、多様な自然環境の保全と自然とのふれあいを通じた環境教育・環境学習の場としての活用、こどもエコクラブ事業等の全国的及び広域的な観点からの学習機会の提供等を推進する。

3364 (5) 各主体の連携

自主的、自発的な環境学習を可能とするための条件整備を効果的に推進するためには、行政、民間団体、事業者等各主体の連携が深められ、地域に根ざし、地域から広がる形で環境教育・環境学習が推進されていくことが必要である。このような取組においては、地方公共団体の役割が重要であり、国はそれを支援するための基盤整備を行う。

このため、民間における各主体の連携を促進する。また、国におけるパートナーシップの先進的なモデル事業の実施、環境教育担当組織の強化、環境教育を担う各省庁の連携を強化する場を恒常的に持つこと等を推進する。

3365 (6) 事業者等による取組

企業が実施する企業内教育は、環境教育・環境学習の重要な構成要素であり、事業者の環境保全のための自主的取組の中でも重要な事項の一つである。また、事業者が提供する環境保全に係る事業活動や製品・サービスの情報は、グリーン購入活動等、各主体が環境教育・環境学習により向上した環境意識を行動に移すために不可欠なものである。さらに、野外体験等の場や学習機会を提供する事業者や民間団体は、環境教育・環境学習の実施主体として重要な役割を担っている。

このような観点から、企業内教育のための情報提供、環境報告書の作成・公表や環境ラベリング等の事業者における自主的取組を促進する。また、野外体験、自然体験、エコツアー等の様々な体験学習活動機会を提供する事業者等との連携を図る。

3366 (7) 国際協力

諸外国の先進的な事例を学ぶとともに、わが国の環境教育・環境学習に関する経験を他国と共有し、開発途上国の取組を支援すること、特に、開発途上国において環境教育・環境学習に携わる人材の育成を支援することが重要である。

このため、国際会議等を通じて国際的連携を深めるとともに、開発途上国を対象とした人材育成や教材開発等の環境教育支援プロジェクトの実施等を推進する。

3401 第 8 節 社会経済のグリーン化メカニズムの構築に向けた取組

3402 1 現状と課題

環境問題の構造の変化に伴い、環境政策は、従来、主に公害対策として行われてきた、環境負荷の生ずるプロセスの末端において負荷を低減しようとするエンド・オブ・パイプ的な対策のみでは不十分であることが認識され、社会経済システムそのものを持続可能なものに見直す環境と経済の統合的アプローチに立脚したものへと転換が図られつつある。これを具体化するには、政策手法の多様化とその最適な組み合わせ（政策のベスト・ミックス）が必要となっている。

このような中で、環境政策の政策手法については、経済的手法、自主的取組手法、情報的手法、手続的手法の分野を中心に新たな政策手法の開発や普及が進みつつある。しかし、これらの政策手法については、なお形成過程にあるものが多く一層の整備が必要である。

また、直接規制的手法など従来からの政策手法についても、環境問題の構造変化を踏まえ、改善のためへの検討を行っていく必要がある。

3403 2 施策展開の基本的方向

環境問題の構造変化に対応し、社会経済のグリーン化（社会経済システムに環境配慮を内在化していくこと）を進めていくため、環境利用のコストを市場メカニズムの中に適切に織り込むことに留意しつつ、新たな政策手法の開発と普及を図っていく。

環境政策への政策手法の適用に当たっては、可能な限り各主体の創意工夫を尊重しつつ、自主的な取組を助長していくことを重視し、当該手法の効果に加え、国民経済への影響、制度の運用に要するコスト、環境保全や環境保全活動に関する意識への影響、技術革新等他の側面への波及効果等を勘案しつつ、各主体の最適な選択につながるものとなるよう留意する。

さらに、政策手法のベスト・ミックスの考え方を踏まえ、当該問題の解決に適した複数の政策手法の有機的な連携と適切な組み合わせを図り、適切な政策パッケージとして、相互補完的な効果や相乗的な効果を発揮させることに特に留意する。

3404 3 今後の重点的取組事項

3405 「第 2 部 2（3） 社会経済のグリーン化メカニズム」において示した手法について、次のとおり展開を図る。

3406（1） 直接規制的手法の採用に当たっての考え方の整理

個別具体の環境問題に対し、具体的行為の禁止・制限や、義務付け等直接規制的手法を用いることの適否を判断するためのチェックシートの在り方や他に採り得る政策手法との比較考慮を含め、環境保全効果と経済的効率性の両側面から規制効果分析を行うための考え方について検討する。

さらに、規制をより柔軟なものとしつつ高い効果を上げるため、規制の対象者に達成手段等の選択の幅を許容する枠組規制的手法への移行や、直接規制的手法と他の政策手法との組合せの在り方について検討する。

3407（2） 経済的手法の在り方の検討

地球環境問題、廃棄物問題、都市交通問題などの重大な環境問題が、不特定多数の者の日常的なごく通常の活動によって引き起こされている現状を踏まえ、税・課徴金、排出量取引、デポジット・リファンド制度等の経済的手法の環境政策上の活用の在り方について、当該手法の効果、国民経済への影響を勘案しつつ、国民、事業者等関係主体の理解と協力を得るよう努めながら、汚染者負担の原則を踏まえ、幅広く検討を進めていく。

3408 (3) 自主的取組手法の活用のための方策の検討

環境政策上、各主体の自主的取組を適切に位置づけ、積極的活用を図る。このため、自らの行動について設定した努力目標の公表、行政主体等による第三者の関与の確保の在り方や、他の手法との組み合わせの在り方等、自主的取組を活用するための方策について検討する。

3409 (4) 情報的手法の開発と普及

関係者の自主性を活かしながらパートナーシップの下で発展を図っていくことが重要である。行政は、環境科学や環境政策を踏まえ、環境負荷等を適切に反映し得る評価手法や、情報の円滑な流通のための基盤整備等社会基盤的な性格を有する部分の整備を中心に積極的な取組を進める。さらに、誤った情報により問題が発生する可能性も踏まえ、情報の信頼性を確保するための仕組みについても検討課題とする。

3410 (ア) 情報開示・提供の手法

3411 環境報告書

様々な規模、業種を含め幅広い事業者に環境報告書の作成・公表の取組を広げ、関係者とのコミュニケーションを促進していくため、表彰制度やガイドラインの策定等を通じた取組支援を行う。

また、情報内容の充実など環境報告書の質の面での向上を図るため、環境会計や環境パフォーマンス評価のための指標について検討を進めるとともに、検証や第三者意見の掲載など、信頼性を確保するための手法の在り方についても調査検討を進める。

3412 環境ラベリング

購入者が、製品やサービスに関する適切な環境情報を入手できるよう、環境ラベリングその他の手法による情報提供を進めていく。このため、エコマーク制度や国際エネルギースタープログラム、省エネラベリング制度について一層の充実を図る。

また、自己宣言による環境ラベルの普及や製品の定量的環境情報の開示を行う新たな環境ラベルについて検討を進めるとともに、グリーン購入の取組を促進する民間団体による情報提供の取組を促進する。

さらに、事業者や民間団体が行う情報提供の状況を整理、分析して提供するとともに、適切な情報提供体制の在り方について検討する。

3413 (イ) 評価の手法

3414 環境パフォーマンス評価

事業活動における環境への負荷の状況や環境対策の状況を適切に評価するため、事業者の環境パフォーマンスを評価するための指標について調査研究を進める。

3415 環境会計

環境会計システムの確立に向けて、環境会計に関するガイドラインを核として、事業者の積極的な取組を支援するための取組を行う。また、国際的な環境会計に関する枠組みの形成に向けた議論に積極的に参画する。

- 3416 ライフサイクル・アセスメント（LCA）
インベントリ分析やインパクト評価手法等、引き続き、ライフサイクル・アセスメントの実施のための手法を開発し、その確立及び普及を図る。また、国際的なLCAに関する枠組みの形成に向けた議論に積極的に参画する。
- 3417 （５） 手続的手法の開発と普及
意思決定の各段階に環境配慮を織り込む手続に関する手法の一層の開発と普及を進める。なお、意思決定過程や結果の公表によって透明性を高めること等により、取組の適正さを担保する措置を講じることや、環境の負荷の状況、対策のコストや効果を的確に把握・評価し、意思決定に活かすことについて特に留意する。
- 3418 環境マネジメントシステム
環境マネジメントシステムの導入を幅広い事業者を広げていくため、ISO14001について、民間の自発的イニシアティブと協力しつつ、引き続き情報提供、研修等の取得促進のための支援に努めるとともに、中小規模の事業者等が環境管理の取組を始めることを促す手段として、低利融資、研修等の取得促進のための支援、環境活動評価プログラムの普及等の取組を進める。
なお、国においても、通常の経済活動の主体としての活動以外の政策立案等の活動についても積極的に環境配慮を織り込んでいくため、環境マネジメントシステムの導入を進める。
- 3419 環境適合設計
環境適合設計の普及を図るため、わが国企業のこれまでの経験を活かしつつ、ISOにおける検討に参加、貢献するとともに、環境適合設計手法の幅広い普及を図っていく。
- 3420 戦略的環境アセスメント
国において、戦略的環境アセスメント（SEA）の具備すべき手順、内容を明らかにするとともに、計画の類型毎に主要な評価等の項目、利用可能な技術手法とデータの整備状況、留意点等を明らかにした戦略的環境アセスメントのガイドラインを作成し、これを踏まえ、自ら実例を積み重ねるとともに、地方公共団体の戦略的環境アセスメントへの取組の促進を図る。
また、これらの実例を踏まえつつ、引き続き、戦略的環境アセスメントの制度化に向けた検討を行う。
- 3421 環境アセスメント
環境影響評価法により新たに導入された方法書手続や環境保全対策についての複数案の比較検討等を通じて、開発行為への環境配慮の統合を一層進めるとともに、同法に対応した技術手法について、調査検討を推進する。また、一般住民、地方公共団体等に対する情報の提供、技術的支援を充実させるとともに、専門家の技術の向上を促すための措置を講ずる。
- 3422 （６） 政策パッケージの検討
政策課題に対応して、多様な環境政策の手法を有機的に連携させ、組み合わせることにより、政策パッケージを形成し、効果的な環境政策の推進を図っていく。
特に、情報的手法や手続的手法については、両者の関連性に留意して、環境政策として有効な政策パッケージとして形成し、その推進を図る。

3451 第9節 環境投資の推進

3452 1 現状と課題

公共部門においては、わが国の社会資本は、主要先進国に比べれば、なお整備が遅れているものも見受けられるものの、戦後50年を経て相当の進捗が見られ、投資全体に対するメンテナンスの比重が高まるとともに、高度成長期に大量に整備された社会資本が更新期を迎えようとしている。

また、平成12年度末の推計で、国の公債残高は約364兆円、対GDP比73%、国・地方の長期債務残高は645兆円にも達する見込みとなるなど、国、地方の財政状況は急速に悪化してきており、今後高齢化等に伴う財政需要の増大も見込まれることから、財政の対応力は、相当長期間にわたって低下せざるを得ず、社会資本整備についても、限られた財源の一層の重点的、効率的配分が求められるものと考えられる。

このような中において、環境問題に対する認識の高まりや社会の高齢化などを背景として、国民の価値観も多様化している。また、国民の社会資本に対するニーズも生活をより重視する方向あるいは単なる量的充足から個性豊かで活力に満ちた地域社会を求める方向へと大きく変化してきている。社会資本の整備についてもこのようなニーズへの確かな対応を図ることが必要とされている。

わが国が持続可能な社会を構築していくためには、このような社会資本を巡る情勢を踏まえ、社会資本整備における環境の保全のための、あるいは環境保全に資する投資の推進を図るとともに、投資全体に環境配慮の機会を適宜設ける等環境配慮を系統的に織り込んでいく努力を行う必要がある。また、このような取組においては、土壌・地下水の汚染等、自然の自浄作用を超える環境負荷が加わり続けることにより、次第に環境負荷が蓄積されていくことによる環境上の「負の遺産」の解消や環境の復元を含めて取組を行う必要がある。

民間投資における環境配慮の織り込みに関しては、投資の利益率、効率性が勘案されるとともに、循環と共生が重視された社会により豊かさを認める消費者のニーズ等を踏まえて展開していくものと考えられる。また、企業において経営方針を決定する際に、環境を考慮すべき主要な要素の一つと考える傾向が強まってきていることなどから見て、持続可能な社会にふさわしい市場への質的变化が期待されることである。

なお、わが国の経済構造が、今後、経済のグローバル化に伴う激しい国際競争の中で、金融部門も含め投資効率が高く付加価値の大きい分野にシフトしていくことが予想されていることや地球環境問題の観点から国際的に資源・エネルギーの制約が強まる見通しの下、資源の効率的利用や再利用など資源効率性の向上や、再生可能な資源の育成や利用の推進が極めて重要な社会経済的な課題となると考えられることなども、そのような市場の変化を促進するものと考えられる。

しかしながら、環境のような外部不経済性の強い事柄について全面的に市場に委ねることとした場合には、予定調和的に最適状態が実現することは期待できず、必要に応じ、市場価格の内部化のための措置など適切な政策的対応を行った上で、資源・エネルギーの使用の削減、効率化、再生可能なものへの転換等のための投資を推進することが必要とされている。

3453 2 施策展開の基本的方向

21世紀に向けて、持続可能な社会を築き上げていくためには、国民の間に生まれつつある新たな豊かさの観念や消費傾向、それを可能にする市場の質的变化を根付かせていくことが必要である。また、環境に対する投資は、社会発展の基盤となる環境の破壊の防止や環境制約の緩和を通じ、社会経済の発展を持続させるための条件を整えるほか、新たな需要の喚起や技術や生産プロセスの革新を通じて産業の発展基盤や国際競争力を

強化する効果がある。

このため、あらゆる投資に環境配慮を織り込んでいくとともに、それを先導する役割を担うものとして、特に次のような分野における環境投資を社会資本投資の重点分野の一つとして推進を図る。

- ・環境負荷の低減、処理のための投資
- ・環境の維持、復元、創造及び健全な利用のための投資
- ・資源・エネルギーの使用の削減、効率化、再生可能なものへの転換等のための投資
- ・持続可能な社会に関する技術開発、モニタリングのための投資

このような取組に当たっては、次のような方向性を踏まえ、公共部門は、次世代の社会資本を環境配慮型のものにしていくため、自らの投資への環境配慮の織り込みと環境投資を適切に推進するとともに、民間部門における投資への環境配慮の織り込みや環境産業の成長を行いやすくする環境を整える役割を担う。民間部門は、これを受けて、自発的に投資行動や消費行動に環境配慮を織り込み、環境保全型の市場形成を図っていくことが期待される。また、これらの取組を通ずる環境投資のための基盤整備を図るため、環境研究及び環境技術開発、情報基盤の整備を推進するとともに、地域レベルにおける関係主体の連携の強化を図る。

3454 (公共投資)

国、地方公共団体等の公共投資における環境配慮の適切な織り込みを推進していく。

既存ストックの有効活用を図るとともに、今後、高度経済成長期に大量に整備された社会資本が更新期を迎えることに伴う社会資本の整備に当たっては、環境配慮型のものの整備を適切に推進する。なお、更新により生じる廃棄物の有効利用にも留意する。

循環型社会構築のための取組が推進されていることに鑑み、循環型社会の実現のために必要とされる社会資本については特に整備の推進を図る。

PFI等の民間活力の導入に当たっては、環境面に十分配慮してそれらの施設等の運営に努めることとする。

過去の社会経済活動に起因する環境上の「負の遺産」についても、その解消を図るための取組を行う。

3455 (民間投資)

行政の関与、特に規制は必要最小限度に止めることを基本とし、経済的パフォーマンスの向上が環境パフォーマンスの向上にもつながるような場合には、基本的には、市場が十分に機能しうるよう配慮するに止めることとするが、環境に係る外部不経済性が強い場合などには、可能な限り、環境コストの市場価格への織り込み等適切な条件整備を図る。

公共部門において行われる環境投資のうち、民間においても実施することが可能であり、適切な場合には、公共性を担保する措置を講じつつ、その実現を図ることを検討する。

循環型経済システムの構築の観点から、今後、廃棄物の発生抑制(リデュース)、部品等の再使用(リユース)、原材料としての再利用(リサイクル)が行われるための投資を促進することに資する制度の着実な実施を図るとともに、必要に応じて適切な制度の整備を行う。

3456 (環境研究・環境技術の開発)

比較的市場に乗りやすいものについては、行政の関与は必要最小限度とし、市場に任せられた場合には十分な実施が期待できないものについては、行政の直接的な実施、あるいは支援の枠組みなどを検討する。

環境負荷の低減に直接つながる研究開発のほか、公共投資・民間投資を促進する基盤となる研究開発について幅広く実施する。この場合、新技術の開発のみならず、既存技

術の普及や新たな組み合わせの検討、地域の自然的、社会的、経済的な状況に適した技術についても、その蓄積を含め、十分な取組を行う。

環境面における技術革新を効果的に推進するため、環境政策の方向性や目標を明確にした上で、技術を適用した場合の効果、環境への影響等に十分配慮しつつ、科学技術基本計画を推進するとともに、産業界との連携の下に国家産業技術戦略等の着実な実施を図る。

3457 3 今後の重点的取組事項

3458 (1) 公共部門における環境投資の促進

3459 環境保全経費の活用

環境投資の重点的、効率的実施を図るための枠組みとして、予算編成に関連して行われている、関係行政機関の公害の防止並びに自然環境の保護及び整備に関する経費の見積り方針の調整(環境保全経費の見積り方針の調整)を活用することとする。そのため、環境保全経費の運用面の在り方について検討を行った上で、必要に応じて改善を図る。

3460 あらゆる公共投資への環境配慮の織り込み

公共投資全般に環境配慮を織り込んでいくための枠組みの整備に努める。このため、事業評価システムに環境を重要な視点として織り込むことについての検討や環境アセスメントについて技術手法の確立等のきめ細かい対応を行うことに加え、戦略的環境アセスメント、環境マネジメントシステム等の手法について検討を行う。

3461 民間の資金やノウハウの活用の際しての環境配慮の織り込み

公共投資の分野においては、PFI(Private Finance Initiative)をはじめとする民間の資金やノウハウの活用の可能性について模索が行われているところであることに鑑み、そのような手法が活用される場合にも十分に環境配慮が織り込まれるよう、必要な措置について検討する。

3462 (2) 民間部門における環境投資の促進

3463 環境投資の将来の方向性の提示

投資環境についての予測可能性を高めることにより、企業の環境投資が適切な方向性と規模をもって実行されるよう誘導するため、可能な限り、環境投資に関係を有する国の各種計画において環境投資の将来の方向性を提示することに努める。

3464 環境コストの市場への織り込み

環境は、従来、特段の規制がない限り、不特定多数の人々が自由に利用できるものとされてきたところである。また、その性格上、全面的に市場に委ねる場合には、環境利用のコストを個々人が正しく評価し、人々がそれぞれの利用に応じて適切なコストを支払うことを期待することは困難であり、その結果、本来必要と考えられる水準の環境投資が行われないことになると考えられる。しかしながら、今日、人類は、地球の環境容量の制約に直面しつつあると考えられるところであり、環境利用のコストが価格を通じて十分市場に反映されない場合には、資源の配分の歪みや不適切な使用が生ずる。このような問題点を解決し、民間主体による環境投資を促進していくため、環境利用のコストの市場への内部化に努める。

3465 環境投資の促進のための環境整備

3466 ア 企業における環境経営の促進

企業の自発的投資の促進を基本としつつ、民間部門における環境投資の促進を図るた

め、環境保全の観点の企業の経営方針への組み込みと環境保全のための取組の企業目標や経営戦略の一部としての明確な位置づけを図り、企業内で業績評価に際して環境保全のための取組に対して適切な評価が行われるよう促す。

このため、ISO14000シリーズ等による環境マネジメントシステムの導入の促進、環境設計の考え方の確立、環境会計、環境報告書の普及、環境パフォーマンスの評価やライフサイクルアセスメントなどの環境負荷の総合的な評価のための手法の開発などを推進する。

また、企業の環境経営の在り方が市場において適切に評価され、消費者や投資家等様々な主体からそのような企業の財・サービスや有価証券などが選好されることにより、更に環境経営が進められていく環境経営促進のプロセスを確立していくため、環境パフォーマンス評価を含めた企業の環境保全対策に関する情報が消費者を含む関係者に対して適切に提供されることによつて、環境コミュニケーションを促進するための方策について検討する。

なお、環境に関する取組をまとめた環境報告書や環境対策に関する支出や効果をまとめた環境会計、製品に関する環境ラベリング等は、このような環境コミュニケーションの重要なツールであるが、企業の環境経営に対する評価をより適切かつ客観的に行うため、これらの情報に関し、客観性・標準性を担保しつつ比較可能性や精度の向上を図ることや第三者による意見の提出あるいは評価について検討を行う。

3467 イ 環境投資の促進と一体となった社会資本の整備

民間部門の環境投資の中には、十分な効果を発揮するためには、民間部門では十分な対応が困難な大規模な社会資本の整備を必要とするものも多い。このため、民間による投資を最大限助長することを基本としつつ、公共部門においても、民間の環境投資の状況を踏まえ、必要な社会資本の整備を進める。

3468 ウ 需要面からの環境投資の促進

環境投資における環境配慮型の財・サービスに対する需要の存在の重要性に鑑み、環境投資の促進に関する需要面からの対応として、環境負荷の少ない財、サービスに対する消費者の選好を高め、グリーン購入を助長するための施策を講ずる。

このため、需要面からの環境投資の促進のための政策パッケージを形成する観点に立ち、関係主体の連携の下に国民に対する環境教育を通じて消費者の環境に対する理解を深めること、環境ラベリングの促進等を含め、財・サービス等に関する環境情報をわかりやすく提供することに努めること、国、地方公共団体等の公的主体が率先してグリーン購入に努めること、企業等の大口需要者のグリーン購入の動きを助長すること、トップランナー方式を含めて企業サイドの商品開発の促進等によりグリーン購入の選択の幅を拡大することなどを推進する。

3469 エ 環境投資のための資金調達の円滑化

企業の資金調達方法の多様化を踏まえ、投資家の株式投資や金融機関等の企業への出融資に際して、経済的側面に加え社会的責任の考え方等に基づいて企業の環境保全への取組を判断材料として組み入れることを助長することが重要であることに留意しつつ、企業が環境投資のための資金を円滑に確保できる枠組みを検討する。

3470 オ 環境投資のための支援の枠組み

環境投資については、従来から公害防止やオゾン層保護対策、省エネルギー、廃棄物・リサイクル対策に関連する事業を中心に財政上の措置や政府系金融機関などによる低利融資制度などが活用されることにより、促進が図られてきているところであるが、環境投資は、採算性の面で劣るものや資本の懐妊期間が長期にわたるもの、事業リスクの大きいものを含むことなどから、今後とも「汚染者負担の原則」や貿易に関する国際的な取り決め等を踏まえつつ、このような支援の枠組みの適切な運用に努める。

3471 (3) 公共部門、民間部門を通じた環境投資のための環境整備

3472 環境研究及び環境技術開発

環境研究及び環境技術開発は、それらを行うための施設の整備のための投資が環境投資の一環として位置づけられるとともに、環境投資が推進されるための基盤となるものでもある。また、環境研究及び環境技術開発のための投資は、環境研究及び環境技術開発の方向性と不可分のものとして検討され、実施される必要がある。

環境研究及び環境技術開発については、このような課題を踏まえつつ、環境変化の機構解明、環境影響の把握及び環境保全対策の3点を重点事項として取組を行う。

なお、民間部門においては、環境研究及び環境技術開発のうち環境保全対策について、開発コスト面や開発リスクの面から企業にその成果を期待することが難しい場合には、それらの促進を図る方法等について検討する必要がある。

一方、公的部門においては、環境研究及び環境技術開発は、わが国の研究・技術開発の重点分野の1つとして位置づけられ、政府全体では、多くの関係機関が、それぞれの所管との関連で様々な観点から多くの取組を行っている。このような取組について、全体を通じた明確な戦略の下に、相互間の十分な連携を図りながら、限られた資金を重点的・効果的に活用し、環境研究及び環境技術開発の充実に努めていく必要がある。

3473 環境に関する情報基盤の整備

環境に関する情報は、環境保全のための基盤であるとともに、経済活動にとっても、環境配慮型の商品等の将来の需要の見通しや消費者の環境問題に関する意識等今後の市場動向についての予測を行うための基礎の一つとなるものである。

このような観点から、環境に関する情報について、公共部門、民間部門の双方において、積極的な整備とデータベース化を図るとともに、可能な限り、情報の公開と社会的な共有化を図る。

また、環境に関する情報基盤の整備に関し、以下に示すものを検討する。

- ・技術・研究開発の基盤となる科学的知見の充実及び地球観測データ等の情報ネットワーク基盤の整備
- ・環境保全型の製品、技術、サービス等に対する内外の需要やその将来予測についての情報、利用可能な再生資源などの発生状況や発生予測に関する情報など、環境保全に関連する産業活動のための情報整備
- ・環境関連産業等、環境投資に関する基礎的な情報及び国土環境情報等の関連情報の整備

3474 地域における連携

持続可能な社会に向けた投資については、地域レベルにおいて行われるものが極めて多く、環境投資が十分に効果を発揮しうるかどうかは地域の社会経済システムやライフスタイルあるいは地域住民の環境保全に向けた意識や行動と密接な関係を持つことから、地域における地方公共団体や地域住民、企業、NGOなどの連携は環境投資の促進を図るための重要な要素であることに鑑み、環境投資の効果を支えているこれら関係者及びボランティアなどの活動を支援していく。

(あらゆるレベルにおける取組に係る戦略的プログラム)

3501 第10節 地域づくりにおける取組の推進

3502 1 現状と課題

3503 今日の環境問題の解決を図るための取組においては、交通に起因する環境問題、地球温暖化問題、環境保全上健全な水循環の確保、騒音・振動・悪臭問題、ヒートアイランド問題、廃棄物リサイクル等の物質循環に係る問題、生物多様性の保全などに見られるように、地域における取組が極めて重要である。このため、環境基本計画の長期的目標である「循環」と「共生」の考え方を地域づくりに反映した『「循環」と「共生」を基調とした地域づくり』を目指し、各般の施策を統合的視点から展開していくことにより地域レベルから持続可能な社会を構築していくことが必要である。

このように環境保全の観点から見た場合、地域づくりに関しては、地方分権の推進に伴い、地方公共団体への各種権限の委譲が進められており、地方公共団体がさまざまな権限を総合的観点から行使し、住民の参画の下、地域づくりを総合的に推進する環境が整いつつあること、都市部を中心に、地域コミュニティへの帰属意識の希薄化が見られる反面で、市民活動が活発化し、行政や企業とのパートナーシップを担う主体となっていく傾向が見られることなど、注目すべき動きが見られる。

しかしながら、このような取組において環境配慮を適切に進めるために必要な関係者の共通の指針となる考え方の整備や情報の共有化、広域的な連携の仕組み等については、なお十分とは言えない状況にある。

3504 2 施策展開の基本的方向

「循環」と「共生」を基調とした地域づくりの展開に際しては、地域づくりに関係する各主体が、環境から見た持続可能性を目指す視点を共有し、地域づくりに関するそれぞれの施策を推進することにより、地域づくりのあらゆる場面において環境配慮の織り込みを進めることを基本とする。

3505 (1) 地域づくりにおける環境配慮の推進

地域づくりにおける環境配慮の推進に当たっては、地域の事情を踏まえつつ、地域における取組が可能な限り全国レベルの環境保全にも資するものとなるよう配慮する。また、次の点に留意する。

3506 生態系の持つ多様な機能の維持、増進

二次林や農地等の二次的自然環境を含め、森林、河川、湖沼、海浜、干潟、藻場等の自然が持っている環境保全上の多様な機能を、自然の回復と創造の観点も含めるとともに、自然の量的保全、質的保全、配置、ネットワーク化等にも配慮しつつ、保全、継承する。

3507 自然環境と生産、生活を一体的に捉えた取組

大気、土壌、水、生物等の自然的要素と都市、交通、食料生産などの人工的要素が複雑に絡み合う形で形成されている地域の環境に関するシステムが安定的に推移するためには、それらを構成する要素を一体としてとらえることが必要であることに鑑み、自然の保全と地域の経済や社会の維持・発展、歴史・文化・景観の継承などを相互の調整を図りつつ一体的に実現していく。

3508 地域内資源の活用と地域内循環の尊重

地域内に存在する資源・エネルギーについて、それらの効率的な利用を図ることにより地域社会における環境負荷を低減していくため、地域の事情や環境負荷低減効果を勘案し

つつ地域内で最大限循環的に利用していく。

- 3509 自然資源等の持つ環境保全機能に係る受益と負担の考え方の見直し
森林・農地をはじめとする地域の自然資源及びそれらの維持・管理のための施設（自然資源等）の持つ環境保全機能が十分発揮され、維持増進されるよう、その機能の恩恵を享受する主体が、そのために必要な費用や労力を直接的、間接的に負担するメカニズムを検討する。
- 3510 自然資源等の持つ環境保全機能の発揮
自然資源等の持つ環境保全機能を十分に発揮させるため、その機能の評価・分析を行いつつ、自然資源等と環境に関する情報を充実させ公開していくことにより、地域の環境に関する情報の共有化を図る。また、「循環」と「共生」の考え方に基づき、地域内の自然資源等の持つ機能が全体として最大化される方向で、地域づくりやまちづくりが行われるよう、計画的な自然資源等の利用を行うためのコンセンサスの形成と、その具体的な展開のために必要な関係者間における調整を促進する。
とりわけ、森林や農地の管理水準の低下に伴う環境保全機能の低下への対応策を検討する。
- 3511 開発行為に対する慎重な姿勢の保持
各種の開発行為については、特に規模が大きい場合には、生物の多様性や水循環、大気環境、気候等への影響をもたらす可能性があることから、極力慎重に行われる必要があることを踏まえ、開発を行う側で開発に伴う環境に対する影響の程度を把握しなければならないという姿勢を保持していく。
また、開発行為を行う場合には、ミチゲーション（環境影響の回避、最小化と代償）の考え方に基づき、環境影響評価の実施等を通じて、適切な対策を講ずる必要がある。
- 3512 (2) 各主体の役割
地域づくりにおける環境配慮の織り込みを推進するために、各主体がそれぞれ次のような役割を担う必要がある。
住民は、日常生活において環境に配慮した行動をとるとともに、地域の環境保全のための取組に積極的に参加・協力することが期待される。
また、地方公共団体は、地域の取組のコーディネーター及び主たる推進者としての役割を担うとともに地域における情報の共有化の中核としての役割が期待される。
民間団体は、地域づくりにおける環境配慮のあり方等に関して積極的に提案したり、地域づくりにおける環境配慮の方向性をチェックする役割を果たすことが期待される。また、特に、環境に関する専門的な知識、経験を集積し環境情報などの意味を住民にわかりやすく伝える役割や合意形成過程における住民サイドの主張の結節点としての役割を果たすことが期待される。
国は、地域づくりにおける環境配慮のガイドラインを提示するなど、地域づくりに環境配慮を織り込んでいくための支援ツールの開発及び情報の提供等を行う。
- 3513 3 今後の重点的取組事項
- 3514 地域づくりにおける環境配慮のガイドライン等の提示
関係者が共通の理解をもって地域づくりへの環境配慮の織り込みのための取組を行うため、国において、環境に配慮した諸施策等を通じて形成されてきた関係者の環境に関する共通理解を踏まえ、地域づくりへの環境配慮の織り込みの考え方、地域が環境から見て持続可能な方向を目指しているかどうかを判断する視点等を含むガイドラインを示す。これにより、地方公共団体等が策定する地域づくりに関する各種計画における環境配慮の織り込みの考え方に指針を与えると同時に、関係者間の考え方の整合性を図っていく。

また、国において、地域づくりに活用できるような普遍性を有する施策のメニューの例や取組事例の紹介、ベスト・プラクティスを踏まえた地域づくりへの環境配慮のモデルの提示等を行う。

地方公共団体等においては、このようなガイドライン等を参考としながら、地域固有の事情に即した検討を行い、「地域づくり環境配慮指針」のような形で関係者の取組の基礎としていくことが期待される。

3515 環境情報の共有化

地域の関係者の共通理解の基盤とするため、地方公共団体は、地域の環境情報の結節点としての役割を果たし、環境情報の共有化を図っていくことが期待される。

このため、国においては、国が保有する地域づくりに活用されるべき環境情報のデータベース化とともに、各種情報をわかりやすく整理し、積極的、系統的に提供する。また、地方公共団体における取組事例を踏まえ、地図情報化、各種情報のオーバーレイ（地図上の重ね合わせ）を可能とする手法等地方公共団体はその役割を果たすために必要となる基本的なツールの開発、提供に努める。さらに、地方公共団体等による地域環境計画等の進行管理への活用に供するため、地方公共団体との連携の下に、総合的環境指標の開発の成果の活用を図りながら、地域の環境から見た持続可能性を評価しうる地域環境指標の開発・整備を行う。

3516 推進メカニズムの構築

地方公共団体等は、地域づくりに関する各種計画の策定段階から実施、事業成果の評価の段階に至るまで、地域の持続可能性の観点から経済、社会、文化等の要素を総合的にとらえ、関係者が共通の認識の下に環境配慮のための必要な取組を行いうるよう地方公共団体が策定する基本構想や総合計画をはじめ、地域づくりに関する各種計画における環境配慮の織り込みを促進する。国はこれらの取組を支援する。

また、地方公共団体において、環境影響評価法や地方公共団体の条例に基づく環境アセスメントの適切な活用を進める。国においては、地域における戦略的環境アセスメントの実施の支援や、地方公共団体等の定める「地域づくり環境配慮指針」等によって地域づくりに関する各種計画における環境配慮をチェックする仕組みの検討を行う。

一方、国においては、広域的な環境保全のための枠組みが十分提供されているとは言い難い状況にあることに鑑み、環境問題の状況を勘案しつつ、広域的な環境問題に対する計画的な対応のあり方について検討する。

さらに、国においては、環境保全の効果が、行政界を越えて広域に及ぶことに鑑み、農地、森林、水源等の保全に係る地域の取組の実状を踏まえて、支援の仕組みを検討する。

3517 地域の社会資本整備における環境配慮の推進

国においては、ライフサイクル・アセスメントの考え方も踏まえ、環境保全経費の見積もりの活用などを通じ、地域における社会資本整備への環境配慮の織り込みを促進するとともに、それに沿って、環境投資の促進を図る。また、民間の関連社会資本整備についても同様の考え方の下に、地域における望ましい環境投資のあり方を検討し、「汚染者負担の原則」等を踏まえつつ経済的手法の活用等により、持続可能性を目指す方向への誘導を図る。国は、このような社会資本整備の推進のために必要な技術の開発、普及に努める。

3552 1 現状と課題

地球温暖化やオゾン層の破壊の問題など、地球規模の環境問題が顕在化するとともに、開発途上国における環境問題が激化している。特に、近年、経済のグローバル化の進展に伴い、自由で経済効率の高い貿易・投資が拡大する一方で、国際的な競争の激化により、さらなる環境の悪化等が懸念されている。

こうした状況に対し、1992年（平成4年）の国連環境開発会議（UNCED）以降、持続可能な開発に向けた取組が様々な主体によって様々なレベルで行われており、とりわけ、近年、政府以外の各主体が国際世論の形成や環境保全事業に果たす役割が増大している。

このような中において、国際的な取組に係る各分野におけるわが国を巡る現状と課題は、具体的には次のとおりである。

国際的な連携の確保や枠組みづくりの分野においては、京都議定書等世界的規模の環境条約・議定書の作成が進展しており、各国際機関、条約体制間の連携・協力の強化への関心も強まっている。また、2002年（平成14年）に開催される、UNCED以降の取組の進捗状況をレビューするための会議（リオ+10）に向け、世界的な政治的関心の高まりが期待されている。このため、わが国については、環境関係の広い分野で、わが国自らが一層積極的に課題設定（アジェンダ・セッティング）を行い、議論をリードしていくことを含め、わが国の国力に照らして十分な人的・知的貢献を行っていくことが課題となっている。

また、世界的な枠組みづくりに加え、地域的な取組が一層重要になっており、アジア地域においても多様な取組が進展している。わが国としては、今後とも地理的に隣接する地域から環境共同体意識を作り、世界にパートナーシップを拡げていくなどの観点から、アジア各国の多様性を考慮しつつ、根気強く取り組んでいくことが必要とされている。

開発途上地域の環境保全への支援の分野においては、わが国の環境ODAは、質量ともに充実しつつあり、ODA全体のなかでの大きな柱に発展している。また、政策対話の充実など、わが国の支援政策を反映する共同形成主義が進みつつある。さらに、途上国の対処能力向上を重視するアプローチをとり、環境研修センターの整備等の協力実績を上げるほか、地球環境保全にも資するような自然保護、森林保全、省エネルギー等も強化しつつある。

さらに、近年、地方公共団体、民間企業、NGOなどを含めた様々な主体が環境協力に積極的に参加する動きが見られ、これに対する政府の支援措置も拡大している。なお、現在急速に進みつつある経済のグローバル化は開発途上地域の経済に重要な変化をもたらしており、開発途上地域に対する支援もこれを踏まえたものとしていく必要が生じている。

国際協力等における環境配慮の分野においては、「政府開発援助に関する中期政策」において、ODAの環境配慮が一層明確に位置付けられた。また、国際協力銀行や国際協力事業団の行う主要なODAにおける環境配慮手続きが定められて実施されている。さらに、新たに貿易保険を含む輸出信用においても環境配慮ガイドラインが策定され、運用されるようになった。これら環境配慮の手續及び方法等について国内外の取組の進展に配慮しながらその充実を図るとともに、実施体制の整備を図ってきている。

また、国際協力銀行においては、ODA及び輸出信用に係る統合された環境ガイドラインが策定されることとなっているが、それぞれの目的の相違を踏まえつつ、整合性ある基準とするよう取り組む方針である。

さらに、民間海外投資における環境配慮については、経団連等で自主的取組がなされており、民間融資、民間保険においても自主的取組の兆しがみられる。

地球環境研究の分野においては、世界気候研究計画（WCRP）など国際的なレベルで地球環境研究を推進するプログラムの活動が盛んになりつつある。また、IPCCなど、条約等への知的な貢献を目指した国際的な活動も盛んになっている。他方で、アジア太平洋地域においては、研究成果等の発信が少ないこと、政策的な研究の推進基盤が弱体であることなどが指摘されている。

わが国は、多様な観点から環境研究や環境技術開発を推進してきているが、一方で研究

課題の固定化・人材面の制約などにより、必ずしも新たなニーズに対応できていない面がある。また、わが国の地球環境研究やモニタリング全体を俯瞰した総合的な評価等の取組までは行われておらず、明確な戦略や相互間の連携を十分に図るとともに、研究体制を充実させる必要がある。

3553 2 施策展開の基本的方向

人類社会の持続可能な発展を図ることが国際社会におけるコンセンサスとなっている今日、わが国の大規模な経済活動が地球環境に大きな負荷を与えてきていることに鑑み、わが国の有する環境面の卓越した技術・経験等を活用し、国際社会において環境面からの積極的な寄与・参加を行うことは、わが国の国際社会に対する重要な責務である。

また、国際的寄与・参加をする上では、他国の範となるべく、自ら率先して社会を持続可能なものへと転換するための国内対策を一層充実・強化していくことが重要である。

このような認識の下、国際社会での持続可能な開発のための取組にイニシアティブを発揮することを目指し、国際的寄与・参加のための体制の充実強化を図るとともに、国際的な枠組みづくりや世論形成、開発途上国における持続可能な開発のための取組に対する支援、地球環境研究等の戦略性の強化に積極的に取り組むことにより、国際協力における知的貢献とそのための戦略づくりを強化していく。

特に、わが国と地理的、経済的に密接な関係を有し、今後の急速な経済成長とそれに伴う環境への負荷の増大が見込まれるアジア太平洋地域については、地域の環境管理は同じ地域に属する国々が協働推進すべきとの考え方の下に、密接な連携を図る。

3554 3 今後の重点的取組事項

3555 (1) 国際協力における知的貢献とそのための戦略づくりの強化

21世紀初頭の世界的政策課題の設定と先進国・途上国双方にわたる国際的な世論形成以下に掲げる分野をはじめとして、積極的な政策課題の設定と国際的世論形成に取り組む。

地球温暖化、生物多様性、砂漠化防止等の国際約束が相当程度形成されている分野については、既に発効している条約の締約国として、その実施に今後とも一層貢献していく。

化学物質、海洋環境、水資源、森林の分野については、国際的枠組み・連携の強化を促していく。

また、関係する国際機関間の協力とその取組の効率化を図るべく、各条約体系間の共通施策分野における連携の強化（シナジー）を促していく。

さらに、世界的な政策形成と実施に、多様な主体が参加できるよう、情報技術（IT）を活用した参加・開放型政策形成・実施の環境整備を進める。

3556 経済のグローバル化を踏まえた持続可能な開発支援の強化

経済のグローバル化を踏まえ、わが国の開発途上国に対するあらゆる協力分野に関して、持続可能な開発のための支援のあり方を調査、検討する。また、政府開発援助の環境配慮に当たっては、戦略的アセスメントの考え方に基づいて上位計画段階から代替案の検討を進めることなどにより、開発計画自体が、開発と環境保全の両立を図る持続可能な内容となるよう支援に努める。

環境保全に関するODAを、透明なプロセスの下で真に実効あるものとするため、各事業等の事前・中間・事後の一貫した評価を適切に行うとともに、環境改善効果を含めた評価のための客観的な手法を開発することとする。

協力の実施に当たっては、政策対話の積極的展開等により、各国の特性への配慮の強化を推進する。

開発途上国の自立的取組の促進のため、NGO、地方公共団体、事業者等の役割を踏ま

えた多元的パートナーシップの形成による厚みのあるきめの細かい協力を推進する。

途上国の膨大なニーズに対応するためには、途上国自身における環境対策の産業化が不可欠であり、わが国の官民の技術、資本等を積極的に活用しつつ、途上国における環境産業の育成を図る。

開発途上国の国民一人一人の意識と行動力が重要な役割を果たすことから、学校教育、社会教育その他の多様な場において、環境教育・環境学習の支援を強化する。

- 3557 知的貢献の基盤づくりとしての地球環境の調査研究・モニタリングの戦略性の強化
わが国の課題設定能力の向上に向け、中長期的視点からの環境保全の戦略策定につながるような調査研究や、その基盤となるべき地球環境の総合的なモニタリング等を、今後一層充実していく。また、このための研究体制の整備を図る。

21世紀型の環境保全技術の開発・評価の推進体制を整備する。具体的には、地域の多様性に応じた適正技術の開発、環境・資源効率性が高く、かつ小規模分散型、労働集約型、長期使用、リサイクル型、維持管理簡便型等の技術を推進する。

- 3558 (2) アジア太平洋の総合的モニタリング・アセスメントと環境管理の協働推進
アジア太平洋地域に重点をおいた取組を進めるため、衛星情報とモデリング技術等の情報技術を用いた環境の統合的モニタリングを推進するとともに、革新的な戦略オプションの評価とそれを踏まえた政策立案の支援を推進する。

また、海洋環境、酸性雨、砂漠化、渡り鳥等野生生物の保護等の課題について、地域協力の枠組みづくりとODAの活用を進める。

さらに、国連アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）等アジア太平洋地域で進められている様々な協力を通じ、環境政策対話とプロジェクト形成機能の強化を図る。

- 3559 (3) 国内体制の整備

国際会議における専門的・技術的議論の進展と国際世論づくりに一層貢献していくため、専門家の養成・活用と政策基盤の強化を進める。また、外国政府、国際機関の環境政策情報の迅速な収集・提供に一層努めるとともに、わが国の環境政策についての英語情報の提供を一層進める。

さらに、わが国の環境政策の形成と実施について、内外のNGO、学術研究機関・団体、産業界等との多様な政策対話の場を強化し、参加・開放型の政策形成・実施を強化する。

わが国が有する知見と経験を有効に国際的な環境協力に活用していくため、国際機関への邦人職員派遣・勤務の支援を推進する。

3601 第2章 環境保全施策の体系

本章においては、関係主体の共通認識を深め、政策のベスト・ミックスなど今後の環境政策の総合的な展開に資するため、環境保全施策の全体像を、現在実施されている施策を中心に、環境問題の各分野、各種施策の基盤、各主体の自主的積極的取組、国際的取組の各項目について、体系的に整理し、提示する。

(注) 以下、参考に掲げる目標等は、それぞれ根拠となる法律、関係閣僚会議等の手続により定められるものであるが、本計画の具体化を図る上で重要と考えられることから、環境基本計画を定める閣議の参考として収めたものである。

なお、参考に掲げる目標等は、この環境基本計画の閣議決定の日現在のものである。

3602 第1節 環境問題の各分野に係る施策

3603 一般的事項

3604 (環境を総合的にとらえた施策の実施)

大気環境、水環境、土壌環境等への負荷を、特定の分野に偏することなくできる限り低減させることを目指し、廃棄物・リサイクル対策や化学物質の環境リスク対策、技術開発等に際しての環境配慮、新たな課題への対応等の横断的な施策も含め、各般にわたる施策を実施する。

3605 (施策の総合的かつ計画的な実施)

環境の状態や環境への負荷量等について、「環境基本法」に基づいて定められる環境基準など、必要に応じて目標や指針を設定し、以下の節に掲げる施策を、相互の有機的連携を図りながら、計画的に実施する。特に、環境基準については、環境基本法に基づき、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定を行うとともに、設定された環境基準については、できる限り早期に達成するための方策について総合的に検討する。

3606 1 地球温暖化対策

京都議定書に定められたわが国の6%削減目標の達成は困難な課題であり、その達成のためには、国はもとより、地方公共団体、事業者、国民など各主体が総力を挙げて取り組むことが必要である。

地球温暖化対策を推進するため、第1章の戦略的プログラムに定められた「施策展開の基本的方向」、「今後の重点的取組」に基づく各種対策の整備・構築を推進するとともに、以下のような基本的方向に沿って各種対策を実施する。

3607 (1) 国による対策の推進

国は、幅広い分野の対策について、具体的目標の設定に努めつつ、関係省庁の十分な連携を図り推進するものとする。

3608 (ア) 二酸化炭素の排出抑制対策

3609 省エネルギー対策及び技術開発・普及の推進

- ・自動車、家電・OA機器等のエネルギー利用機器のエネルギー消費効率の改善
- ・住宅・建築物における断熱性の向上
- ・工場・事業場におけるエネルギー使用合理化の徹底
- ・高性能工業炉などの省エネルギー設備や発光ダイオードを用いた高効率照明の開発普及

及

・クリーンエネルギー自動車・低公害車、低燃費車の一層の普及促進
・鉄道、船舶、航空機のエネルギー消費効率の改善
等により、産業、運輸、民生の各分野における徹底的な省エネルギー対策及び省エネルギー型技術等の開発・普及を推進する。

3610 二酸化炭素排出の少ない都市・地域構造の形成

・鉄道・路面電車・新交通システム・バス等の公共交通機関の利用促進
・鉄道・内航貨物輸送の推進
・トラックの積載効率の向上等による物流の効率化
・交通管制システムの高度化等による交通渋滞の緩和の推進
・地域熱供給システムの普及促進
等により、二酸化炭素の排出の少ない都市・地域構造を形成する。

3611 産業界の自主行動計画の推進と実効性の確保

・産業界等において策定された様々な省エネルギー努力や燃料転換などの対策を含む行動計画の進捗状況について定期的にフォローアップし、その実効性を確保する。

3612 新エネルギー等の開発・導入の積極的な推進

・太陽光発電、風力発電、コージェネレーション、燃料電池、バイオマス（生物体）エネルギー等分散型エネルギーとしての性格を持つ新エネルギー等の開発・導入を積極的に推進する。

3613 安全性の確保を前提とした原子力の開発利用

・原子力の開発利用については、原子力基本法等に基づき、放射性廃棄物の処理処分対策等を充実させつつ、安全性の確保を前提として、国民的議論を行い、国民の理解を得つつ進める。

3614 吸収源の整備等の推進

・植林、再植林や保育、間伐等を着実に推進するなど、二酸化炭素の吸収源としての森林の保全、整備
・炭素貯蔵庫の保護・強化及び化石燃料使用の抑制のための再生可能な資源である木材資源の一層の活用
等の施策を推進する。

3615 (イ) メタンの排出抑制対策

・廃棄物処理における排出抑制
・農業、畜産における排出抑制
等の施策を推進する。

3616 (ウ) 一酸化二窒素の排出抑制対策

・工業過程での排出抑制
・廃棄物、下水汚泥等の焼却施設における発生抑制
等の施策を推進する。

3617 (エ) 代替フロン等3ガス(HFC、PFC、SF6)の排出抑制対策

・産業界の計画的な取組
・代替物質の開発、回収・再利用・破壊
等の施策を推進する。

3618 (オ) 革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の強化

・超高効率太陽光発電や水素製造技術等の革新的な環境・エネルギー技術の研究開発

・温室効果ガスの貯留、固定化技術についての調査、検討等の施策を推進する。

3619 (カ) 国際協力の推進

・京都議定書で導入された排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズム等の国際的な枠組の構築や開発途上国の取組の促進等の国際的な協力を推進する。

3620 (キ) ライフスタイルの見直し

・自転車の安全かつ適正な利用の促進に向けた環境整備
・地球温暖化防止活動推進センター等を活用した地球温暖化対策の必要性についての環境やエネルギーに関する教育の充実・広報の強化
・緑化運動の展開、民間団体の活動の支援
・政府及び地方公共団体の率先実行として、地球温暖化対策推進法に基づく「政府の実行計画」及び「地方の実行計画」並びに「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に沿った取組の推進
等に沿って、ライフスタイルの見直しのための各種取組を進める。

3621 (2) 地方公共団体による対策の推進

地方公共団体は、地域の自然的・社会的条件に応じて、とるべき施策を判断し、きめ細かい地球温暖化対策を講ずる。

3622 (3) 事業者による対策の推進

それぞれの事業者が、地球温暖化対策は経済的な利益も生み出しうるものであることも踏まえ、創意工夫を凝らしつつ、事業内容等に照らして適切で効果的・効率的な対策を自主的かつ積極的に実施するとともに、従業員等への環境教育を推進する。

3623 (4) 国民による対策の推進

大量消費・大量廃棄型の生活様式を見直し、日常生活に伴う温室効果ガスの排出の抑制に努める。

3624 (5) その他の地球温暖化対策の推進

3625 (ア) 国の観測・監視業務の推進

国は、大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況、これに関連する大気・海洋・陸域等での気候に係る変動や生態系の状況を把握するための観測・監視に関する業務を推進する。

3626 (イ) 国による調査研究の実施

国は、地球温暖化やその影響の予測に関する調査研究、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する調査・研究開発その他の地球温暖化対策の策定に必要な調査研究を実施する

3627 (ウ) 国による国際協力の推進

国は、地球温暖化に関する調査研究等の国際協力を推進するために、観測・監視に関する国際的な連携の確保、研究交流・ネットワークの推進、開発途上地域における専門家の育成及びその他の国際協力並びに地方公共団体及び民間団体が国際協力に参加するための情報提供及び支援等の措置を講ずるものとする。

3628 2 大気環境の保全（地球温暖化対策を除く）

大気環境の保全のため、以下のような基本的な方向に沿って、各般の施策を実施する。

3629 （ア）環境基準等の目標の達成・維持等

科学的知見の充実を図りながら、問題の性質に応じて環境基準等の環境上の条件の目標や環境への負荷の低減の目標等を設定し、その達成・維持に向けて、適切な施策を推進する。

3630 （イ）多様な社会経済活動に伴う環境への負荷の低減

生産活動、交通、日常生活等多様な社会経済活動から生ずる環境への負荷の低減等の対策を総合的に推進する。

3631 （ウ）水環境、土壌環境、生態系との関連等への着目

大気環境への負荷が生態系に与える影響や水環境、土壌環境との関連、緑地の有する大気浄化、気象緩和等の機能にも着目して、適切な施策を推進する。

（参考）

1 環境基本法に基づく大気の汚染及び騒音に係る環境基準（概要）

二酸化窒素 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること

二酸化硫黄 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること

一酸化炭素 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること

浮遊粒子状物質 1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m³以下であること

光化学オキシダント 1時間値が0.06ppm以下であること

ベンゼン 月1回以上の測定による年平均値が0.003mg/m³以下であること

トリクロロエチレン 月1回以上の測定による年平均値が0.2mg/m³以下であること

テトラクロロエチレン 月1回以上の測定による年平均値が0.2mg/m³以下であること

騒音 地域の類型及び時間の区分ごとに基準値が定められている。道路に面する地域については、別の値が定められている。また、新幹線鉄道騒音及び航空機騒音についても、別に定められている。

2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気の汚染に係るダイオキシン類の環境基準

ダイオキシン類 夏冬を含む2回以上の測定による年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であること

3632 （1）オゾン層保護対策

オゾン層破壊は、長期的な環境問題であり、地球規模の深刻な影響が懸念されることから、科学的知見の充実を図りながら、予防的見地に立って着実に対策を進める。

・「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」に基づき、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」に定められたスケジュールの的確かつ円滑な実施を確保する

ための特定フロン等の製造規制並びに排出の抑制及び使用の合理化等の対策を実施する。

- ・ 排出の抑制及び使用の合理化を一層進めるため、特定フロン等の破壊処理技術等の関連技術開発、適切な役割分担に基づく回収等に係る社会システムの形成の促進、普及啓発を通じ、特定フロン等の回収・破壊を促進する。
- ・ 他の環境影響に配慮しつつ代替物質及び技術の開発等を進めるとともに、オゾン層破壊メカニズム等に係る調査研究、オゾン層の状況等の観測・監視を実施する。

(参考)

3 「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」締約国会合においてこれまでに採択されている特定フロン等の生産等の国際的な規制スケジュール

C F C	1996年全廃
ハロン	1994年全廃
四塩化炭素	1996年全廃
1,1,1-トリクロロエタン	1996年全廃
H C F C	2030年消費量(注)ゼロ 2004年以降1989年レベルに生産量凍結
H B F C	1996年全廃
ブロン	2002年全廃
臭化メチル	2005年全廃(検疫及び出荷前処理を除く)

(注)消費量 = 生産量 + 輸入量 - 輸出量

3633 (2) 酸性雨等にかかる対策

- ・ 酸性雨等、大気環境への負荷が生態系等に影響を及ぼすおそれのある問題については、その長期的影響には未解明な点も多く、科学的知見の充実を図りながら、予防的見地に立って対策を進める必要がある。
- ・ このため、広域的な酸性雨原因物質の移流・拡散による影響に着目しつつ、監視・観測を充実するとともに、生態系への影響シミュレーションモデル等について調査研究を進めて知見を充実し、地方公共団体とも連携して広域的に対策を推進する。

3634 (3) 大都市圏等への負荷の集積による問題への対策

(以下の記述に関しては、平成12年12月の中央環境審議会答申に応じて大幅に変更される可能性有)

- ・ 大都市圏等では、窒素酸化物、浮遊粒子状物質による汚染の改善が進んでおらず、環境基準の達成率は低い水準である。
- ・ 浮遊粒子状物質の中でもディーゼル排気粒子による健康影響が懸念されている。これらについて、以下の施策を推進する。

3635 窒素酸化物対策

自動車等の移動発生源、工場・事業場等の固定発生源等各種の発生源に対する排出抑制対策等を総合的に実施する。

3636 (ア) 自動車排出ガス対策

3637 環境負荷の少ない自動車の一層の普及

- ・ 中央環境審議会で示された自動車1台当たりの排出量の低減目標に沿って、自動車排出ガス規制の強化をできる限り早期に実現。

- ・事業者や地方公共団体による低公害車や運輸省より認定を受けた低排出ガス車の導入及び低公害車燃料供給施設整備の設置への支援、国による率先導入、技術開発等による低公害車等の普及、合成燃料の開発の推進 等
- 3638 交通需要マネジメント手法の活用を始めとする物流・人流・交通流対策、局所汚染対策等の推進
- ・共同輸配送、カーシェアリングの促進
 - ・中長距離の物流拠点間の幹線輸送を中心とした鉄道、海運の整備、物流拠点への連携を強化するためのアクセス道路等の整備等による適切な輸送機関の選択の促進
 - ・環境負荷の低減に配慮した公共交通機関の整備・利便性の向上
 - ・徒歩や自転車利用のための施設整備
 - ・沿道環境保全に配慮した交通の分散・円滑化のためのバイパス・環状道路等の整備、交差点改良
 - ・交通規制、駐車対策の効果的な実施
 - ・高度道路交通システムの活用
 - ・交通対策による削減データの整備等情報提供システムの整備
 - ・土壌や植物の活用等による直接浄化システムの適切な活用 等
- 3639 「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づく施策
- 「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づく特定地域においては、自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する基本方針及び自動車排出窒素酸化物総量削減計画に定める目標の達成のため、上記施策に加え、以下のような施策を推進するとともに、今後の対策の強化を図る。

(参考)

4 自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する基本方針（平成5年1月閣議決定）及び自動車排出窒素酸化物総量削減計画（平成5年11月都府県知事策定、内閣総理大臣承認）に定められた環境基準の達成に係る目標（概要）

特定地域において、二酸化窒素に係る環境基準を平成12年度までに概ね達成する。

5 自動車排出窒素酸化物総量削減計画（平成5年11月都府県知事策定、内閣総理大臣承認）に定められた負荷量削減に係る目標（概要）

特定地域における自動車排出窒素酸化物の総量について、平成12年度を目標年度として設定された削減目標量を達成する。

- ・車種規制の円滑な実施及び流入車対策の実施
- ・自動車排出窒素酸化物総量削減計画に定める普及台数目標の達成に向けた低公害車の普及
- ・自動車使用合理化指導、適切な自動車使用方法の普及啓発
- ・自動車排出窒素酸化物総量削減計画の進行管理の適切な実施
- ・窒素酸化物総量の一層の削減を図るための諸施策に関する調査検討の推進等。

- 3640 (イ) 固定発生源対策
固定発生源について、引き続き適切な排出抑制対策を進める。

(参考)

6 自動車排出窒素酸化物総量削減計画（平成5年11月都府県知事策定、内閣総理大臣承認）に定められた低公害車普及台数の目標（概要）

各都府県を合計すると、特定地域において平成12年度までに30万台程度を目標として普及に努めることとなっている。

3641 (ウ) その他の対策

群小発生源について低NO_x型燃焼機器の普及促進を図る。また、特殊自動車(建設機械、産業機械、農業機械)に係る排出ガス規制を早期に実施するとともに、船舶からの排出ガス対策を検討する。さらに、緩衝緑地等の整備を進める。

3642 浮遊粒子状物質対策・ディーゼル排気粒子対策

浮遊粒子状物質及び浮遊粒子状物質の構成要素でもあるディーゼル排気粒子の排出の抑制のため、次の施策等を推進する。

3643 (ア) 浮遊粒子状物質対策

- ・工場・事業場や自動車排出ガスに対する排出規制を引き続き実施
- ・汚染が広域に広がっている点も踏まえた二次粒子生成過程も含めて汚染機構等に関する調査の実施
- ・特に高濃度汚染が認められる大都市地域を中心に、必要に応じ、より総合的な対策の実施
- ・微小粒子状物質(PM_{2.5})の健康影響等に関する調査研究の推進 等

3644 (イ) ディーゼル排気粒子対策

- ・中央環境審議会で示されたディーゼル自動車1台当たりの排出量の低減目標に沿って、自動車排出ガス規制の強化をできる限り早期に実現
- ・自動車排出ガス低減新長期目標を極力早期に達成するなどによる自動車排出ガス規制の適切な実施
- ・ディーゼル車に対する車種規制、自動車交通量の調整・低減等を始めとする上記の窒素酸化物対策の一層の推進
- ・緊急的なディーゼル排気粒子対策として、装着可能なディーゼル車にディーゼル排気粒子後処理装置(DPF)装着の推進
- ・健康影響等に関する調査研究の推進 等

3645 光化学オキシダント対策

光化学オキシダントについては、広域的な汚染傾向が認められているため、広域的な監視、原因物質の排出抑制対策などについて、地方公共団体とも連携して、広域的に総合的な対策を推進する。

3646 スパイクタイヤ粉じん対策

積雪寒冷地域におけるスパイクタイヤ粉じんの発生を防止するため、スパイクタイヤの使用規制を適切に実施するとともに、普及啓発、冬期における道路環境整備、代替タイヤ等の開発支援等の施策を総合的に進める。

3647 硫黄酸化物対策等

硫黄酸化物等の大気汚染物質について、引き続き適切な排出抑制対策を進める。

3648 (4) 多様な有害物質による健康影響の防止

有害大気汚染物質については、環境モニタリング調査によれば一部の物質については環境基準を超過する地点が多くあり、健康影響の懸念がある。

大気環境を通じて人の健康等に影響を与えるおそれのある各種の有害大気汚染物質について、優先的に取り組むべき物質に関して健康影響や発生源に係る知見等を充実し、モニタリングを拡充することをはじめとして、体系的な取組を進める。

3649 (5) 地域の生活環境に係る問題への対策

生活環境を保全する上では、大気汚染のほか、主に人の感覚に関わる問題である騒音・振動・悪臭が重要課題となっている。騒音・振動・悪臭は、各種公害苦情件数の中では大きな比重を占めており、その発生源も多様化している。また、各種交通機関に係る騒音の環境基準達成状況もはかばかしくない。この他、ヒートアイランド現象、光害などの新たな問題も生じている。これらについて、以下の施策を推進する。

3650 騒音・振動対策

騒音・振動の防止のため、以下の施策を推進する。

3651 (ア) 自動車交通騒音・振動対策

自動車交通騒音を防止するため、次の施策等を推進する。

- ・単体規制等の発生源対策の推進
 - ・沿道環境保全に配慮した交通の分散・円滑化のためのバイパス・環状道路整備等の通流対策の実施
 - ・低騒音舗装・遮音壁・植樹帯整備等の道路構造対策の実施
 - ・土地利用の適正化等の沿道対策等の充実等について検討し、それらの対策を総合的に進める。
- また、自動車交通振動対策を適切に実施する。

3652 (イ) 新幹線鉄道騒音・振動、航空機騒音対策

新幹線鉄道騒音・振動、航空機騒音を防止するため、発生源対策、土地利用対策、周辺の防音対策等を進める。

3653 (ウ) 在来鉄道騒音・振動対策

在来鉄道騒音・振動を防止するため、騒音防止対策に係る指針の策定の検討を含め、適切な対策を進める。

3654 (エ) 工場・事業場及び建設作業騒音・振動対策

工場・事業場及び建設作業からの騒音、振動を防止するため、発生源に対する規制を進めるとともに、技術開発の促進、移転に対する支援等の土地利用対策等を進める。

3655 (オ) 近隣騒音対策

近隣騒音を防止するため、普及啓発等の対策を進める。

3656 (カ) 低周波音対策

低周波音の人体への影響等について調査研究を行い、有効な低周波音対策を進める。

3657 悪臭対策

悪臭防止のため、臭気指数規制導入の促進を図るとともに、排出規制、技術支援、普及啓発等を進める。さらに、不快なおいを低減し臭気に関して望ましい環境を維持・達成するための「臭気環境目標」について、調査検討を行い、その設定を図る。

3658 その他大気に係る生活環境保全対策

様々な大気の状態やヒートアイランド現象、光害等が生活環境に及ぼす影響等について

検討し対策を進める。

3659 (6) 大気環境の監視・観測体制の整備

大気環境の状況を把握し、その保全のための施策を適切に実施するため、効果的な監視・観測体制の整備が必要である。

地域的な問題から地球規模の問題まで、地域的広がりの違いなど問題の性質に応じて、地方公共団体と連携し、また、人工衛星、航空機、船舶等を活用しつつ、大気環境の状況に係る体系的な監視・観測体制を適切に整備する。

3660 3 水環境及び土壌・地盤環境の保全

水は、環境中を蒸発、降水、浸透、貯留、流下、海洋への流入、蒸発というプロセスを繰り返すことにより自然的に循環し、その過程で、汚濁物質が浄化される。一方、水は、経済・社会活動を通じ様々な形態で循環利用されており、利用の各段階で水環境への負荷が発生している。このため、環境への負荷が水の自然的循環の過程における浄化能力を超えることのないよう、大気環境や土壌環境等を通じた水環境への負荷や水環境の悪化に伴う大気環境や生態系への影響にも配慮しつつ、水質、水量、水生生物、水辺地を総合的にとらえ、水環境の安全性の確保を含めて、水利用の各段階における負荷を低減し、水域生態系を保全するなど、対策を総合的に推進する。

また、土壌環境は、水質浄化、食料・木材生産等の機能を持ち、物質の循環や生態系維持の要として重要な役割を果たしており、その適切な保全を推進する。また、地盤沈下の防止を図り、地盤環境保全のための施策を推進する。

3661 (1) 流域の視点から見た水環境の保全

過疎化、高齢化等が進行している地域を中心に森林、農地等の環境保全能力の維持が困難な地域が発生するとともに、都市化の進展に伴う雨水の地下浸透の減少等により湧水が枯渇し、水利用の各段階において水環境への負荷等が生じている。これらにより、水の自然的循環の様態に変化が生じており、このため、以下の施策を推進する。

3662 (ア) 環境基準等の目標の達成・維持等

水利用の各段階において水環境への負荷を低減させるため、水の循環利用を念頭に置きつつ科学的知見を充実させ、人の健康の保護及び生活環境の保全に関する環境基準等の目標を設定し、これらの達成・維持に向け適切な施策を進める。生活環境の保全に関する環境基準等については、水域類型指定後に利用目的の変化等状況の変化が認められる水域があることから、定期的に、その達成状況を踏まえつつ必要な見直しを行い、その達成を推進する。また、水生生物への影響にも留意した環境基準等の目標については調査検討を推進する。

(参考)

7 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準(概要)

人の健康の保護に関する環境基準

公共用水域及び地下水 カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素並びにほう素について

て基準値が定められている。

生活環境の保全に関する環境基準

河川利用目的に応じた水域類型ごとに、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、溶存酸素量及び大腸菌群数について基準値が定められている。

湖沼 利用目的に応じた水域類型ごとに、水素イオン濃度、化学的酸素要求量、浮遊物質量、溶存酸素量、大腸菌群数、全窒素及び全リンについて基準値が定められている。

海域 利用目的に応じた水域類型ごとに、水素イオン濃度、化学的酸素要求量、溶存酸素量、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素及び全リンについて基準値が定められている。

8 ダイオキシシン類対策特別措置法に基づき水質の汚濁に係るダイオキシシン類の環境基準（公共用水域及び地下水）が定められている。

3663 (イ) 環境保全上健全な水循環機能の維持・回復

水の流れに着目し、以下の施策その他の「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取り組み」を推進する。（なお詳細は戦略的プログラム第4節で記載。）

- ・森林については、伐採年齢の長期化、複層状態の森林の整備、天然生林施業等の適正な森林整備を通じて保水能力の高い森林の育成に努めるなど適切な維持管理を進める。
- ・水を貯留するとともに水源涵養能力等を有する水田等の農地の保全を進める。
- ・河川、湖沼等の自然浄化能力の維持・回復を図るため、水質、水量、水生生物、水辺地等の保全を進める。
- ・都市域については、下水の高度処理水等の河川還元などによる流量の確保及び緑化、透水性舗装や浸透ますの設置等による雨水の適正な地下浸透を進める。
- ・海域においては、自然海岸、干潟、藻場、浅海域の適正な保全を推進するとともに、自然浄化能力の回復に資するよう、必要に応じ、人工干潟・海浜等を適切に整備する。
- ・流域全体を総合的に捉え、効率的かつ持続的な水利用を推進する。

3664 (ウ) 地域の実情に即した施策の推進

- ・地域の実情に即し、地域の住民・事業者等の参加・協力を得つつ、水質、水量、水生生物、水辺地を含めた水環境を総合的に評価する手法について調査検討し、適切な施策を推進する。

3665 (エ) 公平な役割分担

- ・水環境保全のための流域の地方公共団体間の協力、住民の自主的積極的取組の促進等、各主体の公平な役割分担の下で施策の推進方策を調査検討する。

3666 (2) 水利用の各段階における負荷の低減

水利用の各段階において水環境への負荷が発生している。こうした負荷の発生形態に応じて、汚染の未然防止の観点も含め、適切な施策を推進する。

3667 (ア) 発生形態に応じた負荷の低減

汚濁負荷の発生形態に応じ、以下の施策を推進する。

- 3668 工場・事業場については適切な排水規制を行う。また、排水規制の対象となっていない業種についてその排水実態調査を実施し、規制の必要性の検討を進めるとともに、未規制物質の調査・検討を行う。さらに、従来の排水規制だけではなく、有害物質を使用しない代替工程の検討や小規模事業場対策として規格化された処理施設の開発等、新たな負荷の低減対策の枠組みづくりを進めていく。また、水の循環利用等を組み込んだ生

産工程の導入や建築物等における水の循環利用、雨水利用を促進する。

3669 生活排水については流域別下水道整備総合計画等水質保全計画を策定し、地域の実情に応じ、下水道、コミュニティ・プラント、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等各種生活排水処理施設の整備を進める。

また、生活排水対策重点地域においては、各地域ごとに生活排水対策推進計画を策定し、汚濁負荷の低減を図る。

台所等からの汚濁負荷を低減するための方法等について、「水環境フォーラム」の開催等により必要な情報の提供を行い、全国的な普及啓発を進める。

3670 市街地、農地等の非特定汚染源については、汚濁負荷量の把握等の調査研究、都市排水や農業等における対策技術の開発・普及等の適切な施策を推進する。

3671 (イ) 負荷低減技術の開発・普及

下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水施設の高度処理技術の一層の開発・普及を推進するとともに、排水規制の対象となっていない小規模事業場や一般家庭等からの負荷を低減するため、小規模処理事業場に適用が可能な、安価で汎用性のある排水処理施設の開発、小型浄化槽の普及に向けて維持管理面からの技術的な検討を行うほか、植生の水質浄化機能を活用した安価な水質浄化技術の開発を進める。

3672 (ウ) 水環境の安全性の確保

水環境の安全性を確保するため、以下の施策を推進する。

3673 人の健康や水生生物に影響を及ぼす化学物質については、水環境への負荷を低減する見地から、排出の少ない生産工程の導入や使用方法の改善等により適切に管理する。また、有害物質に係る排水規制、地下浸透規制、農薬規制等を適正に実施するとともに、適正な廃棄物処理の確保、適切な事故時対策等を実施する。

3674 排出源が生活系、産業系など多岐にわたるトリハロメタン原因物質については、水道の浄水場での塩素注入によりトリハロメタンが生成されることにかんがみ、浄水場での対策を踏まえて、生活排水対策、工場・事業場の排水規制等を実施する。また、河川等における浄化対策を進める。

3675 有害物質に汚染された地下水については、汚染機構の解明手法及び浄化技術の開発を推進し、適切な対策を実施する。

3676 硝酸性窒素等による地下水汚染については、汚染原因の究明と窒素負荷の低減化対策の実施及び効果的な浄化技術の確立に関する調査研究を進めるとともに、汚染の原因及び地域の特性に対応した適切な対策を進める。

3677 有害物質に汚染された海域等の底質については、除去等の対策を適切に実施する。

3678 (3) 閉鎖性水域等における水環境の保全

湖沼や内海内湾等の閉鎖性水域及び都市内河川においては、有機性汚濁の状況は近年横ばい又は一部で改善の傾向にあるものの、他の水域と比較して改善が進んでいない状況にあり、以下の施策を推進する。

3679 都市内河川、閉鎖性水域等水質改善が進まない水域等については、集水域における汚濁負荷の発生状況、水域への蓄積状況等を総合的に把握するための調査を行い、効果的な対策を実施する。

3680 水質汚濁の著しい都市内河川、水道水源として利用されている水域等の水質改善を図るため、排水規制、下水道等生活排水処理施設の整備、河川等におけるヨシ等の生態系を活用した水質浄化施設の整備等浄化対策や流量の確保策等の各種施策を総合的に実施する。さらに身近な水辺の整備により、住民が水とふれあう機会を増やして住民一人ひとりの意識啓発を図る。

3681 琵琶湖等の指定湖沼や東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海等の特に総合的な対策が必要な湖沼や内海内湾については、湖沼水質保全計画や総量削減計画等において、目標等を定め、

同計画に基づき、各種規制措置のほか、下水道の整備その他の事業を総合的・計画的に推進するとともに、さらに住民参加による生活排水対策等を一層進める。

(参考)

9 湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼の湖沼水質保全計画(都道府県知事策定、内閣総理大臣同意)の目標(概要)

環境基準の確保を目途としつつ、5年を計画期間とし、指定湖沼ごとに設定された水質目標を達成する。

特に、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海においては、今後とも汚濁負荷量の一層の削減を図ることが必要であり、従来の化学的酸素要求量(COD)に加えて、新たに窒素及び燐を対象とした第5次水質総量規制を着実に実施する。

3682 富栄養化を防止するため、湖沼、海域における窒素、^{りん}燐に係る水質環境基準の類型当てはめを推進するとともに、対象水域において下水道等生活排水処理施設の整備の促進、排水規制等を実施し、水質を改善する。

3683 有機性汚泥が蓄積している河川、湖沼、港湾等の水域については、しゅんせつ等の浄化対策を適切に実施する。

3684 (4) 海洋環境の保全

海洋においては、油汚染の発生確認件数については減少の傾向が見られるものの、依然として廃棄物等による汚染の発生が見られる状況にあり、さらには海生生物に化学物質等の蓄積が確認されていることから以下の施策を推進する。

陸域からの負荷の流入及びその影響等について調査検討し、適切な対策を進める。

船舶等からの油、有害液体物質等、廃棄物の排出等の規制等を適切に実施する。また、今後国際的に実施が見込まれる廃棄物の排出に係る新たな規制の国内実施体制の確立を進める。

タンカー等の油汚染事故等の予防措置を講ずるとともに、事故に対する準備及び油濁損害賠償保障制度の充実等の対策を推進する。また、有害液体物質汚染事故に対する準備対策についても推進する。

船舶からの排出ガス削減手法を検討する。

海底における活動からの汚染の防止方策について検討する。

浮遊性廃棄物、大規模油汚染対策、非有機スズ系船底塗料、船舶バラスト水中の有害生物移動防止等に関する調査研究、技術開発を進める。

3685 (5) 水環境の監視等の体制の整備

水環境の状況を把握し、保全施策を適正に実施するため、公共用水域及び地下水の効果的な監視等の体制整備が必要であり、以下の施策を推進する。

関係省庁、地方公共団体の連携の下に、環境基準設定項目等に係る監視等を効果的に実施するため、水質測定計画の策定の推進、水質測定の適切な実施の推進を行う。また、国が実施すべき要監視項目その他必要な項目に係る監視等を効果的に実施する体制を適切に整備する。

生物指標により水環境を総合的に評価する手法を開発し、住民の協力も得て適切な調査を実施する。

海洋環境保全のための総合的な調査、監視等を実施する。

3686 (6) 土壌環境の安全性の確保

人の健康や生態系への影響に関する科学的知見を充実しつつ、水環境等への影響に配慮し、環境基準の設定等を行い、土壌汚染の未然防止と回復及び健全な土壌環境の維持を図るため、大気環境や水環境等との汚染物質の移動に留意して、以下の施策を推進する。

有害物質の排水規制、ばい煙の排出規制、農薬規制等を適正に実施する。
鉱害防止対策を進める。

農用地土壌汚染、市街地土壌汚染に関する調査測定等を適切に実施するとともに、汚染の程度や広がり、影響の態様等に応じて、環境基準の達成に努める。このため、農用地土壌汚染対策を推進するとともに、汚染土壌回復技術の開発等、市街地土壌汚染対策を進める。

市街地土壌汚染等に的確に対応するため、汚染土壌の直接摂取による環境リスク評価や土壌汚染に係る情報管理等について調査研究等を推進する。

(参考)

10 環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準(概要)

カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン及びセレンについて基準値が定められている。

11 ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

3687 (7) 地盤環境の保全

地盤環境保全のため以下の施策を推進する。

地盤沈下等の地下水位低下による障害を防ぐため、地下水涵養施策、地下水採取規制や代替水対策等の地下水採取の抑制施策の促進など、環境保全上健全な水循環の確保に向けた取り組みを推進する。

地下水流動機構や地盤沈下の発生メカニズムなど地盤環境保全に関する調査研究を行うとともに、地下空間の利用に伴う環境保全上の支障を防止するための措置を検討する。

地盤沈下とこれに伴う被害の著しい地域について、地盤沈下防止等対策要綱に定める目標を達成するため、適切な対策を実施する。

(参考)

12 地盤沈下防止等対策要綱(昭和60年4月地盤沈下防止等対策関係閣僚会議決定(平成7年9月一部改定)、関東平野北部にあっては、平成3年11月決定)の目標(概要)

濃尾平野、筑後・佐賀平野、関東平野北部における地下水採取量について、平成16年度(関東平野北部にあっては平成12年度)を目標年度として設定された目標を達成する。

全国の地盤沈下の状況を的確に把握するため、監視測定を実施する。また、湧水時や降雪時の急激な地下水揚水による地盤沈下の防止を図るため、地下水位等のリアルタイムデータの活用を推進する。

3688 4 廃棄物・リサイクル対策

3689 廃棄物・リサイクル対策を推進するに当たっては、第一に発生抑制、第二に再使用、第三に再生利用、第四に熱回収、最後に適正処分という優先順位を念頭に置き、循環型社会形成推進基本計画で示される考え方を踏まえて、以下の施策を総合的・計画的に推進する。

3690 (1) 廃棄物等の発生抑制

廃棄物等の発生を抑制するため、

- ・リサイクルの推進
- ・事業者において、使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛、製品の長寿命化、薄肉化等を図るなど製品の開発・製造段階、流通段階での配慮が行われることを促進する。
- ・国民の生活様式の見直し、使い捨て製品の使用の自粛等を促進する。
- ・一般廃棄物に関して従量制による処理手数料の徴収を推進する等の経済的措置を活用する。
- ・ごみ減量に関する国民運動を推進する。
- ・廃棄物の発生状況に係る情報の整備・提供を推進する。
- ・有害廃棄物の発生を抑制するため、製品の設計・製造段階で配慮が行われること等を推進する。

3691 (2) 循環資源の適正な循環的な利用の推進

3692 (ア) 使用済製品の再使用の推進

- ・容器等の再使用が行いやすいよう規格の統一化、使用済製品の交換、販売等のための機会の提供等を推進する。
- ・部品等の再使用が容易となるよう、設計の工夫や部品の統一化を事業者が行うことを促進する。

3693 (イ) 循環資源の回収・再生利用の推進

- ・リサイクルが容易な製品づくりのため、設計の工夫や材質表示等の情報提供を事業者が行うことを促進する。
- ・事業者が、個々の物品の性状に応じ、関係者の適切な役割分担の下での使用済製品等の引取り、引渡しルートを整備及びリサイクルを行うことを促進する。
- ・市町村における分別収集の推進の徹底や商品の流通経路等を利用した回収システムの充実、古紙の回収システムの健全な維持を図る。
- ・リサイクル推進のための預託払戻制度（デポジット・リファンド・システム）等の経済的措置の活用を検討を行う。
- ・事業者が、再生資源の利用率目標の達成及び再生資源の新規用途の開発などの個別品目の状況に応じた再生利用能力の向上を図ることを促進する。
- ・再生資源やリサイクル製品は、初めて使用される資源やこれによる製品に比べて割高になりがちであることも踏まえつつ、国、地方公共団体、事業者、国民すべての主体がリサイクル製品を積極的に利用することなどにより、リサイクル製品の利用・市場の育成等を推進する。
- ・リサイクル製品の規格化の検討を進める。
- ・これらの基盤として、異業種間の交流・協力等を進めつつリサイクル技術の開発・普及を促進し、リサイクル推進のための啓発や国民運動を進め、リサイクルの実施状況、効果等に係る情報の整備・提供を推進する。
- ・建設事業に伴って生ずる土砂、汚泥、廃材等のリサイクル等については、情報交換の促進等によりその広域利用を含め推進する。
- ・リユースやリサイクルに係る物流については、環境負荷の低減等の観点から、中長距離において鉄道・海運という大量輸送機関を活用するなど効率的な物流方策を推進する。

- ・食品廃棄物のリサイクル等については、情報交換の促進、農業等との連携によるリサイクル製品の広域利用等を含め推進する。

(参考)

13 「再生資源の利用の促進に関する法律」に基づく事業者の判断基準
(平成3年10月通商産業省令)に示された目標

古紙利用率 55%(平成6年度)

ガラス容器のカレット利用率 55%(平成7年度)

14 産業構造審議会廃棄物処理・再資源化部会答申(平成2年11月)に示された目標

スチール缶の再資源化率 60%以上(平成7年)

アルミ缶の再資源化率 60%(平成6年度末)

3694 (ウ) リサイクル関連施設整備の推進

一般廃棄物について、循環型社会を目指し、リサイクル法制の適正な運用をも図りつつ、廃棄物を単に燃やして埋める処理から、極力再使用や再生利用を推進し、焼却処理の際には熱エネルギーを活用するものへの転換を推進する。

リサイクル関連施設については、廃プラスチックの油化、焼却灰の溶融固化、廃棄物焼却余熱利用、廃棄物発電、ごみ固形燃料化、有機性資源の肥飼料化・燃料化等の普及・技術開発等を推進する。

3695 (エ) 循環的な利用における環境配慮

循環的な利用を推進するに当たっては、その環境に与える影響を把握するとともに、循環的な利用により得られた原材料を使用した製品等に含まれる可能性のある有害物質等に関する情報の把握を行い、必要な施策を検討する。

3696 (3) 廃棄物の適正な処理の推進

3697 (ア) 処理施設の確保

廃棄物の適正な処理を推進するため、環境への配慮を十分に行い、最終処分場・中間処理施設を確保する。最終処分場等について、地方公共団体間での共同処理を推進するとともに、大都市圏における都府県の区域を越えた広域的な対応を推進する。

排出事業者が処理責任を負う産業廃棄物の処理施設について、公共の関与も含め整備を促進する。

3698 (イ) 市町村と事業者の協力

事業者において、製品が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ評価し、適正な処理が困難とならないように製品の開発、市町村等に対する情報提供が行われることを促進する。また、家庭等から排出される一般廃棄物は市町村が処理することが原則となっているが、適正な処理が困難となっているとして定められている廃タイヤ等の指定一般廃棄物の処理について、家電リサイクル法の対象となっているものは、同法に基づき、販売店での引取りと事業者による再商品化等を図るとともに、消費者が新規製品を購入する際等において販売店が廃棄物を引き取り、可能な範囲で市町村以外のシステムで処理するなど製品の製造事業者等が市町村の処理が適正に行われることを補完するために行う協力を促進する。

3699 (ウ) 廃棄物処理における環境配慮等

最終処分場の環境保全対策として、モニタリング・受入管理及び埋立終了後の管理の徹底を図るとともに、その強化を検討する。また、最終処分場の信頼性の向上に向けた構造の高度化等の調査検討等を実施する。

有害廃棄物の適正処理を推進するため、必要に応じ、特別管理産業廃棄物の指定追加、廃棄物の最終処分に関する基準の強化、適正処理技術の開発・普及等を実施する。廃棄物の有害性の評価に関する知見の充実等の廃棄物の処理が環境に与える影響に関する知見を充実する。また、廃棄物が適正に運搬・処理されたことを把握するための管理票システムであるマニフェスト制度の拡充等により不法な処分を防止する。

不法な処分がなされた際の適切かつ迅速な原状回復方策を確保する。各地域におけるごみの散乱防止のための対策の枠組みの整備を促進するほか、必要な啓発等を行う。

3700 (エ) PCB廃棄物の処理の促進

PCB廃棄物については、研究・技術開発の推進、処理体制の整備など早期に処理が完結できるよう必要な措置を講ずる。また、それらの対策に要する費用の分担や適正かつ安全な処理のあり方を検討する。

3701 5 化学物質対策

3702 現在、多様な化学物質が利用されている中で、一方で生活や経済活動において用いられている化学物質の有用性を基盤としつつ、他方でそれらの人の健康や生態系に対する有害な影響が生じないようにすることが必要である。このため、予防的方策を広く適用すべきという原則を踏まえつつ、化学物質の環境リスクを適切に評価し管理することを基本として、「戦略的プログラム」に記載した諸施策を推進するものとし、当面、具体的には以下の施策を実施する。

3703 (1) 科学的知見の充実及び環境リスクの評価の推進

3704 (ア) 基礎的データの収集・整備

- ・既存化学物質について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づき、生分解性、生物濃縮性及び新規化学物質の審査方法に準じた毒性に関する試験を引き続き実施する。
- ・藻類、甲殻類(ミジンコ)及び魚類を用いた生態影響評価試験を引き続き実施する。
- ・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づくPRT制度により、有害性のある化学物質の排出量等を把握する。
- ・水質、底質、生物及び大気について環境モニタリングを行うとともに、PCB等に関する継続的な生物モニタリングを実施する。

3705 (イ) 環境リスクの評価等の推進

- ・個別の化学物質ごとに、体系的に健康影響評価、生態影響評価及び暴露評価を行い、環境リスク評価を推進する。
- ・OECDのプロジェクトの一環として、産業界・事業者の協力を得て必要なデータを収集しつつ、関係省庁が連携して高生産量化学物質の初期リスク評価を実施する。
- ・内分泌かく乱作用に関する試験法の開発を国際的な協力・協調の下で推進する。また、内分泌かく乱作用があると疑われている化学物質による環境汚染実態の調査等の調査研究を推進するとともに、有害性の評価等を進める。
- ・シミュレーションモデルによる暴露評価手法の開発等の調査研究を引き続き推進する。
- ・農薬の生態影響評価手法の具体的なあり方について検討を進める。
- ・大気、水等の環境の複数の媒体を通じた環境リスクや、複数の物質による環境リスクに関する知見の充実に努める。

3706 (ウ) 人材育成その他の基盤整備

- ・化学物質に関する調査研究を行うための施設を充実させるとともに、化学物質の分析、環境リスク評価、管理等を行う科学者、技術者の養成等を行う。

- ・化学物質対策や調査研究の実施に当たって地方公共団体との連携を図るとともに、国立環境研究所と地方公害試験研究機関との交流を進める。

3707 (2) 環境リスクの低減及びリスクコミュニケーションの推進

3708 (ア) 多様な手法による環境リスクの管理の推進

- ・環境基本法に基づく大気汚染及び水質汚濁に係る環境基準については、化学物質の使用実態と併せ、環境への負荷を与える実態を把握・調査の上、科学的知見をベースに必要なに応じ、拡充整備を図る。
- ・大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく有害化学物質対策を引き続き実施する。
- ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、農薬取締法及び肥料取締法に基づき、製造、使用等の規制を引き続き実施する。
- ・ダイオキシン類対策特別措置法及びダイオキシン対策関係閣僚会議により定められたダイオキシン対策推進基本指針に基づき、ダイオキシン類の排出削減等の総合的な対策を進める。
- ・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進するとともに、P R T R制度により得られる排出量等のデータを、国や地域における環境リスクの管理等に適切に活用できるように、その手法について検討を進め、推進する。
- ・レスポンシブルケア等、事業者による自主的な取組を推進する。
- ・情報公開や技術開発等により、より安全な化学物質への代替や、安全性の高い製造プロセスへの転換を促進する。

3709 (イ) 情報の共有及びリスクコミュニケーション等の推進

- ・関係省庁において必要な情報のデータベース化を進め、その国民利用の促進を図る。
- ・G I N C (地球規模化学物質情報ネットワーク)の構築に貢献する。
- ・政府公表資料等のホームページへの掲載、P R T R制度等に関する国民向けのパンフレットの作成・配布を進める。
- ・リスクコミュニケーション手法の検討・普及を進めるとともに、必要な人材を育成するための研修を実施する。
- ・国民や事業者等様々な主体の意見を採り入れつつ、環境リスクの低減に資する政策を決定するための手法を検討し、推進を図る。

3710 (ウ) 環境リスクの低減に資する技術の開発・普及等

- ・ダイオキシン類等の有害化学物質により汚染された土壌の浄化技術、トリクロロエチレン等により汚染された地下水の浄化技術等の開発・普及を進めるとともにその実施を支援する。
- ・P C B等の有害化学物質の無害化処理技術の開発・普及を進めるとともに、P C B及びP C B汚染物の処理を推進する。

3711 6 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進

3712 持続可能な形で環境を賢明に利用することを通じて、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との共生を確保するためには、国土空間の特性に応じ、例えば山地、里地、平地、沿岸海域といった地域地域において、多様な自然環境を体系的に保全するとともに、人が自然を体験し、自然に学び、自然の恵みを感じられるよう、日常生活や余暇活動等の様々な機会を通じ、自然との豊かなふれあいを推進することが必要である。

このため、第3部第1章第6節に掲げた生物多様性の保全に係る取組のほか、以下のよ

うな施策を総合的かつ計画的に推進する。

その際には、森林、河川・湖沼、農地、都市、海岸等の多様な生態系が適切に保全されるとともに、それらが一体となって広域的な自然環境が保全されるよう、各主体による様々な施策の連携・調整を図る。

3713 (1) 原生的な自然及びすぐれた自然の保全

3714 世界的、全国的、地域的にみて価値の高いまとまりのある原生的な自然について、公有地化や厳格な行為規制等により厳正に保全し、核となる生態系として維持を図る。同時に、精神的な拠りどころとして、生態系研究の拠点として、あるいは、自然環境保全のための適正な管理の下での自然体験・学習等の場として利用する。

また、野生生物の生息・生育、自然風景、希少性等の観点からみてすぐれている自然について、行為規制や保全事業等により適正に保全し、良好な生態系として維持を図る。同時に、必要な基盤的な施設の整備を行い、すぐれた自然風景や野生生物とのふれあいの場、学術研究の場等として利用する。

このため、以下の施策を推進する。

3715 わが国を代表する典型的な生態系をなしている自然や傑出した自然景観を有する自然等であって、まとまりのある原生的な自然について、原生自然環境保全地域、森林生態系保護地域、国立公園等の各種制度を活用し、厳格な行為規制や公有地化等により、厳正に保全する。

3716 生物の重要な生息・生育地、すぐれた自然の風景地、すぐれた海中景観、脆弱性、希少性、固有性等を有する自然、都市近郊に残された良好な樹林地、良好な自然海浜等のいわゆるすぐれた自然について、鳥獣保護区、自然公園、自然環境保全地域、生息地等保護区、文化財保護、緑地保全地区、風致地区、保安林等の各種制度を活用し、行為規制や公有地化等により、適正に保全する。特に、保全すべき自然状態が人為的あるいは非人為的に劣化している場合には、その復元や景観維持等のための事業を進める。

3717 人為的改変による生物の生息地の分断を防止するとともに、大面積の生息域を必要とするものを始め、生物の個体群が安定的に維持されるよう、緑の回廊等、上記、の各種の保全地域間の有機的な連携の確保を積極的に進める。

3718 (2) 二次的自然環境の維持・形成

3719 二次的自然環境を形成する森林、農地等について、適切な農林水産業活動を通じて環境保全能力の適切な維持を図る。また、公共的施設整備等の事業、里山林等についての民間保全活動の促進等により、自然環境を維持・形成し、多様な生物の生息・生育地等としてできる限り全体的に自然環境の量的な確保を図る。同時に、持続的な形での生物資源の収穫の場、緑・水・さわやかな大気等とのふれあいの場等として利用する。

このため、以下の施策を推進する。

3720 地域の特性に応じて、育成単層林施業、育成複層林施業、天然生林施業による適切な森林の造成及び保育・管理を図るため、森林整備事業を計画的に進める。

3721 地域の特性に応じて、二次的自然環境の維持・形成が配慮されるよう、適切な農地等の整備及び農業水利施設等の維持管理・更新を図り、適切な農業活動を進める。また、多様な野生生物が生息・生育できる空間を、ため池、水路、畔等の農業用施設やその周辺において、適切に保全・整備する。

3722 消費者等との連携の下に、地域の特性に応じて、農地等における生物の生息・生育地の確保に配慮し、農薬や化学肥料等の節減等により環境保全型農業を促進するとともに、

市街地内の生産緑地を緑地空間として活用する。

3723 地域の特性に応じて、雇用の場の確保及び農山村環境の整備等の総合的な対策も通じた、森林、農地等における自然環境を維持・形成する担い手の確保を進める。また、公的関与等により、地域住民参加による集落共同活動を通じて、地域の特性に応じて、農地等の適切な維持のための活動を進める。

3724 里山林、谷津田、屋敷林、市街地の樹林地等の自然で、地域全体で維持していくことが必要と認められるもの等について、税制措置等の経済的な奨励措置の活用やその他の公的関与等により、民間保全活動とも連携しつつ、適切な維持・形成を進める。

3725 (3) 湿地の保全

3726 沿岸海域の多様な生態系を構成する干潟、藻場、サンゴ礁や、陸域において豊かな生物相を維持する湿原などの湿地は、特に多くの野生生物の生息・生育の場となっており、わが国の健全な生物多様性の確保には欠かすことのできないものとなっている。
このため、以下の施策を推進する。

3727 水鳥、水生生物など多様な野生生物の生息・生育地として重要な役割を有する湿地について、その機能を適切に評価し、普及啓発を進めるとともに、積極的な保全の取組を推進する。特に、渡り鳥渡来地等として重要な湿地については、国際的な生物多様性保全の観点から、保全を推進する。

3728 沿岸海域については、適切な漁業活動を通じて水産資源の適切な維持管理等を図るとともに、保護水面等の各種制度も活用しつつ、干潟、藻場、サンゴ礁の適正な保全を図り、当該地域に生息する多様な生物の生息・生育地及び当該地域が有する環境浄化能力の保全・確保を進める。

3729 湿地のうち、減少傾向が大きいものについては、全国的あるいは一定の地域ごとに量的な減少をとどめ、回復していくための方策を検討する。

3730 (4) 自然的環境の回復

3731 自然が減少した所等において、公共施設整備等の事業や民間の緑化等の活動の促進等により、生物生息・生育空間、公園、緑地、海浜等の自然的環境を適正に整備し、地域の自然の特性を考慮しつつ自然的環境の回復及び量的確保を図る。同時に、日常生活における緑・水・小動物等とのふれあいの場等として利用する。
このため、以下の施策を推進する。

3732 地域の自然的社会的条件に応じ、多様な生きものが生息・生育する身近な生物生息・生育空間の整備を進める。

3733 都市地域における自然的環境の確保及び日常生活圏における自然とのふれあい等を図るため、総合的な計画等に沿って、緑地の保全、都市公園等の整備、緑化を計画的に進める。

3734 河川、海岸、港湾、道路、農業農村等の各種事業において、生物の生息・生育空間を維持・回復するよう十分配慮する。

3735 上記 ~ の自然的環境の整備に当たっては、地域で減少している生物の回復に配慮するとともに、生物の交流が確保されるよう、これらの間の、また、各種の保全地域や森林、農地、水辺地等における多様な自然環境との間の有機的な連携を図る。

3736 (5) 野生生物の保護管理

3737 生物多様性を保全し、生態系の健全性を維持・回復するため、生態系の基礎的構成要素である野生生物の種、個体群及びその生息・生育環境について、適正な保護管理を進める。このため、以下の施策を推進する。

なお、野生生物の生息・生育地として重要な役割を有する自然公園等の保全地域における、野生生物の保護管理対策の強化について検討を進める。

3738 絶滅のおそれのある野生生物については、その生息状況等の把握・モニタリングをレッドデータブックの作成等を通じて進める。また、希少野生動植物種の捕獲・譲渡等の規制を適正に進めるとともに、そのための監視体制を強化する。

さらに、特に個体数が減少した種や地域を代表する種について、野生生物保護センター等を拠点として、生息状況調査、生息環境の改善・整備等を進めるとともに、必要に応じ、人工繁殖による個体数の回復と生息域への再導入を推進する。

3739 生息数が著しく増加し農林業被害や生態系の攪乱等の問題が生じている、又は生息数が著しく減少している野生鳥獣の個体群について、科学的・計画的な保護管理を推進する。そのために、野生鳥獣の生息状況のモニタリング、保護管理手法の普及、その中核的な担い手の確保・育成、個体数調整、防護柵等の被害防止施設の設置等の取組を進めるとともに、植生管理、採餌・繁殖条件の確保等の生息環境の保全・整備事業を推進する。また、これらの保護管理及び普及啓発のための拠点の整備を進める。

また、水鳥類の鉛中毒を防止するための対策を推進する。さらに、民間活力の導入等により、地方公共団体と連携しつつ傷病鳥獣救護の体制を整備し、救護によって得られた情報を化学物質等による野生鳥獣への影響の把握等に活用する。

3740 国外や国内の他地域から持ち込まれた移入種による在来の生態系への影響を防止又は抑制するため、わが国の移入種問題への対応指針を早急に検討し、必要な措置を講じる。特に、閉鎖性が高く固有の生態系を有する島しょ地域等における影響の防止、希少種を捕食・駆逐する移入種への対策などの取組を推進する。また、マングース、ブラックバス等の駆除の緊急性の高い移入種については、各主体の協力を得て駆除事業を推進する。

3741 各種開発事業等の計画段階から、その実施が野生生物に及ぼす影響について、調査予測を行うなど環境保全上の検討を行い、希少種を始めとする地域の野生生物の保全のための適切な配慮を行う。希少猛禽類等については、その生態や生息状況等を踏まえつつ開発事業等に際して適切な措置が講じられるよう特に配慮する。このため、希少猛禽類等の生態や生息状況についての情報の蓄積を進める。

3742 野生生物の保護管理は、多くの場合地域住民の生活や農林業と密接な関係にあることから、上記のような取組に当たっては、野生生物の生態等に関する科学的なデータ等を踏まえ、地域住民、地方公共団体、民間団体、専門家等関係する主体が、地元協議会等を通じ合意形成を図りつつ協力して保護管理に取り組むよう、特に配慮する。

3743 (6) 自然とのふれあいの推進

3744 人が生態系の一構成要素であることを認識し、自然との共生への理解を深めるためには、自然とのふれあいを確保することが重要である。自然とふれあい、心のやすらぎや感動を得ることは、自然との関わりが少ない生活をおくるなかで人間性を回復するための必須条件であり、また、自然に対する理解を深め、環境を大切にする気持ちを育むためにも不可欠である。

このため、日常生活や余暇活動など様々な機会を通じ、人々が自然との豊かなふれあいを重ねることができるよう、以下の施策を推進する。

その際、自然とのふれあいが環境教育・環境学習の推進にも寄与するよう、自然の仕組み、人間の活動が環境に及ぼす影響、人間と環境の関わり方、その歴史・文化等について幅広く理解が深められるようにするとともに、知識の伝達だけでなく、自然とのふれあいの体験を通じて自然に対する感性や環境を大切に思う心を育てることを重視する。

また、これらの施策の推進に当たっては、地方公共団体、民間団体、民間事業者、ボランティア等の様々な主体の参加と連携を図ることが重要であり、そのための取組を進める。

3745 地域の特性に応じて、自然探勝、野生生物観察、風景鑑賞、保健休養、生きものと親しむ等様々な形での自然とのふれあいを確保するため、必要な施設の計画的な整備を進める。特に国立公園等の重要な地域については、総合的かつ計画的に用地取得・施設整備を進めるとともに、管理運営体制を適切に整備する。また、自然公園の民間事業者への助成措置の充実、利用拠点でのバリアフリー対策を進める。

さらに、里山林、谷津田、屋敷林等において、二次的自然とのふれあいの場として活用するため、生きものと親しむ場や自然歩道等の整備を進める。

その際、特に充実したサービスに対する費用徴収、地域住民の協力を得るための助成措置を含め、地域や利用者等の連携・協力による適切な管理を展開する。また、近年登山利用が激増している中高年層の利用に配慮する。

3746 自然観察会の開催、自然体験活動プログラムの実施、野外教育等を通じ、自然とふれあう機会の提供等を促進する。

3747 自然公園のビジターセンター等の施設やボランティア等の活動を通じ、様々な自然とのふれあいの場やその利用方法等についての情報提供を進める。また、自然の中でのマナー、自己の責任における安全の確保などについての普及を図る。

3748 自然に対する感性の育成、自然に対する理解の深化等の目的に応じ、活動の内容、方法、手順等を示す活動プログラムの充実を図るとともに、その企画、調整、実践等に必要となる様々な役割に応じた人材を確保するため、研修、人材登録等の事業を進める。

さらに、自然体験活動を総合的に展開するための環境学習の拠点づくりを進める。

3749 国立公園等の豊かな自然環境を有する地域等において、自然環境を破壊することなく自然を体験し、自然についての理解を深めるため、エコツーリズムを推進する。このため、(ア)自然環境を案内する者(ネイチャーガイド)の育成・確保、(イ)適切な活動の推奨、(ウ)情報拠点等の施設の整備、(エ)地方公共団体、民間団体、事業者等で構成され、利用ルールの協議、情報の集約・提供等を行う協議会の整備、等に係る取組を進める。

3750 自然とのふれあいの確保の観点から都市と農山漁村の交流の一環として農山漁村地域における滞在型の余暇活動(グリーン・ツーリズム)等を進めるとともに、分収林制度や協定等を活用し、公的機関や国民参加による森林整備を促進する。

3751 自然とのふれあいを図るための資源として、温泉の適正な保護及びその健全な利用を確保する。

3752 (7) 共通的事項等

3753 以上に掲げた施策の基盤となる、自然環境に関する調査研究、情報整備の推進、各種施策に共通的に関わる社会資本整備等の事業における配慮、その他の事項について、以下の施策を推進する。

3754 人と自然との共生に係る施策の基盤となる、自然環境の現状と時系列的变化を把握するため、自然環境や生物多様性に係る基礎的調査の充実を図る。

その際、調査研究に必要な人材の育成確保、既存の博物館、調査研究機関や専門家等

のネットワーク化、民間活動の活用等により調査体制の確立を図るとともに、これら調査研究を担う各主体間の交流を深め、調査研究の精度・信頼度の向上を図る。

- 3755 わが国の生物種の現状を示すとともに、野生動植物の分布等各種調査研究の基盤情報となる野生生物目録（インベントリ）の作成・提供を進める。
また、わが国の生物多様性の歴史と現状を示す貴重な資料であり、遺伝子資源である野生生物の標本資料を体系的に保存する施設の充実と、標本作製・分類・管理に従事する専門的技術者の育成を図る。
一方、生物多様性に関する情報の高度利用と流通の促進を図るため、生物多様性条約クリアリングハウス（情報交換）メカニズムの要請も踏まえ、様々な主体からの生物多様性関係情報の収集、各種資料の電子化の推進等を行い、生物多様性センターにおいて構築された「生物多様性情報システム」の機能強化と国際的な情報流通拠点としての充実を図る。
さらに、集積された種々の自然環境や生物多様性に係る情報を、流域等を単位として解析、評価し、広く提供することにより、各種計画・事業の環境配慮のための基礎資料とするとともに、合意形成に資する。
- 3756 社会資本整備等の事業の実施に当たって、環境影響評価の実施により、事業や地域の特性に応じて、生物の多様性の保全や人と自然との豊かなふれあいの確保の視点から、必要に応じて、適切な環境配慮を行う。また、生態系の構造が複雑で、変化するものであることから、当該事業により影響を受けることが予測される場合は、自然環境への影響を継続的に見ながら柔軟に保全対策等を講ずる。
- 3757 ナショナルトラスト活動や緑化・美化清掃をはじめとしたボランティア活動等の民間環境保全活動を促進するため、税制措置・緑化協定等を活用する。
- 3758 動物の愛護・管理の推進に関し、動物取扱業者の把握、取扱業の適正化等の取組を推進するとともに、動物愛護推進員やその活動を支援する行政、関係団体等からなる協議会等の各主体の連携により、動物の飼い主が愛護管理責任を果たせるよう支援する体制を整備する。

3758 第2節 各種施策の基盤となる施策

環境政策の共通の基盤については、戦略的プログラム等において示した内容に加え、以下の施策を推進する。

3759 1 環境影響評価等

3760 国等の施策や事業の策定・実施に当たって、あらかじめ環境保全上の配慮を行うことは、総合的な環境保全を図るために極めて重要である。この考え方は、国内外において広く認識され、定着してきている。

環境影響評価の実施をはじめとして、環境保全上の配慮を一層徹底するため、以下の施策を推進する。

3761 (1) 国の施策の策定等に当たっての環境保全上の配慮

環境保全上の支障を未然に防止するため、環境に影響を及ぼすと認められる国の施策の策定・実施に当たっては、環境保全の観点から検討を行い、環境保全に配慮する。

3762 (2) 公共事業の計画段階等における環境保全上の配慮

国の実施する社会資本等の整備のための公共事業については、戦略的プログラムを踏まえ、計画段階からその実施が環境に及ぼす影響について調査予測を行うなど環境保全上の検討を行い、適切な配慮を実施する。

3763 (3) 環境影響評価の実施

規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業の実施に当たり、国においては、環境影響評価法等に基づき確かな環境影響評価の推進に努めてきたところであり、その適正な運用に一層努める。また、地方公共団体においても条例等に基づき、地域の実情に応じて環境影響評価が実施されている。

3764 (4) 総合的な調査研究の推進等

国等の施策や事業の策定・実施に当たっての環境保全上の配慮の徹底を図るため、環境配慮の在り方、手法等について調査研究をさらに進める。

3765 2 調査研究、監視、観測等の充実、適正な技術の振興等

3766 健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的発展が可能な社会を構築するため、国において調査研究及び監視・観測等の充実、適正な技術の振興を進め、その基盤整備を適切に行うとともに、地方公共団体、民間団体等における取組の支援等を実施する。

3767 (1) 調査研究及び監視・観測等の充実

3768 (ア) 調査研究の総合的推進

調査研究については、人文、社会、自然科学の幅広い分野の以下のような課題の調査研究を国際的な視野に立ち、産学官連携の下、総合的に推進する。なお、複数の関係省庁にまたがる政策課題については、必要に応じ一体的な取組を行う。

廃棄物の排出等に係る環境への負荷及びその原因となる社会経済活動の総合的把握に

関する課題

持続可能な開発の実現に向けた革新的な政策手法の開発や環境政策立案のための戦略研究

地球規模の諸現象等環境の変化の機構の解明、影響の予測等に関する課題

社会経済活動による大気、水等の環境の複数の構成要素を通じた長期的複合的な環境リスクの解明と評価に関する課題

統合された環境・経済勘定システムの確立等の環境と経済との相互関係に関する課題

環境政策の国際的動向や実施効果の評価等に関する課題

不確実性を伴う環境変化に対応した政策決定の在り方に関する課題

戦略的プログラムにおいてそれぞれ位置付けられた課題

大規模な基礎研究に対する総合的取組に関し、産学官の連携の下、次世代の環境保全技術の基礎となる「知的資産」を蓄積するための基礎的・基盤的研究を重点的に実施する。

3769 (イ) 監視・観測等の体制整備

監視・観測等については、個別法等に基づき着実に実施する。監視・観測等に係る計画の作成・実施、結果の整理・解析・評価・公表に至る過程が適切に行われるとともに、環境問題の態様の変化に的確に対応できるよう、実施体制の整備に努める。

3770 (ウ) 広域的、全地球的課題への的確な対応

特に酸性雨や海洋汚染等の広域的に影響が及び分野の調査研究、監視・観測等においては、広域的な物質の移流、拡散、生態系影響の的確な把握に努める。また、地球温暖化等の地球全体に影響が及び分野においては、大気圏、水圏、地圏、生物圏の間の物質等の循環に関する科学的知見の充実や広範な生態系影響の的確な把握に努める。

3771 (エ) 実施状況の体系的把握・整理等

国が実施又は関与している調査研究、監視・観測等については、実施状況を体系的に把握、整理する。また、地方公共団体、民間団体等が実施しているものについても可能な範囲で把握する。なお、必要に応じ連絡会議等を設置、活用すること等により、関連する調査研究、監視・観測等の相互の連携を進める。

3772 (オ) 総合的な実施体制

地球環境保全に関する調査研究、監視・観測等及びその他の調査研究、監視・観測等のうち総合的かつ計画的取組が必要な分野については、総合推進計画等を策定し、総合的な実施体制を確保する。

3773 (2) 適正な技術の振興

3774 (ア) 環境保全の取組を支える技術

環境保全に関する技術については、対象を広くとらえるとともに、技術を適用した場合の環境保全上の効果、他の項目に係る環境への影響等を総合的に勘案することにより、適正な技術を振興し、環境保全の取組を支える技術体系の確立を図る。

3775 (イ) 開発・普及の推進

省資源・省エネルギー技術、環境低負荷型生産技術、環境負荷処理技術、廃棄物処理・リサイクル技術、生物を活かした環境整備技術、景観調和型施設整備技術等の一層の開発・普及を図るほか、戦略的プログラムにおいて位置付けられた技術や人工衛星等によるリモートセンシング技術等の監視・観測等に係る技術、開発途上地域の実状に適した技術の開発にも努める。その際、機器、装置等のハードの技術のみならず、その効果的な使用方法等のソフトの技術も開発する。

3776 (ウ) 情報収集及び評価体制の整備

環境保全に貢献する適切な技術の普及に向け、環境研究・環境保全技術に係る情報収集を行うとともに、環境保全に関する技術を適用した場合の環境保全上の効果、寄与等について適切な評価を行い、施策に活用する。また、環境保全型の製品、技術等の開発・普及に資するため、製品、技術等の評価ヘライフサイクルアセスメント（LCA）の導入を進めるための手法・仕組みを提示する。

3777 (3) 国における基盤整備等

3778 (ア) 施設等の整備

調査研究、監視・観測等の充実及び適正な技術の振興のために必要な機材、施設等を適切に整備する。

・独立行政法人化に向けた国立環境研究所の在り方について検討し、具体的な制度設計に反映させるとともに行政と研究との連携体制を検討する。また、研究所から分離する環境研修センターにおける研修の充実等を通じた人材育成を推進する。

3779 (イ) 測定技術の高度化等

調査・測定等に係る信頼性の向上及び精度管理を進める。また、調査研究、監視・観測等に係るリモートセンシング技術、テレメトリ技術、微量計測技術等の科学技術の高度化に努めるとともに、航空機、船舶、衛星の整備・活用を図る。

3780 (ウ) 学術研究の推進、人材養成、関係機関の相互の交流等

人文、社会、自然科学の幅広い分野にわたる学術研究の推進を図るとともに、学術研究における地球環境問題への取組を強化するため、幅広い分野を総合化し、学問的基盤形成を担う研究体制を整備する。また、大学等における環境保全に関する教育の推進を図ることにより、調査研究、監視・観測等の充実及び適正な技術の振興に従事する人材を養成し、その質的、量的充実に努めるほか、環境に関する公的資格の活用を図る。さらに、調査研究、監視・観測等に関わる機関、従事する者の相互の交流・協力・連携を促進するとともに、調査研究、監視・観測等に関する情報を整備し、関係機関等において活用を図る。

3781 (エ) 民間の技術開発能力の活用

適正な技術の振興に当たっては、その内容に応じ、民間の開発能力を積極的に活用する。

3782 (4) 地方公共団体、民間団体等における取組の促進

3783 (ア) 交流・参加の推進

地方公共団体、公益法人、大学、民間における調査研究、監視・観測等の充実及び適正な技術の振興を支援するため、情報交換、人材交流を推進するとともに、必要に応じ、機材・施設等の共同利用、共同研究等を行う。

なお、地域におけるニーズに適切に対応するため、地方公共団体の環境・公害研究機関については、こうした取組の中核的機能を果たすことが期待される。

また、民間団体や一般国民による科学的調査に基づくきめ細かな情報も重要であり、課題に応じて調査研究、監視・観測等への民間団体や一般国民の参加を推進する。このため、参加を容易にする調査・測定方法等の開発・普及に努める。

3784 (イ) 測定等の技術支援

環境への負荷について、事業者自らの測定等の適正実施に係る技術支援等を進める。

また、調査・測定等に関与する民間の機関の調査・測定等に係る信頼性向上、精度管理を支援するため、適切な情報提供を行うとともに、技術士（環境部門等）等の資格制度の活用等を進める。

3785 (5) 成果の普及等

調査研究、監視・観測等の成果については適切に公表し、その普及に努めるとともに、環境情報としての活用も図る。

また、すぐれた環境保全技術の普及が進む社会システムを構築するため、環境保全技術に関する情報の整備、活用を推進するとともに、普及阻害要因等についても検討し、普及のためのプログラム等の作成、国における率先利用、必要かつ適正な経済的助成措置その他の措置の活用等を推進する。

3786 3 環境情報の整備・提供

3787 環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、環境情報を体系的に整備し利用を図っていくことが必要である。また、環境教育・環境学習の振興や事業者、国民、民間団体による自発的な環境保全活動の促進に資することを含め、環境保全に関する様々なニーズに対応した情報が各主体に正確かつ適切に提供されることが不可欠である。

環境情報の整備・提供に当たっては、個人、法人の権利利益に配慮しつつ、適正な情報が効率的に提供され、できるだけ広い範囲で容易な利用が可能となるよう努める。

3788 (1) 環境情報の体系的な整備(収集、整理、加工)

環境情報は、環境の状況、環境への負荷、環境の変化の予測、環境保全の取組等を明らかにする上で重要であり、これに対するニーズ、その整備状況等を調査し、新たに収集、整理、加工すべき情報については、その所在等を踏まえた整備の方向を明らかにし、データベース化を体系的に推進する。整備状況等の調査結果については、情報源情報として活用する。

国が保有する環境情報のネットワーク化を推進するとともに、地方公共団体及び民間が保有する情報も含め、可能な範囲で環境情報を一括して整備する枠組みについて検討し、総合的な環境情報データベースの構築に努める。

3789 (2) 環境情報の国民等への提供

3790 (ア) 資料の提供

環境白書、環境情報要覧その他の資料の発表等を通じて、国民等に対する環境情報の提供を的確に実施する。その際、磁気媒体や通信システム等の多様な媒体を活用する。

3791 (イ) 環境情報提供システム

環境情報に係る国民等からの照会に対して迅速、的確に対応するシステムを整備する。また、総合的な環境情報データベースと地方公共団体、公益法人等とのネットワーク等を活用した提供システムの整備について検討する。

3792 (ウ) 環境情報拠点

各々の分野に応じた多様な環境情報を提供するため、環境情報センター、国立公園ビジターセンター等の拠点整備について検討する。

生物多様性センターにおいては、生物多様性情報整備の国内の拠点として、また、国際的な情報流通の拠点として「生物多様性情報システム」の機能の充実を図る。

3793 (3) 環境解析等システムの整備等

3794 (ア) 環境解析等システム

総合的な環境情報データベースを活用し、環境の状況の解析、予測、政策効果判定を行うシステムの整備について検討する。

- 3795 (イ) 環境統計
統合された環境・経済勘定システムの確立に関する研究の成果等を踏まえ、関連する環境統計の整備を推進する。
- 3796 (4) 国における基盤整備
- 3797 (ア) 施設等の整備
環境情報のネットワーク化を含め、環境情報の整備・提供のために必要な機材、施設等を適切に整備する。
- 3798 (イ) 人材養成
大学等の教育機関との連携の確保等により、環境情報の整備・提供に従事する人材を養成し、その質的・量的な充実に努める。
- 3799 (5) 地方公共団体、民間団体等における環境情報の整備等の支援
- 3800 (ア) 地域環境情報拠点
地方公共団体による地域環境情報の体系的整備を促進するため、地域環境情報拠点の整備を支援する。
- 3801 (イ) 情報ネットワーク
民間団体等の自発的な活動により得られた環境情報の整備等を支援する。
また、通信システムを用いた国、地方公共団体、民間団体等のネットワーク化を進める。

3802 4 公害防止計画

公害が著しい地域等において、公害防止計画を策定し、関係主体の緊密な連携の下に、施策相互の有機的な連携を図りつつ、公害の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

公害防止計画の策定は、環境基本計画を基本とし、策定の指示に際しては、以下の点に配慮する。また、公害防止計画の策定指示の要件の明確化を図る。

地域において改善を図るべき課題について、環境負荷の状況等の分析を踏まえ、計画上、改善の目標とその達成のために講ずべき公害防止対策事業を明確に位置づけ、その効果的実施を図ること。

今日の公害問題の多くが通常の事業活動や日常生活一般などの社会経済活動に起因していることに鑑み、公害防止対策事業と地域における環境基準等の達成・維持を図るための規制等の施策を適切に組み合わせた政策パッケージを形成すること。

すべての主体が公平な役割分担の下に緊密に協力、連携しつつ、自主的積極的に環境保全に取り組むための基盤を整備すること。

自然環境の保全、地球環境の保全についても十分配慮すること。

環境上の負の遺産の解消と環境の再生に配慮すること

首都圏等の大都市圏等においては、広域的な環境問題が生じており、その解決のため広域的な観点から環境負荷の低減を図っていく必要性が高まっている状況を踏まえ、隣接する地域の計画間の連携を確保すること。

環境保全に係る他の法定計画等との整合を図ること。

公害防止計画の達成に必要な地方公共団体の施策について国は可能な限り支援に努めること。

3803 5 環境保健対策、公害紛争処理、環境犯罪対策

公害による健康被害については、予防のための措置を講じ、被害の発生を未然に防止するとともに、被害者に対しては、汚染者負担の原則を踏まえて迅速かつ公正な保護及び健康の確保を推進する。

また、公害紛争処理について、紛争の態様に即した迅速かつ適正な解決を推進するとともに、住民の生活環境を保全し、将来の公害紛争を未然に防止するため、公害苦情の態様に即した適切な処理を推進する。

さらに、産業廃棄物の不法投棄を始めとする環境犯罪については、その根絶を目指して監視等を強化する。

3804 (1) 健康被害の救済及び予防

3805 (ア) 被害者の救済

「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、認定患者に対する補償等を行い、その迅速かつ公正な救済を図る。

水俣病対策については、平成7年12月15日の閣議了解を踏まえ、総合対策医療事業、地域再生・振興等を着実に実行していく。また、わが国の経験や技術を活かして、国立水俣病総合研究センターを拠点に国際共同研究や、国内外に対する情報発信を行う等、積極的に国際的な貢献をしていく。

3806 (イ) 被害の予防

大気汚染による健康被害を予防するため、公害健康被害補償予防協会に置かれた基金により、健康被害予防事業を展開する。また、健康被害の未然防止を図るため、環境保健サーベイランスシステムにより、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察するとともに、大気汚染種調査研究を進める。

3807 (2) 公害紛争処理等

3808 (ア) 公害紛争処理

近年の廃棄物関係等の多様な公害紛争の増加にかんがみ、公害に係る紛争の一層の迅速かつ適正な解決に努める必要がある。このため、「公害紛争処理法」に基づき、あっせん、調停、仲裁及び裁定を適切に実施する。

3809 (イ) 公害苦情処理

「公害紛争処理法」に基づく地方公共団体の公害苦情処理が適切に運営されるよう、適切な処理のための指導、情報提供を行う。また、国の行政機関における公害苦情の受理及び処理を適切に実施する。

3810 (3) 環境犯罪対策

環境犯罪に対する刑罰法令の適用が実効性をもって推進されることが可能となるよう、取締体制を整備するとともに、迅速、円滑な刑罰法令の適用を可能とする法令の見直しを図るほか、環境犯罪を事前に抑止する経済システムの確立を目指すため、以下の施策を推進する。

3811 (ア) 監視、取締体制の整備

環境を汚染・破壊する行為の未然防止のため監視体制の強化を図るとともに、そのような悪質な行為等の環境犯罪に対する取締体制の整備・強化と実効性のある取締りが確保されるよう実態に基づいた制度の見直しを図る。

3812 (イ) 環境犯罪を許さない意識の醸成

行政関係機関、環境保護団体、事業者団体等の連携を強め、各種広報啓発活動を積極的に行い、廃棄物を排出する事業者等の遵法意識を高めるとともに、広く国民の間に、環境犯罪を許さない意識を醸成する。

3813 (ウ) 排出事業者による原状回復責任の強化

低コストで違法な廃棄物の処理を行う業者への委託を抑止するため、責任が履行されずに不法投棄等を招いた場合には、委託者が原因者の一人として原状回復責任を負う排出事業者責任制度の徹底を図る。

3814 6 技術開発等に際しての環境配慮及び新たな課題への対応

新しい技術の開発・利用に伴い、新たな環境影響の可能性が指摘されている。このため、技術の利用に伴う環境への影響のおそれが予見される場合には、環境に及ぼす影響について、技術開発の段階から十分検討し、未然防止の観点から必要な配慮がなされるよう、適切な施策を実施するよう努める。また、先端技術の成果の環境保全分野への応用を積極的に進める。

これらのほか、前節までに記述された課題以外のもので、今後、人の活動による環境への負荷により環境が悪化するおそれが生じる場合には、科学的知見の充実の下に、予見的アプローチを用いて、環境への影響を未然に防止するための施策を実施するよう努める。

3815 7 快適な環境（アメニティー）の確保

3816 持続可能な社会の構築のためには、地域づくり等において快適な環境（アメニティー）を確保することが重要である。そのためには、各主体の公平な役割分担の下での自主的積極的な参加の下、「循環」と「共生」の考え方を基調として環境保全の取組を進められることが重要であり、その一環として、豊かな自然環境を積極的に確保するため、以下のような多様な取組を推進する。

3817 (ア) 良好な大気の確保

静寂で澄んださわやかな大気を確保するため、地域住民等の参加も得つつ、光や視程等をも含め、良好な大気に係る環境の状態のあり方を検討するとともに、身近な大気環境の状況について調査を行う。また、緑化をはじめとする地域の自主的積極的な取組を促進する。

3818 (イ) 良好な水域の生態系の確保

清浄で豊かな水、多様な生物相等からなる水域の生態系を確保するため、水域の水質・水量、水生生物、周辺植生を一体的にとらえて、地域住民の参加も得つつ、河川、湖沼、海岸、干潟等の水辺地を維持管理するための施策を検討する。

3819 (ウ) 景観保全

各地域の特性に応じて、各種の施設整備等に際して地域の自然環境との調和に配慮した景観保全を図るための取組を進める。

3820 (エ) 歴史的環境への配慮

文化財保護等の各種制度を活用し、自然環境と一体をなしている歴史的環境についても、その保全を図る。

3901 第3節 各主体の自主的・積極的取組に対する支援施策

3902 国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等のあらゆる主体が、「第2部2(4)あらゆる主体の参加」で示した考え方に基づき、以下の取組を推進することによって、あらゆる主体が持続可能な経済社会の構築に参加する社会を実現する。

3903 1 各主体の取組

3904 (ア) 国民の取組

人間と環境との関わりについての理解を深めるよう努める。

再生紙等環境への負荷の少ない製品やサービスの選択、不要不急の自家用乗用車使用の自粛、節電等による省エネルギー、洗剤の適正な使用等の生活排水対策、ごみの減量化、リサイクルのための分別収集への協力等により、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める。

地域のリサイクル活動、緑化活動や環境美化活動への参加等により地域の環境保全に努める。また、民間団体の活動への参加・支援を通じ地球環境保全の取組に参加する。

この他、国、地方公共団体が実施する環境保全施策に協力する。

3905 (イ) 民間団体の取組

緑化活動、リサイクル活動、ナショナルトラスト活動、住民・事業者・地方公共団体と協力して積極的に地域環境を保全するための事業を進める活動(グラウンドワーク活動)等、地域の環境保全のための活動を行う。

開発途上地域における植林、野生生物保護、公害対策等の活動、国際的な交流等の国際的活動を行う。

自然環境の状況に関する調査研究、環境汚染の影響に関する調査研究、環境政策に関する研究等の環境保全に関する調査研究を行う。

環境教育・環境学習の活動、国民・事業者等の行動の促進のための啓発活動を行う。

この他、他の主体とも協力・連携を図りつつ、環境保全のための多様な取組を行う。

3906 (ウ) 事業者の取組

再生資源等環境への負荷の低減に資する原材料等の利用に努める。また、共同輸配送等合理化された物流サービス等の環境への負荷の低減に資する役務の利用に努める。

汚染物質の排出削減、廃棄物の減量化及び適正処理、資源及びエネルギーの利用の効率化、開発行爲に際しての環境配慮等により事業活動に伴う環境への負荷を低減する。

製品等の原料採取、製造、流通、消費、廃棄等の各段階における環境への負荷が低減されるよう、ライフサイクルアセスメント等を実施し、全段階における環境への負荷を視野に入れた製品開発を行う。また、環境ラベル等により、製品等に係る環境への負荷についての消費者への情報提供を進める。

さらに、製品が廃棄された後の適正処理等環境への負荷の低減に努める。

所有地を中心とする緑化、地域の美化運動への参加等の地域の環境保全の取組を進める。

技術移転等の国際協力を進めるとともに、海外における事業活動や貿易に際して環境配慮を行う。

環境保全のための投資の拡充、技術開発に努めるとともに、環境保全に関する事業活動への取組を進める。

職員に対する環境教育及び環境保全活動の推奨等に努める。

環境保全に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成、担当部署の設置等の体制整備及びこれらの監査の実施等からなるISO14001(環境マネジメントシステムの国際標準)や環境活動評価プログラムを自主的に進める。

環境報告書等の作成・公表により、事業活動に係る環境への負荷及びその低減のための取組についての情報開示・提供を進める。

この他、国、地方公共団体が実施する環境保全施策に協力する。

3907 (エ) 地方公共団体の取組

地域づくりにおいて、地域の自然的社会的条件に応じて、汚染の防止はもとより、リサイクルの促進等により環境への負荷を低減していく。また、地域の自然とのふれあいの確保、快適な環境(アメニティ)の確保の一環としての自然環境の保全等により、恵み豊かな環境を保全する。

事業者、住民、民間団体との緊密な連携を図りつつ環境保全を進める。このため、環境教育・環境学習の場や機会の拡大、人材の育成等により環境教育・環境学習や環境保全活動を推進するとともに、情報の提供を進める。また、事業者の環境保全対策を指導し、促進する。

周辺地方公共団体や国とも連携、協力しつつ、流域を考慮した水環境の保全など広域的な視点からの取組を進める。

これまで培ってきた環境の保全に関する知見を活かした国際協力等の取組を進める。

地域の環境保全に関する基本的な計画の策定等により施策を総合的かつ計画的に進める。

事業者・消費者としての環境保全に関する行動を、引き続き、率先して実行するとともに、通常の経済活動の主体としての活動以外の活動についても、環境配慮を幅広く積極的に織り込んでいくが期待される。

なお、市町村は基礎的な地方公共団体として、地域づくりにおける取組をはじめ多様な施策を実施する。都道府県は主として広域にわたる施策の実施や市町村が行う施策の総合調整を行う。

3908 (オ) 国の取組

この環境基本計画のほか、問題の性質に応じて、環境基準等の環境保全の目標を設定するとともに、法律に基づく基本方針・指針やガイドライン等の形で、環境保全に関する施策の方向や全体像、各主体の役割分担の在り方等を必要に応じて提示する。

各種政策手法の適切な活用により、各主体の行動の基盤づくりを実施する。

事業者、国民、民間団体の自主的積極的行動を促進するため、環境教育・環境学習の推進、環境マネジメント並びに環境保全活動の評価及び情報開示・提供の促進、民間活動の支援、情報提供等を進める。

地方公共団体が自主的積極的に実施する環境保全施策について、必要な財政上の措置、技術的支援に努める。

地球環境保全等に関する国際的な取組を進める。

環境に影響を及ぼすおそれのある各種施策の策定・実施に際して環境保全に配慮する。

事業者・消費者としての環境保全に関する行動を、引き続き、率先して実行するとともに、通常の経済活動の主体としての活動以外の活動についても、環境配慮を幅広く積極的に織り込んでいく。

3909 2 各主体の自主的積極的行動の促進に係る施策

3910 (1) 環境教育・環境学習等の推進

環境教育・環境学習について、学校教育、社会教育等の場において以下のような施策を推進する。

3911 (ア) 学校教育における環境教育

学校における環境教育は生涯学習の一環であり、その基礎的部分として重要である。

児童生徒が環境問題を正しく理解し、環境を大切に作る心や態度を身に付け、環境の保全やより良い環境づくりに主体的に取り組むことができるよう、小学校、中学校及び高等学校の各教科、道徳、特別活動等において、児童生徒の発達段階に応じた環境に関する学習を推進する。特に、児童生徒の主体的な活動を通じて理解を深めていく過程を重視する観点から、目的意識をもった観察・調査、自然とのふれあいや環境保全活動への参加などの体験活動を積極的に推進する。また、新学習指導要領により新設した「総合的な学習の時間」においても、体験的な学習や問題解決的な学習を通じて、環境問題について、より横断的かつ総合的に学習できるよう支援する。さらに、児童生徒の発達段階に応じた教育を効果的に行うため、研修等により教員の環境教育に関する資質の向上を図るとともに、指導方法の開発・改善・普及を進める。なお、リサイクル等への理解を深める契機とする観点から、国が作成している一部の教科書についても再生紙の使用を進める。

また、大学においては、環境問題に関する教育研究体制の整備充実を図り、必要な人材育成に努める。

3912 (イ) 社会教育その他多様な場における環境教育・環境学習

3913 人材の育成

環境教育・環境学習の具体的な企画を行う役割を担う人(プランナー)、活動の場で参加者の自発的行動を上手に引き出したり促進したりする役割を担う人(ファシリテーター)、様々な人、組織やネットワーク作りを調整する役割を担う人(コーディネーター)の育成を推進する。

国の研修施設におけるプログラムの充実、地方公共団体の学習ネットワークを支える人材や自然の仕組みの学習に関する指導者、環境教育を職業とする専門家等の育成、技術士等の公的資格を持つ者や環境カウンセラー制度等を通じた民間の環境専門家の活用等を推進する。

3914 プログラムの整備

地方公共団体におけるモデル的な環境教育・環境学習プログラム整備の促進、国の施設における先進的なプログラムの整備、総合的な学習の時間のニーズに対応可能な教材等の支援等を推進する。

3915 情報の提供

環境教育・環境学習を進める上で基盤となる情報の収集及び提供の推進、環境ラベル制度、グリーン購入関連情報等の消費者や事業者の製品選択に必要な情報の提供等を推進する。

3916 環境教育・環境学習の場や機会の拡大

地域の各種施設の環境教育・環境学習の拠点としての活用の促進、国の施設における先進的な各種主体の交流事例の紹介及び促進、多様な自然環境の保全と自然とのふれあいを通じた環境教育・環境学習の場としての活用、こどもエコクラブ事業等の全国的及び広域的な観点からの学習機会の提供等を推進する。

3917 各主体の連携

民間における各主体の連携の促進、国におけるパートナーシップの先進的なモデル事業の実施、環境教育担当組織の強化、環境教育を担う各省庁の連携を強化する場を恒常

的に持つこと等を推進する。

3918 事業者等による取組

企業内教育のための情報提供、環境報告書の作成・公表や環境ラベリング等の事業者における自主的取組の促進、野外体験、自然体験、エコツアー等の様々な体験学習活動機会を提供する民間事業者との連携を推進する。

3919 国際協力

国際会議等を通じた国際的連携の強化、開発途上国を対象とした人材育成や教材開発等の環境教育支援プロジェクトの実施等を推進する。

3920 (ウ) 広報の充実

環境の日(6月5日)を中心として地方公共団体、民間団体等と協力して様々な行事を展開するとともに、様々な情報媒体を活用し、広報を充実する。

3921 (2) 環境保全の具体的行動の促進

3922 (ア) 自主的な環境マネジメントの促進

事業者による自主的な環境保全に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成、体制の整備及びこれらの監査の実施等からなるISO14001について、情報提供、低利融資、研修等の認証取得支援を引き続き行うとともに、環境活動評価プログラムの普及等を進める。

3923 (イ) 環境保全活動の評価及び情報開示・提供の促進

環境に配慮した事業活動の成果について適切に評価するため、環境パフォーマンス評価、環境会計、ライフサイクルアセスメント(LCA)等の手法について調査研究を進め、その普及を図る。

また、消費者等への情報開示・提供を進めるため、事業者による環境報告書の作成・公表を促進するとともに、環境ラベリング事業の適切な指導等により環境への負荷の少ない製品の推奨等を進める。

3924 (ウ) 民間団体の活動の支援

税制措置の活用や、地球環境基金等の関係制度の活用等により、国際環境協力、環境教育・環境学習、ナショナルトラスト活動、民間団体間の国際的パートナーシップの形成等、民間団体の環境保全に関する多様な活動を支援する。

3925 (3) 情報の提供

環境の状況、個別の社会経済活動による環境への負荷や、環境保全の取組、環境教育・環境学習の機会等に関する情報を適切に提供する。

このため、データベースを作成し、事業者、地方公共団体、民間団体、活動拠点等とネットワーク化して情報提供を行うシステムを整備する。

このほか、この計画の前章第6節に掲げる施策を進める。

3926 3 社会経済の主要な分野における役割

3927 各主体の一般的な役割については、本節1で提示したところであるが、物の生産・販売・消費・廃棄、エネルギーの供給・消費、運輸・交通等の社会経済活動の各分野の特性に応じて、各主体が担う役割を提示する。これに沿って、地方公共団体、事業者、国民等の各主体が自主的積極的に行動を進めることが期待される。

3928 (1) 物の生産・販売・消費・廃棄

農林水産物、工業製品、建築物等は、原料採取、生産段階において不用物排出、土地改変等の環境への負荷を発生するとともに、販売、消費、廃棄の段階において廃棄物等を発生する。一方、農林水産業は自然の物質循環を活用した産業であり、その適切な活動を通じて環境保全能力が維持される。

したがって、環境への負荷の少ない原材料の使用、原料採取・生産段階での環境への負荷の低減、環境への負荷の少ない製品等の製造、販売・消費段階での環境への負荷の少ない製品等の選択、廃棄物の適正処理やリサイクルの推進、資源利用の節約による環境への負荷の低減とともに、農林水産業における環境の適切な維持管理、土木建築事業における環境保全に配慮した事業の実施が重要である。

3929 (ア) 生産者の役割

環境への負荷の少ない原材料の使用、生産段階での環境への負荷の削減、廃棄物の発生抑制・適正処理、消費・廃棄段階等での環境への負荷の少ない製品の生産等、原料採取から廃棄段階までを視野に入れた負荷低減対策等を進める。

3930 農林水産業者

農林水産業は、他の産業活動とは異なり、生産力の基礎を自然の物質循環の中に置いており、森林の適正な整備を通じて環境を維持・形成するなど環境を積極的に管理し、その適切な活動を通じて環境保全能力が維持されるという役割を持つ。

農業においては、環境への影響に配慮した施肥基準、防除要否の判断基準の見直し等による農薬や化学肥料等の節減、家畜ふん尿等のリサイクル等を基礎とする環境保全型農業、農地周辺の生態系保全等を進める。

林業においては、持続可能な森林経営を一層進めるよう努めるとともに、育成単層林施業、育成複層林施業、天然生林施業による適正な森林の整備及び保安林等における適正な施業を通じた森林の持つ環境保全能力の高度発揮等を進める。

水産業においては、水産資源を維持・管理し、持続的に利用する資源管理型漁業、つくり育てる漁業を進めるほか、干潟、藻場をはじめとする漁場保全等を進める。

また、必要に応じ、民間活動とも連携しつつ、伝統的な営農手法や里山の管理等の維持を図る。

3931 鉱業者

原料採取等に際しての環境負荷の低減、採取跡地の適正管理や緑化等の環境への配慮を行う。

3932 製造業者

再生資源等環境への負荷の少ない原材料等の利用、低負荷型の生産方式の採用等による生産段階での環境への負荷の低減、廃棄物発生抑制・リサイクル・適正処理、製品の長寿命化、モデルチェンジの適正化、消費・廃棄段階等での環境への負荷の少ない製品等の開発・生産等を進める。また、製品等が廃棄された後の適正な処理やリサイクルにも努める。

3933 建設業者

発注者と連携し、省エネルギー型建築（断熱材使用、通風の活用、太陽光発電等）周辺や屋上の緑化、水利用の合理化、合併処理浄化槽設置など環境への負荷の少ない生態系に配慮した建設を行うとともに、環境への負荷の少ない原材料の使用、環境保全に配慮した工事の実施、建設業に係る指定副産物等のリサイクル、廃棄物適正処理等を進める。

3934 (イ) 販売者（卸・小売業者等）の役割

品ぞろえの際の配慮等による環境への負荷の少ない製品等（不動産を含む。）の販売、

過剰な包装材の使用削減、消費者からの再生資源の回収等によるリサイクル、廃棄物の減量化・適正処理、物流システムの合理化等を進める。

3935 (ウ) 消費者の役割

製品の購入等に際して、環境保全に資する製品や環境への負荷の少ない製品等の選択、過剰包装の辞退、環境への負荷の少ない建築物等の発注等に努めるとともに、その使用に際して、長期間使用等環境への負荷が低減されるような適正な方法での使用に努める。また、廃棄物の発生抑制や分別収集への協力によるリサイクル等を進める。

3936 (エ) 再生資源業者・廃棄物処理業者の役割

静脈産業を担い、環境保全に重要な役割を果たす。廃棄物の排出者の協力を求めつつ、リサイクル、廃棄物の適正処理等を進めるとともに、処理・処分に伴う環境への負荷の低減に努める。

3937 (オ) 国・地方公共団体の役割

汚染物質排出、廃棄物処理、農薬使用等に係る規制的措置を適切に実施することはもとより、リサイクル促進その他各種の指導等を実施するとともに、廃棄物の発生抑制やリサイクル推進のための経済的措置を必要に応じ適切に活用する。また、廃棄物処理施設等の公共的施設を整備する。

ライフサイクルアセスメント、環境ラベル、環境適合設計の手法等に関する調査研究及びその普及、環境保全型商品の推奨や情報提供等を実施する。また、再生資源業者・廃棄物処理業者の適切な指導等を実施する。さらに、農薬や化学肥料等の節減等を進める環境保全型農業を促進する。

これらのほか、地方公共団体は、廃棄物の適正処理に必要な措置を実施する。

一方、公共事業に際しては、環境影響評価等を適切に実施するとともに、河川整備、農業農村整備、漁港整備、港湾整備、道路整備、海岸整備、空港整備等において、生態系の重視や太陽光利用等、環境保全に配慮した事業を進める。また、リサイクル、環境への負荷の少ない原材料の使用を進めるとともに、環境への負荷の少ない新技術の開発を推進する。

3938 (2) エネルギーの供給・消費

経済活動のあらゆる局面がエネルギーに関係しており、その供給から消費の過程で各種の環境への負荷を発生する。生産活動、消費生活等の各分野において、環境への負荷の少ないエネルギーへの移行、省エネルギー等を進め、環境への負荷を低減することが必要である。なお、運輸・交通については、次項で一括して記述する。

3939 (ア) エネルギー供給事業者等の役割

低負荷型の生産方式の採用等による事業活動における環境への負荷を低減する。

発電効率向上等エネルギー転換効率の向上、天然ガス等の利用、太陽光・風力等の開発導入を進める。また、原子力の開発利用については、二酸化炭素排出抑制に資することから、原子力基本法等に基づき、放射性廃棄物の処理処分対策等を充実させつつ、安全性の確保を前提として進める。

さらに、需要側とも連携しつつ、コージェネレーション（熱電併給システム）等分散型電源の導入、夜間電力を利用する蓄熱システム導入等の電力の負荷平準化、下水排熱等未利用エネルギー利用、廃棄物焼却余熱の利用等を進める。

3940 (イ) エネルギーを消費する事業者の役割

製造業等において、省エネルギー型設備の導入、エネルギー管理体制の充実、余剰エネルギーの工場外での有効利用、省エネルギー型製品の開発及び導入等を進める。

農林水産業等において省エネルギー型設備、機器の導入、小水力やバイオマスエネルギー等の自然エネルギーの利用等を進める。

オフィス等において、建築物の熱の損失防止等のための的確な設計、施工及び管理、太陽光発電、燃料電池、コージェネレーションの導入、ヒートポンプ蓄熱システムの導入、省エネルギー型設備、機器の導入、無用なエネルギー消費の防止を進める。

3941 (ウ) 一般消費者の役割

省エネルギー型機器の導入、無用なエネルギー消費の防止、エネルギー効率の高い住宅用機器の利用、住宅の断熱構造化、太陽光発電、太陽熱温水器等の利用等を進める。

3942 (エ) 国・地方公共団体の役割

汚染物質排出等に係る規制的措置を適切に実施することはもとより、事業活動、国民生活におけるエネルギー消費効率向上に向けた取組を促進する。このため、省エネルギーに資する設備投資、技術開発等に対する支援等を引き続き実施する。また、サマータイム(夏時間)の導入を検討する。

太陽光等の自然エネルギー、燃料電池等の環境への負荷の少ないエネルギーについて研究開発を進めるとともに、その導入を促進する。また、分散型電源であって、環境への負荷の少ないものの導入を引き続き推進する。さらに、未利用エネルギーの活用等を進める。

3943 (3) 運輸・交通

3944 人、物を移動させる過程で環境への負荷が発生しており、自動車をはじめ多様な交通手段から発生する環境への負荷を低減することが必要である。個々の交通機関からの環境への負荷の低減、環境への負荷の少ない交通機関の選択、物流・人流の合理化、交通流の円滑化等の自動車交通需要を調整・低減など交通に係る環境保全対策が重要である。

なお、環境への負荷の少ない交通に向けて重点的に取り組むべき事項については、前章第3節の記述に従い取組を進める。

3945 (ア) 運輸事業者の役割

- ・低公害車等の導入、最新規制適合車への代替、適切な点検整備の励行
- ・物流の合理化のため、荷主と連携しつつ共同輸配送、帰り荷の確保、物流施設の複合化・高度化の推進により、輸送効率の向上
- ・中長距離の物流拠点間の幹線輸送を中心とした鉄道・海運の積極的活用を通じ適切な輸送機関の利用の促進
- ・人流の合理化のため、環境負荷の軽減に配慮した鉄道、バス等公共交通機関の整備、利便性の向上
- ・鉄道及び航空機における騒音低減のため発生源対策等の促進
- ・海運における海洋汚染防止のための対策の促進等を進める。

3946 (イ) 自動車生産者及び燃料生産者の役割

- ・自動車生産者は、排出ガス基準を遵守するだけでなく、より低排出ガス・低燃費の自動車を早期に市場に投入する。
- ・燃料生産者は、燃料品質の規制の遵守だけでなく、より良質な燃料を積極的に市場に供給する。

3947 (ウ) 荷主等他の事業者の役割

- ・低公害車等の導入、最新規制適合車への代替、適切な点検整備の励行
- ・物流の合理化のため、運輸事業者と連携しつつ、情報化、共同輸配送、帰り荷の確保、輸送効率の向上
- ・中長距離の物流拠点間の幹線輸送を中心とした鉄道・海運の積極的活用を通じ適切な輸送機関の利用の促進 等を進める。

3948 (エ) 消費者、NGOの役割

- ・徒歩、自転車、公共交通機関等環境への負荷の少ない交通手段の選択
- ・不要不急の自家用乗用車使用を自粛するとともに、環境への負荷の低減に効果のある適切な方法での自動車使用、点検整備等を進める。
- ・NGOは、国、地方公共団体、事業者、国民の取組が進むよう提言や普及啓発を行う。

3949 (オ) 国・地方公共団体の役割

- ・自動車排出ガス規制、中央線変移等の交通規制等の規制的措置の実施
- ・国・地方公共団体自らの低公害車等の率先導入
- ・自動車使用合理化、点検整備等の適切な指導
- ・低公害車等の開発・利用等の支援
- ・鉄道や海運のための基盤整備
- ・環境負荷の軽減に配慮した公共交通機関の整備及び利便性向上
- ・徒歩や自転車利用のための施設整備
- ・沿道環境保全に配慮した交通の分散・円滑化のためのバイパス・環状道路整備、交差点改良
- ・駐車対策の効果的な実施
- ・高度道路交通システム、交通管制システムの整備・活用
- ・交通対策による削減データの整備等情報提供システムの整備
- ・沿道や空港周辺等交通施設の周辺において、交通騒音等を防止するため、土地利用適正化や緩衝緑地整備
- ・低騒音舗装・遮音壁・植樹帯整備等の道路構造対策の実施 等を進める。

3950 (4) その他

3951 (ア) 観光・余暇活動

観光・余暇活動は、国民が自然とふれあう機会を提供する。一方、様々な形での自然環境の改変等の環境への負荷を誘発する可能性もある。

3952 開発業者、旅行業者等関連事業者の役割

立地選定から開発及び運営までの各段階において自然環境等への配慮を進める。また、自然を活かし、自然とふれあえるような観光・余暇活動（エコツーリズム等）に関する知見の充実や専門家の育成等を進めるとともに、観光地の自然環境について紹介するなど、環境の保全に十分配慮しつつ自然とふれあえるような観光・余暇活動への取組を進める。観光資源として利用する自然環境の保全について、責任を適切に分担する。

3953 利用者の役割

ごみの散乱防止、自然を損傷するような行為の自制、訪問地の自然環境に対する理解の増進等の取組を進める。

3954 国・地方公共団体の役割

公園、緑地等を適切に管理する。また、旅行事業や地域の観光地整備等に際して、自然環境等への配慮が行われ、自然を活かした、自然とふれあえるような観光・余暇活動が促進されるよう、基盤整備や指導助言などを行う。

3955 (イ) 金融

金融は経済活動の中で重要な役割を果たしており、企業への資金供給等を通じて環境に大きな影響を及ぼし得る。一方、環境保全活動に対する寄付や投資が組み込まれた預金等の提供等の積極的な取組も行われている。

金融機関においては、融資や投資の際に対象企業の行う事業における環境に対する配慮についても勘案することや、環境についての情報が不足しがちな中小企業等に対して情報を提供し、助言者としての役割を果たすことなどの取組が期待される。

3956 (ウ) その他

その他の各事業者等には、一般的な事業者の役割のほか、その活動の特性に応じて、上記の「物の生産・販売・消費・廃棄」、「エネルギーの供給、消費」、「交通・運輸」等の各分野の事業者等の役割を参照しつつ、環境保全への自主的積極的な取組を進めることが期待される。

また、情報通信の利用は、交通流の円滑化等に資するほか、交通の一部の代替や紙資源の節約等を通じて環境への負荷の低減に資する可能性も有するため、幅広い観点から情報通信システムの活用等情報化の進展と環境との関係について調査研究を進め、環境への負荷低減に資するよう、その適切な活用を図る。

3957 4 行政活動への環境配慮の織り込み

3958 国は、率先して、通常の経済活動の主体として行う活動を含め、政府活動に環境配慮を適切に織り込んでいくことにより自らの活動を律し、環境への負荷をさらに低減する必要がある。

また、関係省庁は、環境基本計画を踏まえつつ、自主的に環境配慮の方針を明らかにするとともに、その推進を図るため、政府は、率先して、自主的に、環境マネジメントシステムの導入に向けた検討を進める。

なお、これまで率先実行計画に基づき行われてきた環境保全に向けた取組のうち物品調達については、平成12年5月に制定されたグリーン購入法に基づき、各省庁ごとに毎年度調達方針を策定し、当該方針に基づき自主的に取組を推進する。また、その他の通常の経済活動の主体としての活動については、具体的な数値目標等を含む地球温暖化対策推進法に基づく政府の実行計画を策定し、それに基づく取組を推進する。

3959 第4節 国際的取組に係る施策

前章第11節に掲げた施策とともに、以下のような取組を推進する。

3960 1 地球環境保全等に関する国際協力等の推進

3961 (1) 地球環境保全に関する政策の国際的な連携の確保

3962 国連環境計画(UNEP)については、地球環境状況の分析評価、国際環境法の形成等のUNEPが他の国際機関に比較優位を有している分野への取組の重点化を促していく。

国連持続可能な開発委員会(UNCSD)については、持続可能な開発に関わるあら

ゆる分野、主体からの関心を高めていくため、創造的、大局的視点からの議論が一層促進されるよう作業の改善を促していく。

国際金融機関やWTOと環境関係機関間の役割分担を再検討するとともに、連携を強化する。特に、貿易と環境の相互支持化のための取組について、WTO、OECD等において引き続き議論を進める。

政府以外の主体の役割が国際機関や条約の交渉過程において増大していることを認識し、世界的な政策形成とその実施に、多様な主体が参加が促進されるよう、情報技術を活用した環境整備を進める。

引き続き地球環境保全に資するプロジェクトに対して可能な限り資金が確保されるとともに、各種の開発プロジェクトにおける環境配慮が徹底されるように、資金提供を行う国際機関が活動することを重視する。

3963 開発援助と環境、革新的技術開発、地球環境変動研究、貿易・投資と環境、経済的手法の分析等の国際的な連携が必要な課題については、国際的な場で議論を深めることが重要であり、こうした場における議論に積極的に参加、貢献する。

3964 わが国は、身近な地域であり、大きな人口を抱え、かつ急速に経済成長を遂げているアジア太平洋地域に国際的取組の重点を置く。

具体的分野としては、以下の活動を進めていく。

- ・共同研究、共同モニタリングの推進
- ・環境の状況について協働して行う評価
- ・酸性雨、海洋環境、森林、渡り鳥等の分野の協力
- ・緊急事態（森林火災、海洋汚染等）に対する対応体制及び能力の強化

3965 他の地域についてもそれぞれの特性に応じた取組が進められているが、例えば、アフリカ地域については、第2回アフリカ開発会議（TICAD）を踏まえ、援助供与国会合による調整強化の方向を進めていく。

3966 (2) 開発途上地域の環境の保全

3967 環境と開発の統合に向けた開発途上地域の自助努力を支援するとともに、各種の環境保全に関する国際協力を積極的に推進する。基本的に、政策対話の推進、効果的な援助の実施、技術・ノウハウ等の移転、及び、開発途上地域に関する地域研究、適切な援助案件の採択と評価の実施等を引き続き進めることとするが、とりわけ、以下の点を進めることとする。

3968 (ア) 地球規模及びアジア地域の取組への積極的貢献

- ・温暖化対策、酸性雨対策、国際河川流域環境管理、生物多様性保全、サンゴ礁保全、渡り鳥保全、世界自然遺産地域保護、化学物質管理など、地球規模及び広域的問題の解決に対して、積極的な貢献を行う。その際、政府開発援助の活用を進めるとともに、二国間協力と多国間協力の連携を強化する。このような取組に積極的に貢献するため、モニタリング及びアセスメントの成果を活用しつつ、プロジェクト形成機能の強化を図る。
- ・民間資金・技術の誘導手法として重要な京都議定書のクリーン開発メカニズム(CDM)の枠組み作りに積極的に参画するとともに、国内的制度作りを進めつつ、その促進を図る。
- ・協力対象をプロジェクトではなくセクター（分野）とし、ドナー間で援助の調整・共有化等を行うセクター・プログラム・アプローチをはじめとした新たな援助協調の手法に対しては、わが国の比較優位に配慮した人的・知的貢献を強化する。
- ・多国間及び二国間協力において、政策対話を積極的に展開し、開発途上地域の具体的なニーズの把握に努めるとともに、デモンストレーション等波及効果の大きいモデル的プロジェクトなどを政府開発援助等で重点的に進めるなど、相手国への効果的な働きかけを

行う。

3969 (イ) 開発途上国の自立的な環境保全の取組の促進

協力の成果が、開発途上国による自立的な環境保全の取組に結びつくような環境整備を行う。例えば、わが国からの移転技術の全国的な普及や国産化、政策への反映がなされるよう、途上国の取組主体にインセンティブを付与する仕組みを整備するための協力を強化する。

各国の環境センターについては、わが国機関とのパートナーシップを形成できるよう、地域協力の枠組み、地域調査・研究、協力の窓口・調整のための拠点等として活用し、これらの間のネットワークを形成する。

3970 (ウ) 民間資金・技術の誘導による開発途上地域での環境産業の育成

開発途上国自身における環境対策の産業化が不可欠であることから、わが国の官民の技術、資本等を積極的に活用しつつ、途上国における環境産業の育成を支援する。

この観点から、政府開発援助等において、援助等の受け入れ国における民間の公害防止に対する公的金融制度等の整備、規制等の実施体制の強化、ISO14000等の普及など産業等における環境関連制度の内部化など、環境産業の育成に資するような内容の支援を強化する。

3971 (エ) 国際機関等を通じた貢献

- ・開発途上地域の持続可能な開発を資金面から支援するため、世界銀行、国連開発計画(UNDP)、UNEP等の協力のための組織・機構を通じた協力(世銀、UNDP及びUNEPを実施機関とする地球環境問題に関する主要な資金メカニズムの一つとして地球環境ファシリティ(GEF)がある)さらにはOECD開発援助委員会、各途上国等のドナー会合等での連携を引き続き進める。
- ・UNEP国際環境技術センター、バーゼル条約地域研修技術移転センター等の多国間の仕組みを通じた技術移転を引き続き支援する。
- ・国際機関において、わが国の経験の活用、わが国の様々な支援との連携が進むよう、わが国からも一層人的貢献を行う。

3972 2 調査研究、監視・観測等に係る国際的な連携の確保等

3973 (1) 戦略的な地球環境の調査研究・モニタリングの推進

- ・最終的な研究成果・観測結果の環境政策への活用を視野に入れ、衛星情報やモデリングなど、近年の技術の進展の成果を活用して、限られた資源を効率的に利用するように地球環境研究・モニタリングの総合的・効率的な推進を図るとともに、その成果を世界に向けて発信する。
- ・戦略的なデータの把握・評価が重要であるため、関係諸国や国際機関と十分に調整の上、対処能力や機器の整備を含め、途上国における地球環境モニタリングの強化を支援する。

3974 (2) 国際的な各主体間のネットワーキングの充実・強化

- ・国際的な研究推進プログラムへの積極的参画を進める。その際、現状においてすでに様々な主体により取組が行なわれている分野については、それらを尊重しつつ、その連携・協働の強化を図る。
- ・東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)・アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)等の枠組みの活用、共同研究や研究者交流を一層推進する。

3975 3 地方公共団体又は民間団体等による活動の推進

- ・地方公共団体が培ってきた環境の保全に関する知見を活かした協力や民間団体による草

の根レベルを含む各般の協力を推進し、地球環境保全等に関する国際協力の実効性を向上させる。このため、地方公共団体の自主的な取組を支援するとともに、情報の提供等を通じ民間団体等の行う国際協力を推進する。

- ・環境事業団の「地球環境基金」等を通じた日本及び途上国の民間団体への支援の充実強化に努める。

3976 4 国際協力の実施等に当たっての環境配慮

(ア) 政府開発援助及び輸出信用における環境配慮

- ・政府開発援助及び輸出信用においては、環境配慮の手續及び方法等について、国内外の取組の進展に配慮しつつ、充実を図るとともに、その実施体制の整備を図る。
- ・政府開発援助に係る環境配慮については、その取組の調和・整合性を確保する。
- ・輸出信用に係る環境配慮については、国際的な枠組みづくりの作業に積極的に貢献する。
- ・国際協力銀行における政府開発援助と輸出信用の統合されたガイドラインの策定に当たっては、それぞれの目的の相違を踏まえつつ、整合性ある基準とするよう取り組む。

(イ) 民間の海外事業に関する環境配慮

- ・事業者の海外活動に関しては、民間の自主的な取組が進みつつあり、個々の事業者による取組の進展が図られることが重要である。これに関連し、国内で取り組まれている環境監査、環境報告書等の取組が海外事業も含めることが期待される。
- ・政府として、引き続き、民間の環境配慮が促進されるよう、情報提供や環境整備を進める。

3977 5 国際協力の円滑な実施のための国内基盤の整備

3978 (ア) 国際会議を通じた合意形成と国際世論の形成に貢献しうる専門家の養成・活用と政策基盤の強化

- ・国際会議における専門的・技術的議論の進展と国際世論づくりに一層貢献していくため、専門家が特定の分野に長期間対応する体制の構築に努める。
- ・政府内の専門家の育成に努めるとともに、NGO、学術研究機関・団体、産業界等との連携を強め、政府外の専門家の知見の活用を図る。

3979 (イ) 国際機関への邦人職員勤務の支援、途上国環境協力のための人材育成等

- ・国際機関への邦人職員勤務の支援を一層強化する。
- ・民間や地方公共団体等の人材を引き続き活用していくに当たり、これら人材の育成のため、研修等を一層充実するとともに、円滑な派遣のための人材登録、帰国後の専門家の活用等を推進する。
- ・援助受け入れ側の能力向上も重要であり、長期的視野に立って、国内及び第三国の多様な場における研修機能の充実や人材交流・留学制度の活用を進める。

3980 (ウ) 情報の収集・分析・整理及び技術の開発・評価

- ・諸外国や国際機関の環境保全戦略に関する情報収集の一層の充実を努め、地球環境保全等に関する国際的な連携・協働の基盤を整備する。
- ・環境上適正な技術、国内に蓄積されている経験を収集・整理し、地球環境保全等に資する適正技術の蓄積及び円滑な技術移転の基盤を整備する。
- ・社会・産業構造の絶え間ない変遷に伴い、市場等を通じて次々に社会に多様な技術が導入されるが、その環境影響を事前に迅速かつ的確に評価し、持続可能な社会の実現に向けて適切な技術の普及を誘導する。

3981 6 地球環境保全に関する国際的枠組みの下での取組と新たな国際的枠組みづくり

3982 地球環境保全に関する国際条約等の枠組みの下、締約国会議等に対する実施状況報告とそのレビュー、違法取引などの違反の取締、途上国の国内実施能力体制整備への支援を進めるほか、それぞれの条約の目的を達成するために必要な議定書の整備を促す。
また、新たな枠組みづくりに対しても積極的な役割を果たす。

3983 (ア) 地球温暖化の防止

3984 C O P 6 での合意を踏まえ、京都議定書の実施に必要な組織の設立等京都議定書実施のための国際貢献を行うとともに、第2期以降の削減目標のあり方、地球規模の対策の推進等に関する国際交渉を促進し、国際的に貢献していく。

途上国の人材育成への協力、最優遇条件による円借款及び地球温暖化防止技術の移転等を内容とする京都イニシアティブの具体化を進めるとともに、今後の協力の進め方について検討する。

国際協調の下、途上国等への地球温暖化防止技術の普及、革新的な地球温暖化防止技術の国際共同研究等を推進する。

共同実施、クリーン開発メカニズムを有効に活用し、削減目標を達成できるようにするとともに、途上国への技術移転、途上国の持続可能な開発を進めるために、関係国との協議等を通じ、案件の発掘及び実現可能性調査等を推進する。

3985 (イ) オゾン層の保護

「オゾン層の保護のためのウィーン条約」及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」を着実に実施するとともに、フロン回収・破壊の促進を図る。また、開発途上地域における対策を支援する。さらに、観測監視による科学的知見の充実等により、国際的な対策の推進に貢献する。

3986 (ウ) 酸性雨の防止

地域的・国際的な取組が不可欠であり、監視・観測網を構築し、更に、欧州や北米におけると同様に、酸性雨原因物質の排出抑制等を進めるため、東アジア地域における越境汚染対策に関する枠組みづくりを率先して進める。また、酸性雨原因物質の排出抑制等を進めるため、技術移転等を推進する。

3987 (エ) 海洋環境の保全

「海洋法に関する国際連合条約」(国連海洋法条約)、「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」(ロンドン条約)、「1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書」(マルポール73/78条約)、「1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」(O P R C条約)等を着実に実施するとともに、「陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画」(G P A)、「2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に対する準備、対応及び協力に関する議定書」(仮称)(O P R C-HNS議定書)、「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書」等の枠組みや、船舶起因の海洋汚染について国際海事機関(I M O)における議論に率先して対応する。U N E P 及び関係国と協力し、北西太平洋地域海行動計画(N O W P A P) 各国における統合的沿岸管理等の地域的な取組を進める。

3988 (オ) 有害廃棄物の越境移動の規制

「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」を的確かつ円滑に実施する。このため、関係各省が連携して有害廃棄物の不法な越境移動の防止を図る。また、有害廃棄物管理のための技術移転等を進める。

3989 (カ) 森林の保全と持続可能な経営の達成

森林原則声明、アジェンダ21、「森林に関する政府間パネル」(IPF)行動提案及び「森林に関する政府間フォーラム」(IFF)行動提案の実施を基本とし、国連、G8等を通じた国際的な検討に積極的に参画する。特に、今後国連内の議論を経て設置される見込みの「国連森林フォーラム」(UNFF(仮称))のもとで、世界のすべての森林における持続可能な森林経営のための取組を推進するとともに、森林に関する法的枠組みの作成については、国際的な合意形成及び実効性等に留意しつつ対応する。また、持続可能な森林経営の基準・指標に関する取組を進めるとともに、持続可能な開発委員会、国際熱帯木材機関(ITTO)、世界貿易機関(WTO)等における検討状況を踏まえ、より適切な木材貿易に努める。さらに、森林保全に関する国際協力等を推進する。

3990 (キ) 生物多様性の保全

「生物の多様性に関する条約」を中心として、国際的な連携の下に生物の多様性の保全及び持続可能な利用を促進する。また、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(ワシントン条約)を通じた野生生物種の保護を一層推進するとともに、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)を通じ、国際的に重要な湿地の保全及び適正な利用に関する国際協力を進める。さらに、二国間の渡り鳥等保護条約・協定等を通じた渡り鳥等の保全に向けた施策、共同調査等の取組を進めるほか、「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」の実施を通じた国際協力など、多国間による渡り鳥保護のための枠組みの強化を図る。

また、サンゴ礁について、「国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)」の活動を推進し、特に東アジア海域を中心に活動を強化していく。

3991 (ク) 砂漠化の防止

「深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約」への積極的な対応を基本とし、砂漠化のメカニズム、人間活動と砂漠化の相互影響、幅広い主体の参加による社会経済的視点を含めた総合的な砂漠化対策について調査・検討を実施する。また、砂漠化が生じている国における対策を支援する。

3992 (ケ) 国際的に高い価値が認められている環境の保全

国際的に高い価値があると認められている環境は人類共通の財産である。このため、南極については、「環境保護に関する南極条約議定書」等の国際協定等をも踏まえて、環境影響評価、動植物相の保護、廃棄物の処理及び管理、海洋汚染の防止、保護区域の管理等を進める。また、世界遺産基金への拠出等を通じて、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約)に基づいて指定された自然遺産の保全に積極的に協力する。

3993 (コ) その他

残留性有機汚染物質(POPs)に関する条約交渉を促進するとともに、その地球規模での観測・監視に係る国際的取組に貢献する。また、淡水資源の保全については、国際河川・湖沼の流域環境管理についての国際協力を進めるとともに、途上国の国内的取組を支援する。また、国際的な水問題の解決に向けての取組について、関係する国際機関とも協調しながら積極的に参画していく。

401 第4部 計画の効果的実施

402 第1節 各主体の連携と推進体制の強化

環境基本計画の効果的実施のためには、これをよりどころとしつつ、社会の構成員であるすべての主体が協力し、環境の保全に向け実際に行動していくことが肝要である。政府は、閣議のほか関連する閣僚会議や関係省庁連絡会議等の場を通じて緊密な連携を図り、環境基本計画に掲げられた環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。地方公共団体には、環境基本計画に示された方向に沿いつつ、地域の自然的社会的条件に応じて、国に準じた施策やその他の独自の環境の保全に関する施策について、環境の保全に関する総合的な計画の策定等により、これを総合的かつ計画的に進めることが期待される。

環境基本計画に基づいて、各主体それぞれが公平な役割分担の下に、様々な施策・取組を自主的かつ積極的に推進するために、連携・協力を密にすることが必要である。国及び地方公共団体は、環境基本計画に掲げられた各種の施策を効果的に実施するため、協調連携を強化する。

国は、環境基本計画に基づく施策・取組の実施状況を把握し、評価し、自ら活用するほか、環境への取組を進める他の主体に対し環境白書をはじめ様々な手段を通じて情報提供するため、環境情報の体系的な収集・蓄積・利用を進める。環境基本計画に掲げられた施策や取組を進めるための地域レベルの住民、事業者、行政等から構成される組織の活動を支援するため、全国的な情報交流を進める。

各主体は、環境基本計画に沿い、極力、自らの行動への環境配慮の織り込みに努めるものとし、その推進に当たり、環境マネジメントシステム等の手続的手法の活用を図るものとする。特に、関係省庁は、環境基本計画を踏まえつつ、自主的に環境配慮の方針を明らかにするとともに、その推進を図るため、政府は、率先して、自主的に、環境マネジメントシステムの導入に向けた検討を進める。

403 第2節 目標の設定

環境基本計画に掲げられた施策を全体として効果的に実施するため、総合的環境指標を引き続き整備するとともに、その活用を図る。なお、総合的環境指標の基礎となる環境に関する統計数値の充実、データベースの整備等に努める。

また、個別の施策については、各種の具体的目標が設定されているものがあるが、環境基本計画の基本的な方向に沿い、総合的な見地からの所要の検討を行いつつ、必要に応じ具体的目標の見直しを行い、施策の効果的な実施を図る。必要な分野については、具体的目標を設定し、個別の計画を策定する。

次の計画の見直しまでに、各主体の自主的取組を計画の目標に反映させるための手法を検討する。

404 第3節 財政措置等

国は、環境基本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずる。その際、本計画の進捗状況、環境の状況等を勘案するとともに、環境保全経費の見積り方針等の運用面の在り方について検討を行った上で、必要に応じて改善を行い、これを踏まえ、各種事業が総合的に推進されるよう適切に対処する。

国は、地方公共団体が地域の实情に応じて自主的積極的に実施する環境の保全に関する施策のための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努める。

405 第4節 各種計画との連携

国は、環境に影響を及ぼすと認められる計画を策定するに当たっては、環境の保全に配慮しなければならない。環境保全のための配慮に当たっては、次のような方針で臨む。

環境の保全に関する国の基本的な計画である環境基本計画と国の他の計画との間では、環境の保全に関しては、環境基本計画との調和が保たれたものであることが重要である。

国の他の計画のうち、専ら環境の保全を目的とするものは、環境基本計画の基本的な方向に沿って策定、推進する。

また、国のその他の計画であって環境の保全に関する事項を定めるものについては、環境の保全に関しては、環境基本計画の基本的な方向に沿ったものとなるものであり、このため、これらの計画と環境基本計画との相互の連携を図る。

406 第5節 計画の進捗状況の点検及び計画の見直し

環境基本計画の着実な実行を確保するため、毎年、中央環境審議会は、国民各界各層の意見も聴きつつ、環境基本計画に基づく施策の進捗状況等を点検し、必要に応じ、その後の政策の方向につき政府に報告する。中央環境審議会の点検は、関係省庁の自主的な点検結果を踏まえて実施する。関係省庁の点検が、施策の環境改善効果に関する分析・評価を可能な限り含めて実施できるよう、政府は、適切な点検手法の開発を図る。中央環境審議会の点検結果については、毎年国会に対して行うものとされている年次報告等に反映するとともに、環境保全経費の見積もり方針の調整に反映する。

内外の社会経済の変化に柔軟かつ適切に対応して、環境基本計画の見直しを行うこととし、見直しの時期は、5年後程度を目途とする。